

飯塚市こども計画

令和 年 月
飯 塚 市

はじめに



市長ご挨拶文

令和7年3月

飯塚市長 武井 政一

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 国のこども大綱の概要.....	2
3 計画の位置づけ.....	7
4 計画の策定体制	8
5 計画期間	8
6 計画の評価及び推進体制	8
第2章 飯塚市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く現状	9
1 各種データからみた飯塚市の現状.....	9
2 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況.....	28
3 アンケート調査からみたこどもの貧困の現状	36
4 アンケート調査からみたこども・若者の意識.....	47
5 第2期計画の実施状況.....	52
6 飯塚市の今後の課題の整理	63
第3章 計画の基本理念と基本的視点	65
1 計画の基本理念	65
2 計画の基本的視点	66
第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策....	68
1 教育・保育提供区域の設定.....	68
2 教育・保育(1～3号)	69
3 地域子ども・子育て支援事業	73
4 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進策.....	84
第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策	85
1 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保	85
2 児童虐待の防止	86
3 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	93
4 障がい児などの支援	95
5 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進.....	102
6 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	104
7 地域での子育てや家庭教育の支援.....	106
8 幼児教育・保育の質の向上.....	108
9 外国につながる幼児への支援	109
10 その他の関連施策	110
第6章 こどもの貧困対策推進に係る施策.....	132
1 学びの支援	132
2 家庭生活の支援	138
3 保護者の就労支援	142
4 経済的支援	143

第7章 こども・若者支援に係る施策.....	147
1 社会で自立して活躍できる力の育成.....	147
2 自分自身が選ぶ未来へのチャレンジに対する応援.....	149
3 困難を有するこども・若者やその家族への支援.....	150
4 健やかな成長と安定した生活基盤を支える環境の整備.....	155
資料編.....	158
計画策定の経緯.....	158
飯塚市子ども・子育て会議条例.....	159
飯塚市子ども・子育て会議委員名簿.....	161
こども基本法.....	162
児童の権利に関する条約(抜粋).....	167
子ども・子育て支援法(抜粋).....	172
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律.....	176
子ども・若者育成支援推進法(抜粋).....	180

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱える家庭が増えています。さらに、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増加し、特に都市部では待機児童問題が深刻化しています。本市でも、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わり、社会全体での子育て支援が求められています。

国は平成15年、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方自治体や事業所には「次世代育成支援地域行動計画」の策定と推進が義務づけられました。本市では、平成17年に「飯塚市次世代育成支援行動計画(前期計画)」(平成17～21年度)、平成22年には「後期計画」(平成22～26年度)を策定し、子育て支援を進めてきました。

その後、平成24年に可決された子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。これを受けて、本市では平成27年に『みんなでつくる すべての子どもが笑顔で暮らせるまち いいづか』を基本理念とする「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」(平成27～31年度)を、令和2年には「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」(令和2～6年度)を策定し、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図ってきました。

また、平成26年には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、令和元年6月の法改正により、将来だけでなく現在の生活改善を目的とすることや、児童の権利条約に基づく貧困対策の推進が明記されました。本市では、包括的かつ早期の支援を行うことを目的として、「飯塚市子どもの貧困対策推進計画」(令和5～6年度)を、第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画に盛り込んで策定しています。

一方、国においては、令和5年4月に、「こども施策」を社会全体で総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現を目指してこども家庭庁が発足しました。令和5年12月には、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」が策定され、幅広い「こども施策」を総合的に推進するため、基本方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。「こども基本法」の第10条では、市町村が「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を策定することが努力義務とされており、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものととして策定することができると定められています。

このような背景を踏まえ、こども施策をさらに充実させるため、こども大綱や福岡県が策定する福岡県こども計画を踏まえ、本市の実情に合った内容を反映させた「飯塚市こども計画(令和7～11年度)」を策定し、こどもが笑顔で暮らせるまちづくりを進めるものです。

2 国のこども大綱の概要

(1)策定の背景

国は、日本国憲法や子どもの権利条約の理念に基づき、こどもに関するすべての施策を推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」を令和4年6月に制定(令和5年4月施行)しました。こども基本法 第9条では、「政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども大綱を定めなければならない。」とされています。また、こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項ほか、こども施策を推進するために必要な事項を定めるものとされました。

こども家庭庁「こども家庭審議会」が、有識者だけでなく当事者であるこどもや若者・子育て当事者の意見もまとめて審議を重ね、令和5年12月に閣議決定されたのがこども大綱です。この大綱では、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項などが一元的に定められています。

(2)こどもまんなか社会

こども大綱が目指す将来像については、「こどもまんなか社会」として定義されています。具体的には、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会、とされています。

(3)こども施策に関する基本的な方針

こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策とされています。

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

そして、こども大綱では、こどもまんなか社会の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針としています。

基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(4)「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

国は、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標として、以下を設定しています。

項目	目標	現状	出典
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	15.7% (2023 年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	60.8% (2023 年)	OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	70%	60.0% (2023 年)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%	74.2% (2022 年)	OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	84.1% (2022 年)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持	97.1% (2022 年)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%	51.5% (2022 年)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	20.3% (2023 年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	66.4% (2022 年)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%	31.0% (2018 年)	こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	27.8% (2023 年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	83.1% (2022 年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成

(5)こども施策に関する重要事項

①ライフステージを通じた重要事項

全てのライフステージを通して縦断的に実施すべき事項として、以下の施策に取り組みます。

(ア) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- ・ こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発

(イ) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- ・ 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
- ・ こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための生活空間の形成
- ・ こども・若者が活躍できる機会づくり
- ・ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

(ウ) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- ・ プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等
- ・ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

(エ) こどもの貧困対策

- ・ 教育の支援、保護者の就労支援、経済的支援

(オ) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- ・ 地域における支援体制の強化
- ・ 働くうえでの多様性の推進
- ・ 特別支援教育

(カ) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- ・ 児童虐待防止対策等の更なる強化
- ・ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ・ ヤングケアラーへの支援

(キ) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ・ こども・若者の自殺対策
- ・ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- ・ こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- ・ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- ・ 非行防止と自立支援

②ライフステージ別の重要事項

①ライフステージを通した重要事項とは別に、こども施策に関する重要事項をこども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に以下の施策に取り組みます。

(ア) こどもの誕生前から幼児期まで

- ・ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(イ) 学童期・思春期

- ・ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・ こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
- ・ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・ いじめ防止
- ・ 不登校のこどもへの支援
- ・ 校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止
- ・ 高校中退の予防、高校中退後の支援

(ウ) 青年期

- ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

③子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組めます。

(ア) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ・ 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援

(イ) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ・ 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、全てのこどもと家庭を対象とした、地域のニーズに応じた様々な子育て支援
- ・ 体罰によらない子育てに関する啓発
- ・ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進
- ・ 身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進

(ウ) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ・ 共働き・共育ての推進
- ・ 女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備
- ・ 男性の家事・子育てに参画できる社会の実現に向け、制度面と給付面の両面から抜本的に強化

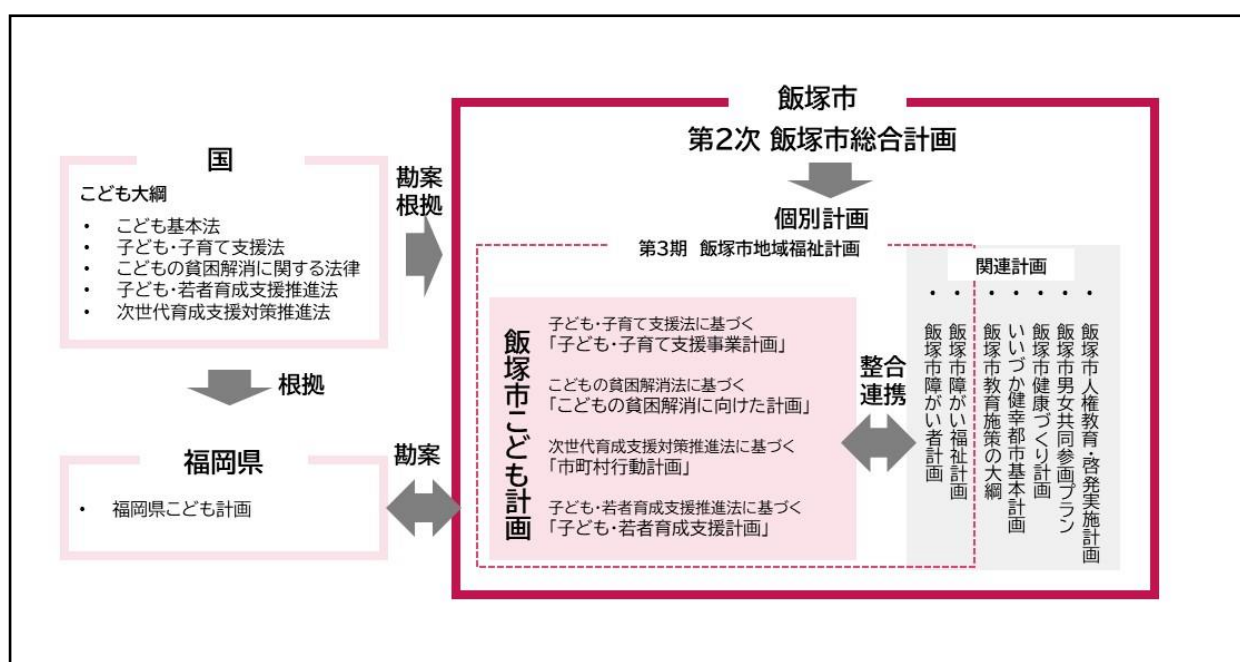
(エ) ひとり親家庭への支援

- ・ 児童扶養手当等による経済的支援
- ・ こどもに届く生活、学習支援の推進
- ・ 余裕のない親が相談に来るのを待つことなく支援するプッシュ型の支援
- ・ 養育費の履行確保のため、相談支援や取決めの促進について強化

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体化し、「こども基本法」に基づく市町村こども計画として策定します。

また、本計画の策定にあたっては、国の「こども大綱」と、福岡県が策定する「福岡県こども計画」を勘案します。また、「飯塚市総合計画」や「飯塚市地域福祉計画」など、他の関連計画とも緊密に連携し、整合性を図ります。市全体の政策の中でこども施策を適切に位置づけ、包括的な取り組みを展開します。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「飯塚市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

このほか、こども・若者、子育て当事者に対するアンケート調査や計画原案に対する市民意見募集により、障がい者やその家族などの当事者やその他の市民の意見の反映に努めました。また、こども・若者、子育て当事者、その他の関係者の意見を聴き、施策に反映するため、こども・若者等からの意見聴取を実施しました。

5 計画期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの5年間を計画期間とします。また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

6 計画の評価及び推進体制

(1)計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握・点検を行い、こども審議会において評価を実施します。

こども審議会での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

(2)計画推進に向けた関係機関の役割

こども施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、こども政策課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみでこども・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

第2章

飯塚市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く現状

第 2 章 飯塚市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く現状

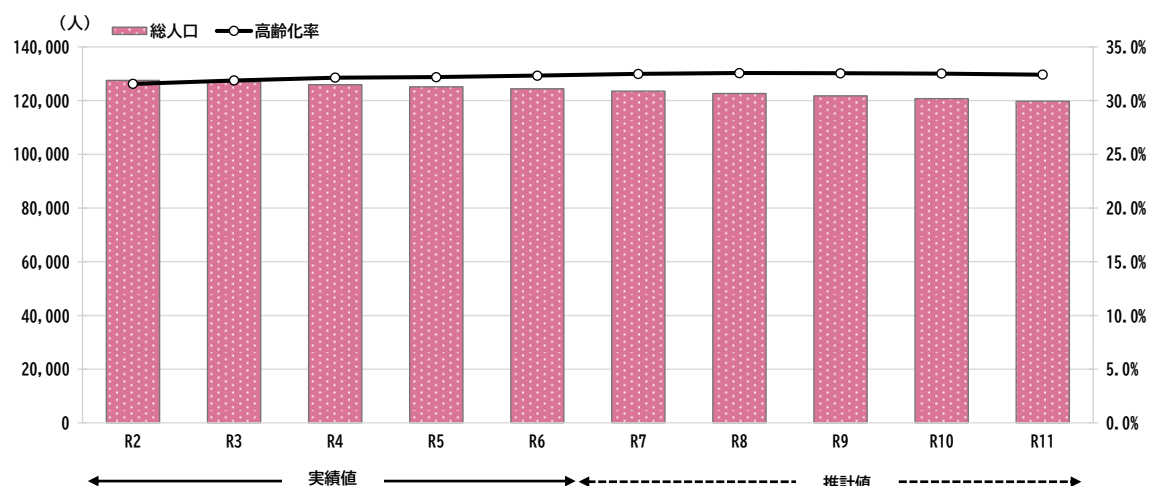
1 各種データからみた飯塚市の現状

(1)人口の推移と今後

令和 2～6 年度における本市の総人口は、127,557 人から緩やかに減少し、令和 6 年度には124,429 人と12.5 万人を下回りました。今後も減少傾向が続くものと見込まれ、本計画最終年度の令和 11 年度には、119,770 人と12 万人を下回る見込みです。

年齢 3 区分別の内訳を見ると、年少人口(0～14 歳)は、令和 6～11 年度の 6 年間で約 1,700 人減少する見込みです。また、生産年齢人口(15～64 歳)も同期間中に約 1,500 人減少すると予測されています。一方、老年人口(65 歳以上)は約 1,400 人減少するため、高齢化率(総人口に占める 65 歳以上人口の割合)は令和 6 年度の 32.3%からほぼ横ばいの 32.4%になると予測されています。

▼人口の推移(実績と将来推計)



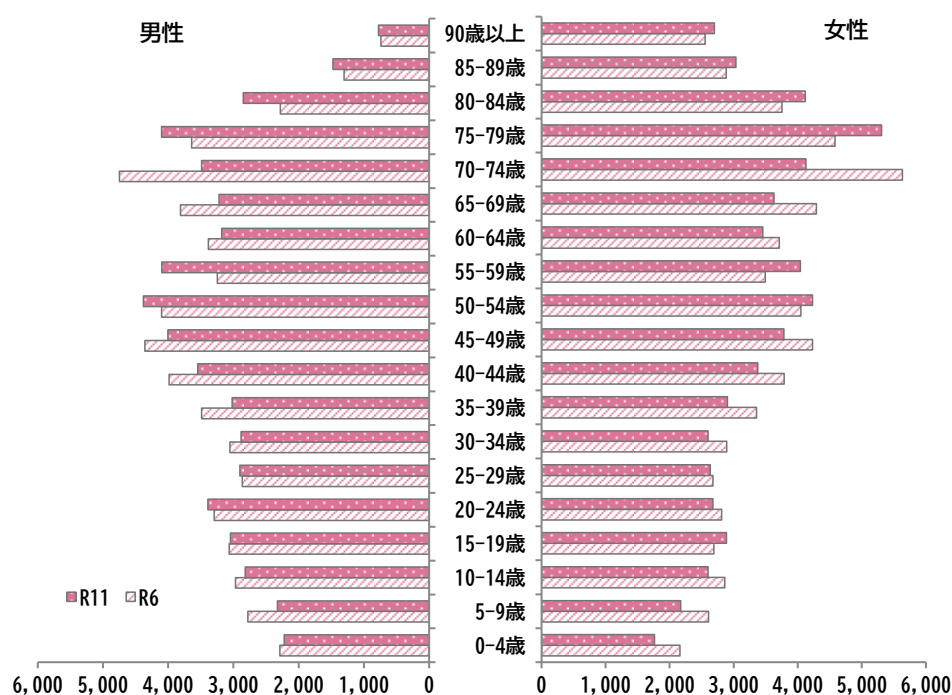
(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～14 歳	16,650	16,430	16,238	15,963	15,663	15,375	14,989	14,648	14,261	13,906
15～64 歳	70,646	70,055	69,232	68,906	68,540	68,056	67,732	67,471	67,241	67,035
65 歳以上	40,261	40,479	40,475	40,290	40,226	40,148	39,957	39,634	39,275	38,829
総人口	127,557	126,964	125,945	125,159	124,429	123,579	122,678	121,753	120,777	119,770
高齢化率	31.6%	31.9%	32.1%	32.2%	32.3%	32.5%	32.6%	32.6%	32.5%	32.4%

資料) 令和 2～6 年度：住民基本台帳(4 月 1 日現在)、令和 7～11 年度：総合政策課推計値

令和 6 年度(実績)と令和 11 年度(推計値)の性別・5 歳階級年齢別の人口による人口ピラミッドは以下のとおりです。合計特殊出生率の算定対象である 15～49 歳の女性人口は令和 6～令和 11 年度の 6 年間に 1,583 人減少するものと予測されます。なかでも 30 歳代女性(747 人減)の減少が顕著です。

▼性別・5 歳階級年齢別の人口比較(実績と将来推計)



(単位：人)

	男性			女性		
	R6	R11	増減	R6	R11	増減
0-4 歳	2,288	2,223	▲ 65	2,162	1,766	▲ 396
5-9 歳	2,777	2,327	▲ 450	2,607	2,171	▲ 436
10-14 歳	2,967	2,818	▲ 149	2,862	2,601	▲ 261
15-19 歳	3,065	3,045	▲ 20	2,690	2,889	199
20-24 歳	3,294	3,393	99	2,812	2,674	▲ 138
25-29 歳	2,864	2,901	37	2,675	2,636	▲ 39
30-34 歳	3,053	2,882	▲ 171	2,893	2,600	▲ 293
35-39 歳	3,487	3,019	▲ 468	3,358	2,904	▲ 454
40-44 歳	3,987	3,546	▲ 441	3,786	3,376	▲ 410
45-49 歳	4,357	4,004	▲ 353	4,231	3,783	▲ 448
50-54 歳	4,102	4,380	278	4,047	4,230	183
55-59 歳	3,245	4,099	854	3,494	4,040	546
60-64 歳	3,386	3,179	▲ 207	3,714	3,455	▲ 259
65-69 歳	3,812	3,222	▲ 590	4,292	3,629	▲ 663
70-74 歳	4,747	3,487	▲ 1,260	5,634	4,128	▲ 1,506
75-79 歳	3,640	4,101	461	4,581	5,310	729
80-84 歳	2,282	2,851	569	3,755	4,117	362
85-89 歳	1,304	1,474	170	2,884	3,034	150
90 歳以上	741	777	36	2,554	2,699	145
合計	59,398	57,728	▲ 1,670	65,031	62,042	▲ 2,989

資料) 令和 2～6 年度:住民基本台帳(4 月 1 日現在)、令和 7～11 年度:総合政策課推計値

(2)出生の状況

本市の合計特殊出生率(平成 30 年～令和 4 年)は 1.56 であり、全国(1.33)・福岡県(1.40)に比べて高くなっていますが、人口を維持するために必要な水準(人口置換水準)の 2.07 を下回っています。

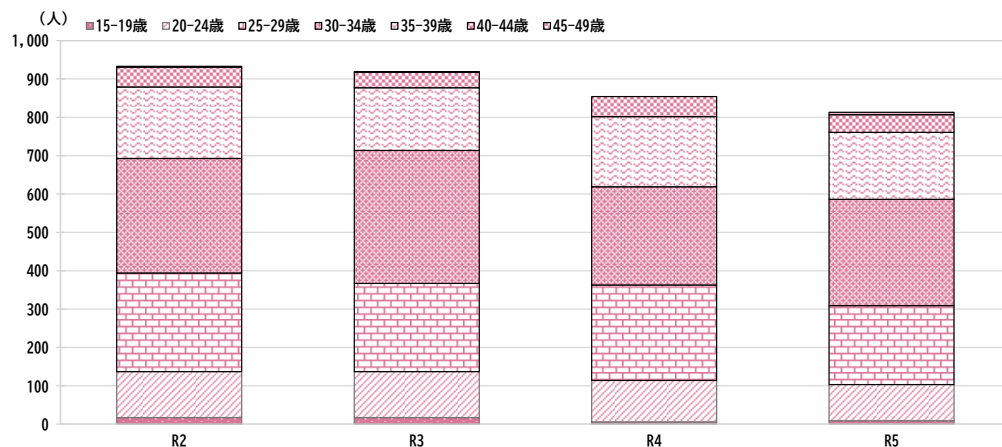
年間の出生数は令和 5 年で 813 人となっており、このうち母親が 25～34 歳であるものが 483 人と全体の 59%を占めています。令和 2 年からの推移をみると、出生数全体に占める出産の割合は 30～34 歳が 30～40%と最も多く、次いで 25～29 歳が 25～30%程度、35～39 歳が 20%程度、20～24 歳が 10～15%程度で推移しています。

▼合計特殊出生率の比較(平成 30 年～令和 4 年)

	全国	福岡県	飯塚市
合計特殊出生率	1.33	1.40	1.56

資料)平成 30 年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計(厚生労働省)

▼母親の年齢階級別出生数の推移



(単位: 人)

	R2	R3	R4	R5
15-19 歳	17	17	6	9
20-24 歳	120	120	108	94
25-29 歳	257	230	249	206
30-34 歳	299	347	256	277
35-39 歳	186	163	183	175
40-44 歳	52	41	52	46
45-49 歳	2	1	0	6
総数	933	919	854	813

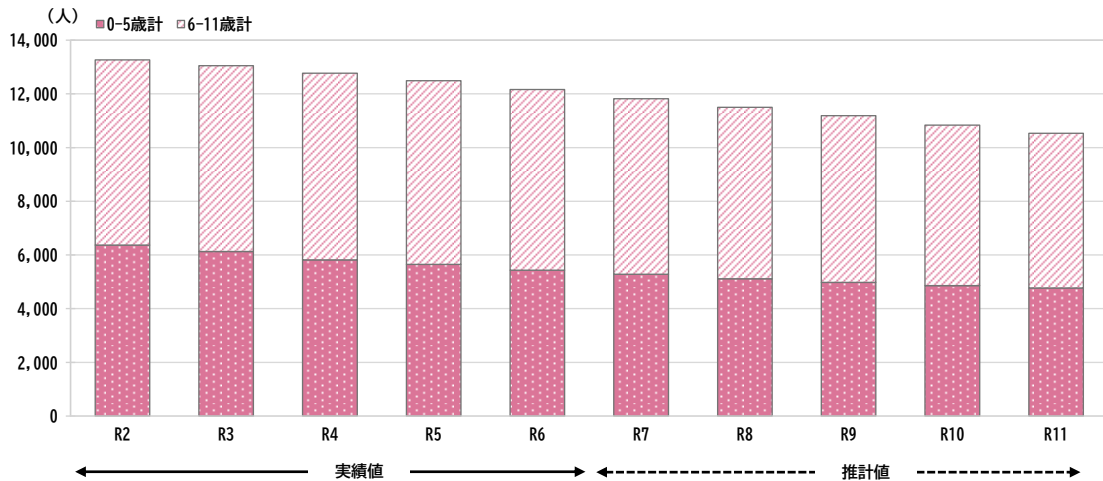
	R2	R3	R4	R5
15-19 歳	2%	2%	1%	1%
20-24 歳	13%	13%	13%	12%
25-29 歳	28%	25%	29%	25%
30-34 歳	32%	38%	30%	34%
35-39 歳	20%	18%	21%	22%
40-44 歳	6%	4%	6%	6%
45-49 歳	0%	0%	0%	1%
総数	100%	100%	100%	100%

資料)人口動態統計

(3)こどもの人口

こどものうち、小学生以下(0～11 歳)の児童の各歳別人口の推移をみると、前述のとおり、15～49 歳女性人口の減少等が予測されることもあり、就学前児童(0～5 歳)の減少が見込まれています。

▼こどもの人口の推移(実績と将来推計)



(単位：人)

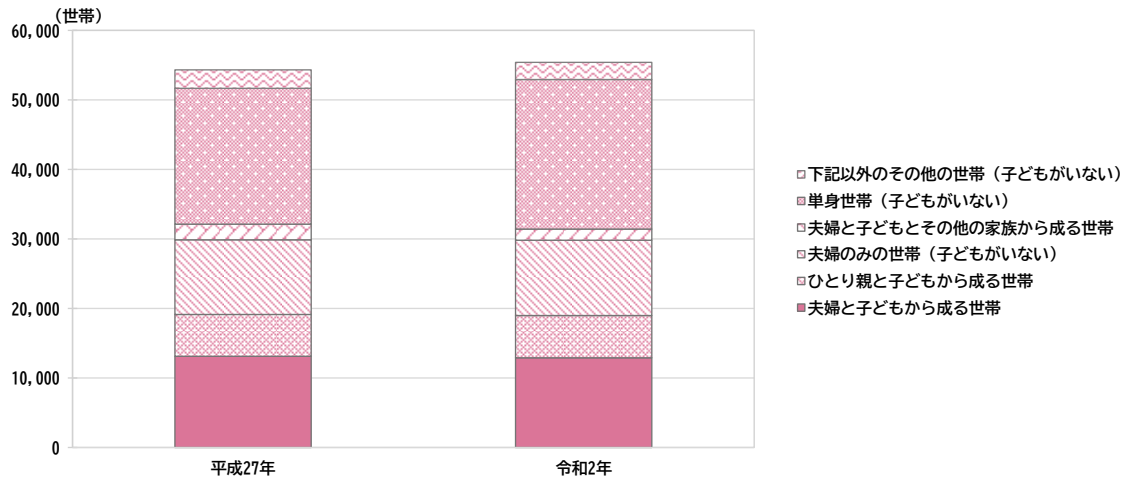
	実績					推計				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0 歳	988	994	912	880	833	821	806	793	779	766
1 歳	1,047	989	970	917	899	782	827	812	799	785
2 歳	1,084	1,034	990	957	931	859	783	828	813	800
3 歳	1,149	1,078	1,038	970	974	903	859	783	828	813
4 歳	1,113	1,153	1,066	1,027	973	937	900	856	780	825
5 歳	1,126	1,121	1,152	1,068	1,043	978	943	906	862	786
6 歳	1,165	1,127	1,122	1,150	1,088	987	982	947	910	866
7 歳	1,155	1,172	1,140	1,121	1,153	1,048	991	986	951	914
8 歳	1,209	1,147	1,173	1,141	1,116	1,081	1,045	988	983	948
9 歳	1,134	1,197	1,152	1,176	1,137	1,149	1,082	1,046	989	984
10 歳	1,121	1,130	1,204	1,156	1,187	1,129	1,153	1,086	1,050	993
11 歳	1,207	1,119	1,134	1,207	1,157	1,143	1,131	1,155	1,088	1,052
0-5 歳 計	6,507	6,369	6,128	5,819	5,653	5,280	5,118	4,978	4,861	4,775
0-2 歳 計	3,119	3,017	2,872	2,754	2,663	2,462	2,416	2,433	2,391	2,351
3-5 歳 計	3,388	3,352	3,256	3,065	2,990	2,818	2,702	2,545	2,470	2,424
6-11 歳 計	6,991	6,892	6,925	6,951	6,838	6,537	6,384	6,208	5,971	5,757
6-8 歳 計	3,529	3,446	3,435	3,412	3,357	3,116	3,018	2,921	2,844	2,728
9-11 歳 計	3,462	3,446	3,490	3,539	3,481	3,421	3,366	3,287	3,127	3,029
合計 (0-11 歳)	13,498	13,261	13,053	12,770	12,491	12,163	11,817	11,502	11,186	10,832

資料)令和 2～6 年度:住民基本台帳(4 月 1 日現在)、令和 7～11 年度:総合政策課推計値

(4)世帯の家庭類型の推移

世帯類型の推移をみると、平成 27 年から令和 2 年の 6 年間で、ひとり親家庭と夫婦のみ世帯の増加の影響で、核家族世帯は増加し、令和 2 年には 55,397 世帯となっています。

▼世帯の家庭類型の推移



(単位：人)

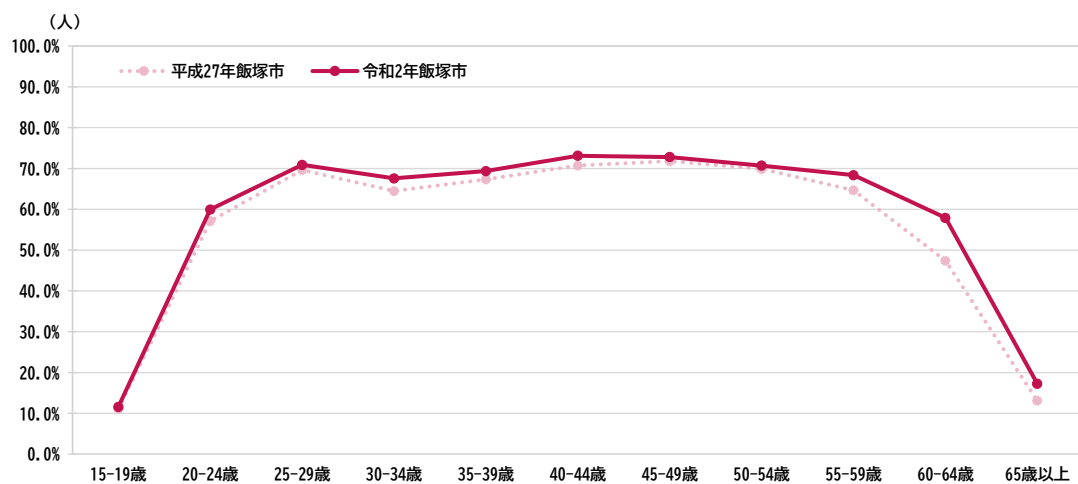
	平成 27 年	令和 2 年
下記以外のその他の世帯（子どもがいない）	2, 676	2, 468
単身世帯（子どもがいない）	19, 514	21, 515
夫婦と子どもとその他の家族から成る世帯	2, 276	1, 602
夫婦のみの世帯（子どもがいない）	10, 741	10, 842
ひとり親と子どもから成る世帯	5, 999	6, 072
夫婦と子どもから成る世帯	13, 133	12, 898
総数	54, 339	55, 397

(5)女性の就労状況

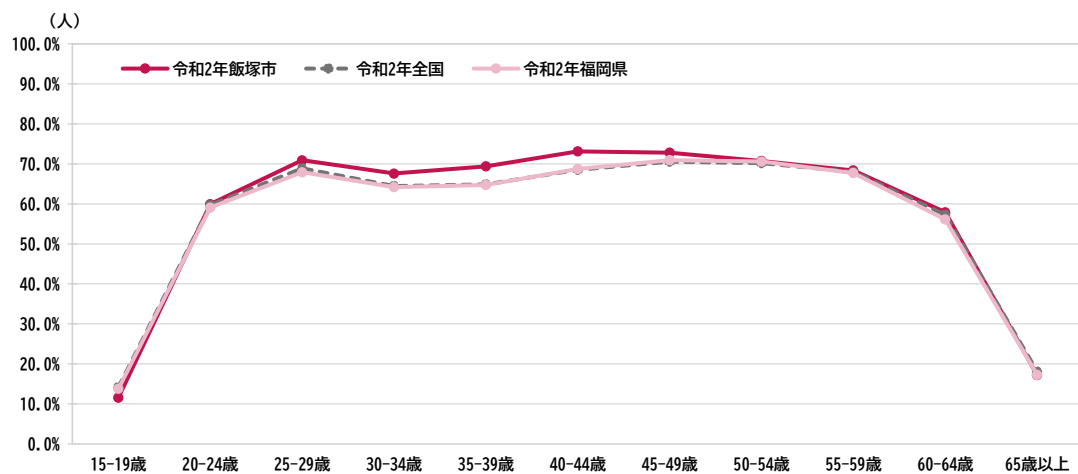
本市の女性の就業率の動向をみると、平成27年から令和2年の6年間の間に、全ての世代で女性就業率は増加しています。

全国や福岡県全体の平均と比較すると、20代後半と40代にかけての女性就業率が国や県と比較して高くなっていますが、本市でも国や県の傾向と同様に、30歳代前半を谷間とするM字カーブを描いています。これは、女性の結婚後からこどもの育児(子育て)期間終了までの離職がその一因と考えられます。

▼女性の就労状況の推移



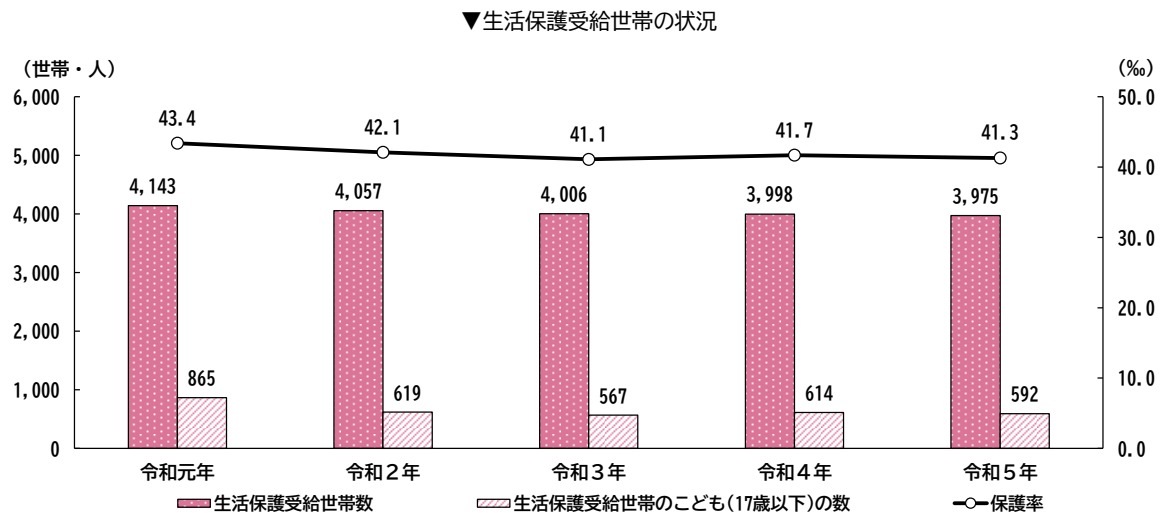
▼女性の就労状況の国・県との比較



(6)生活保護受給世帯の状況

①生活保護受給世帯の状況

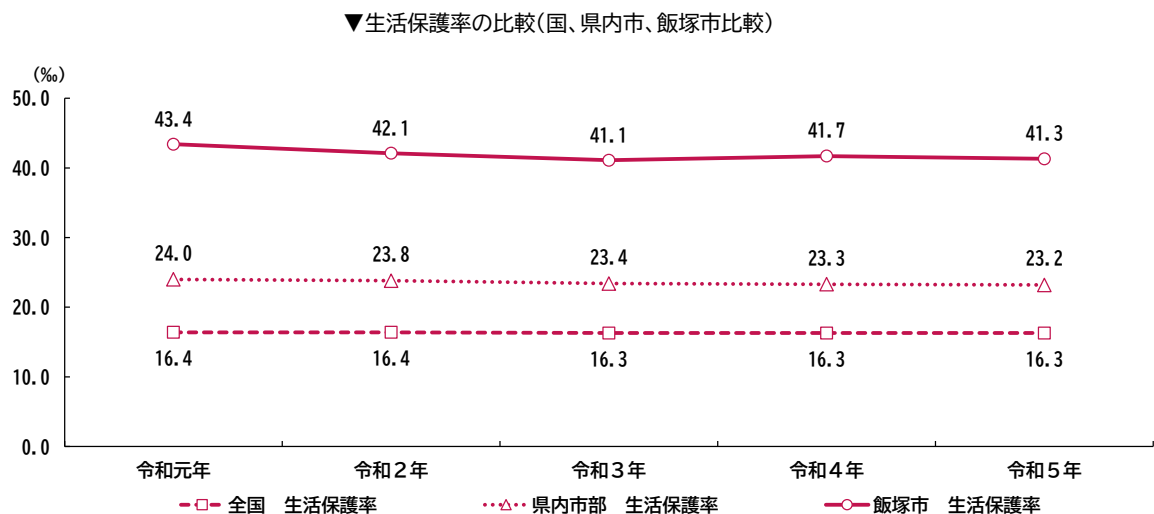
本市の生活保護受給世帯の推移をみると、令和元年以降減少しており、令和5年で3,975世帯となっています。保護率も令和元年以降減少傾向にあり、令和5年で41.3%となっています。これにあわせて、生活保護受給世帯のこどもの数も令和4年には一時増加したものの、令和5年には再び減少しています。



資料)飯塚市

②生活保護率の比較(国、県内市部、飯塚市比較)

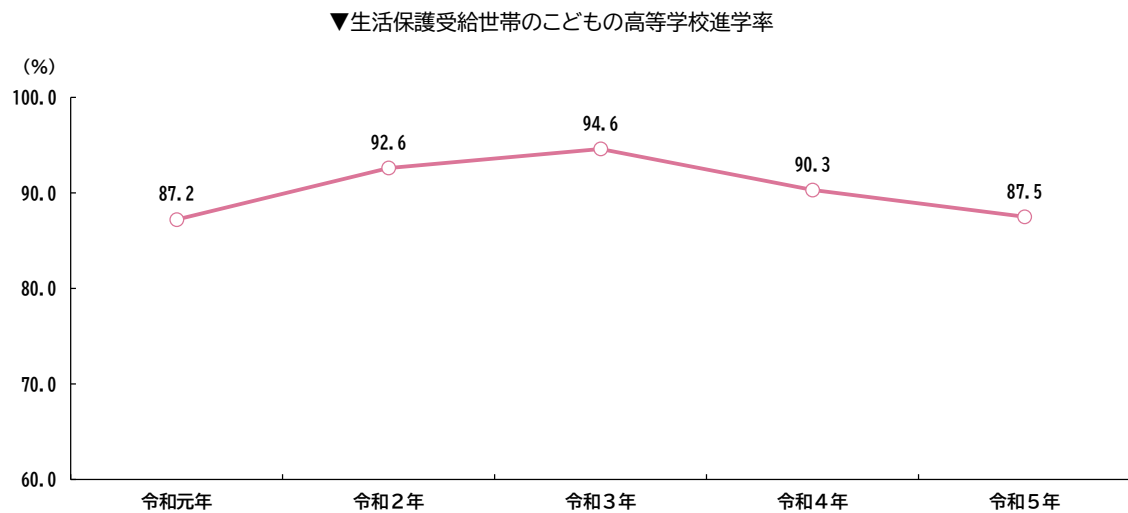
本市の生活保護受給世帯を比較すると、生活保護率が、全国、県内市と比較すると、高くなっています。



資料)飯塚市

③生活保護受給世帯のこどもの高等学校進学率

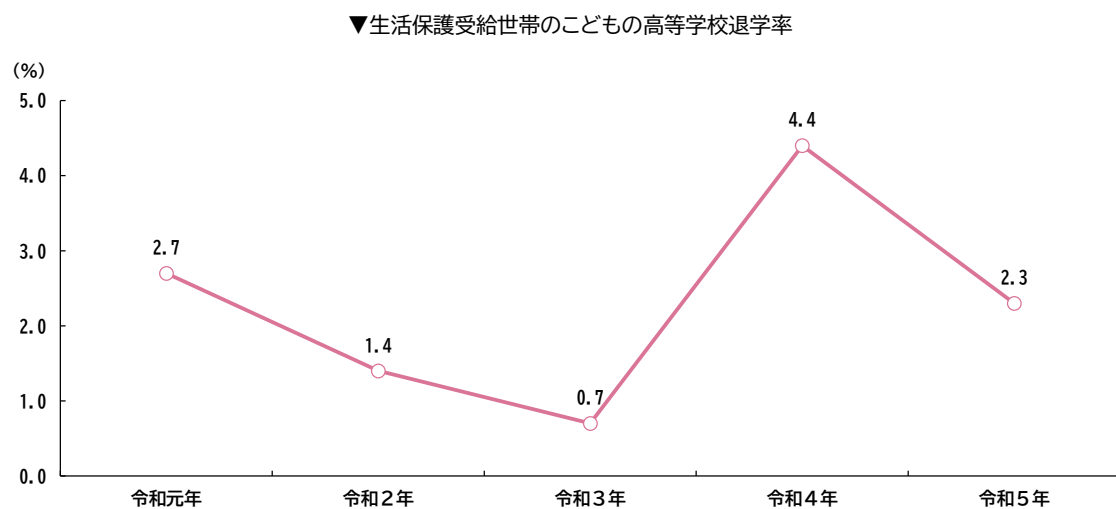
生活保護受給世帯のこどもの高等学校進学率は、令和元年以降増加していたものの、令和3年の94.6%をピークとして、近年は減少傾向にあります。



資料)飯塚市

④生活保護受給世帯のこどもの高等学校退学率

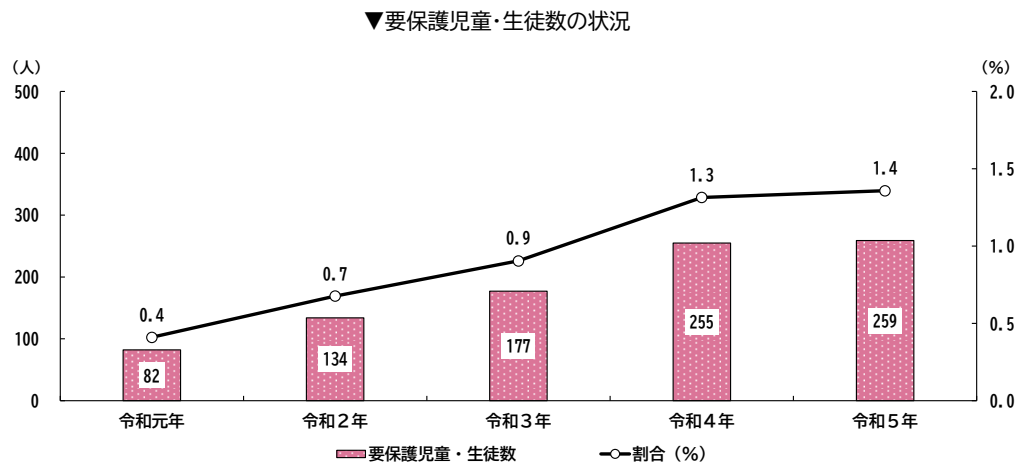
本市の生活保護受給世帯のこどもの高等学校退学率は、令和元年以降減少していたものの、令和4年に大きく増加し、令和5年は再び2.3%に減少しています。



資料)飯塚市

(7) 要保護児童・生徒数の状況

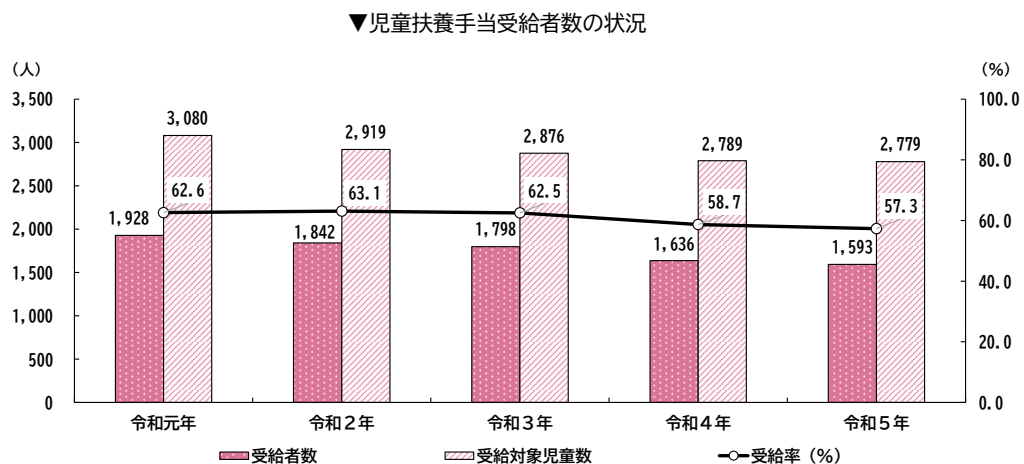
要保護児童¹・生徒数の推移をみると、関係機関による虐待通告の周知徹底や面前 DV(児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案)の通告件数の増加などにより、平成元年以降増加傾向にあり、令和5年で259人となっています。また、全体の児童・生徒数に対する割合も令和元年から増加しており、令和5年には1.4%となっています。



資料)飯塚市

(8) 児童扶養手当受給者数の状況

児童扶養手当受給者数と受給対象児童数の推移をみると、令和元年以降ともに減少しています。



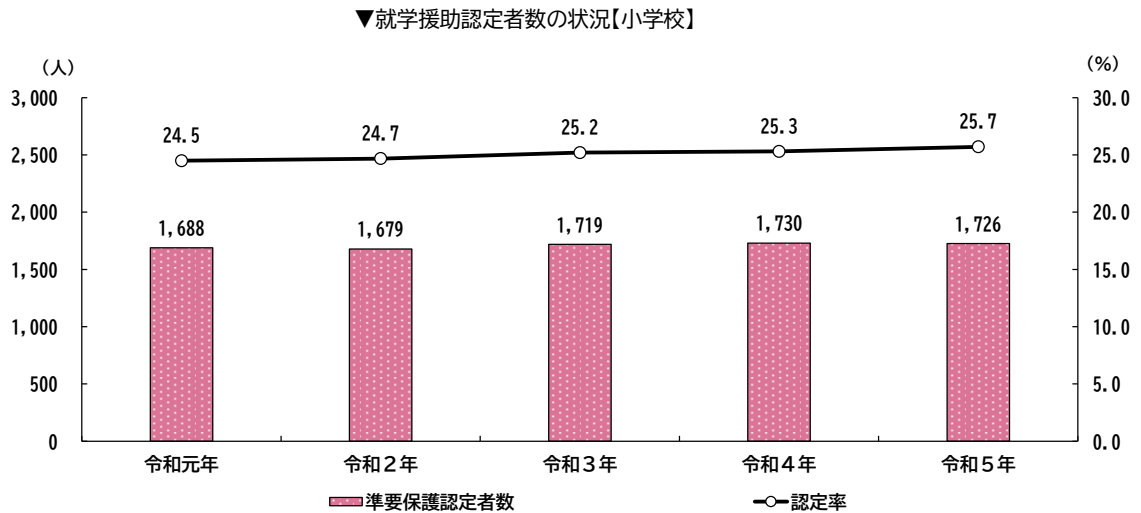
資料)飯塚市

¹ 要保護児童とは、保護者がいない子どもや保護者からの虐待を受けているなど保護者と離れて暮らすことが良いと判断される子どもなど、保護が必要な子どものこと。

(9) 就学援助認定者数の状況(小学校・中学校)

① 小学校

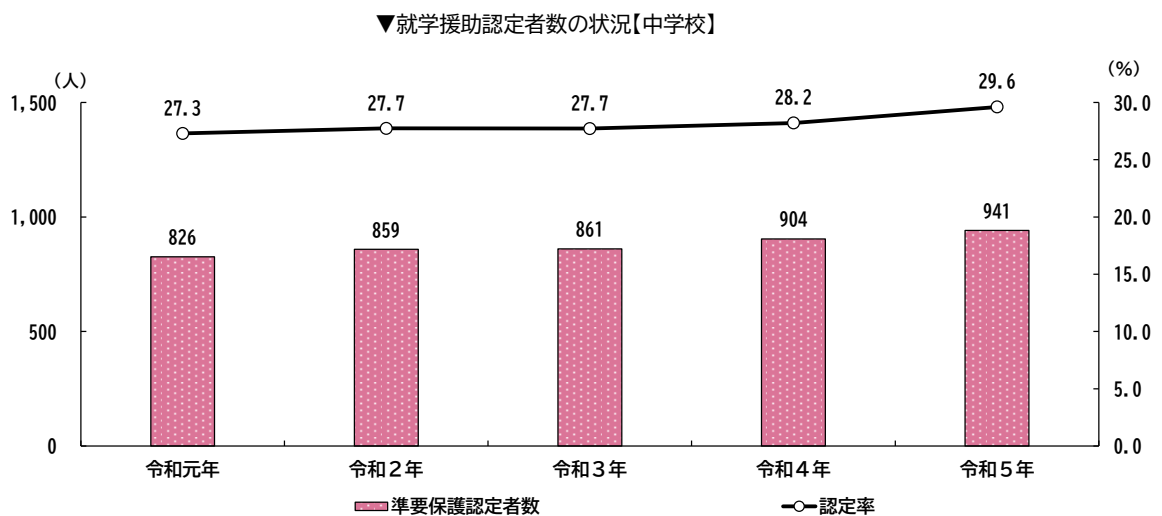
本市の小学校の就学援助認定者数の推移をみると、令和元年以降増加しており、令和 5 年で就学援助認定者数が 1,726 人、認定率が 25.7%となっています。



資料)飯塚市

② 中学校

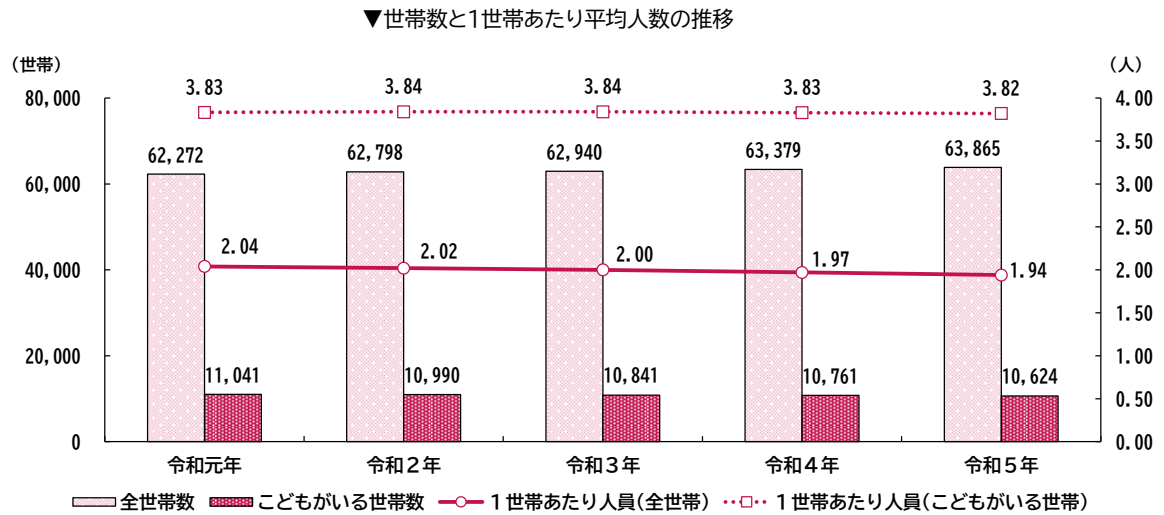
本市の中学校の就学援助認定者数の推移をみると、令和元年以降増加しており、令和 5 年で就学援助認定者数が 941 人、認定率が 29.6%となっています。



資料)飯塚市

(10)世帯数と1世帯あたり平均人数の推移

本市の全世帯数の推移をみると、令和 5 年で 63,865 世帯とやや増加していますが、1世帯あたりの平均人数は 1.94 人と減少しつつあります。一方、こどもがいる世帯数は、令和 5 年で10,624 世帯と徐々に減少しており、1 世帯あたりの平均人数は3.82 人となっています。



資料)飯塚市

(11)教育分野の状況

①全国学力・学習状況調査結果(小学校、中学校)

本市の小学校の全国学力・学習状況調査結果をみると、令和3年の国語、算数の結果が、令和元年からの5年間で最も高い値となっています。

一方、中学校の全国学力・学習状況調査結果をみると、国語は令和4年、数学は令和3年、英語は令和元年の結果が、最も高い値となっています。

▼全国学力・学習状況調査結果(小学校)

単位:点

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
国語	102.2	—	106.6	102.2	102.2
算数	98.9	—	104.5	100.0	100.0

備考)全国平均を100となるように標準化したもの
資料)飯塚市教育委員会

▼全国学力・学習状況調査結果(中学校)

単位:点

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
国語	97.3	—	97.8	99.0	96.2
数学	96.9	—	98.9	88.9	86.8
英語	90.7	—	—	—	71.4

備考)全国平均を100となるように標準化したもの
資料)飯塚市教育委員会

②市内小学校の不登校児童・生徒の人数及び出現率の推移

小学校の不登校児童数の推移をみると、令和元年以降増加しており、令和５年で 215 人となっています。不登校児童の出現率についても、増加傾向にあり、令和５年で 40.0%となっています。

▼市内小学校の不登校児童の人数及び出現率の推移

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
不登校児童人数(男子)(人)	38	57	61	62	114
不登校児童人数(女子)(人)	32	50	73	96	101
不登校児童人数(合計)(人)	70	107	134	158	215
出現率(%)	10.2	15.7	19.5	23.1	40.0

資料)飯塚市教育委員会

③市内中学校の不登校生徒の人数及び出現率の推移

中学校の不登校生徒数の推移をみると、令和元年以降増加しており、令和５年で 341 人となっています。不登校生徒の出現率についても、増加傾向にあり、令和５年で 107.3%となっています。

▼市内中学校の不登校生徒の人数及び出現率の推移

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
不登校生徒人数(男子)(人)	101	98	111	105	139
不登校生徒人数(女子)(人)	74	102	118	166	202
不登校生徒人数(合計)(人)	175	200	229	271	341
出現率(%)	57.8	64.4	73.6	84.7	107.3

資料)飯塚市教育委員会

④スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の推移

スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の推移についてみると、どの年も「不登校への対応」や「家庭の問題」が多くみられます。

▼スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の推移

単位：人

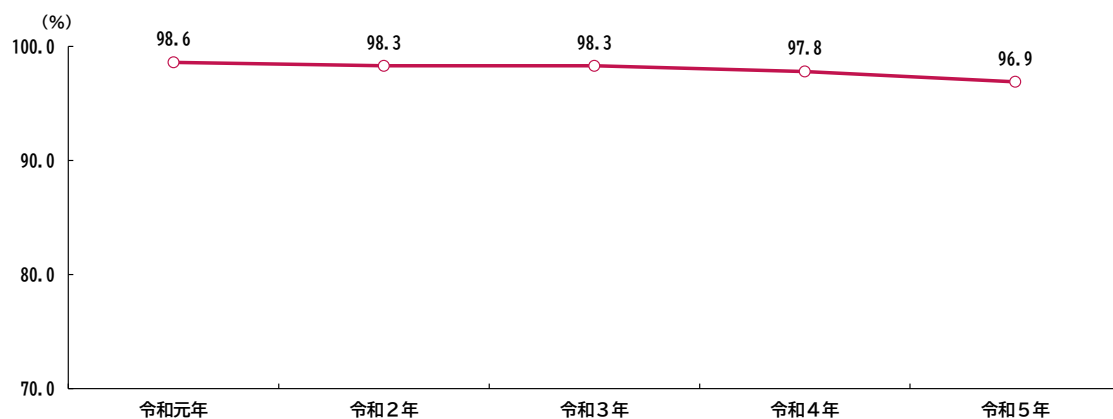
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
不登校への対応	68	143	108	491	472
いじめ問題への対応	0	3	1	6	16
暴力行為への対応	1	0	1	16	12
友人関係	6	3	1	36	41
家庭の問題	59	87	161	369	565
学業・進路	0	3	31	67	114
その他	59	141	383	273	176

資料)飯塚市教育委員会

⑤中学校卒業者の進学率

過去5年間の中学校卒業者の進学率をみると、令和元年から令和3年にかけてほぼ横ばいで推移しており、令和5年では96.9%となっています。

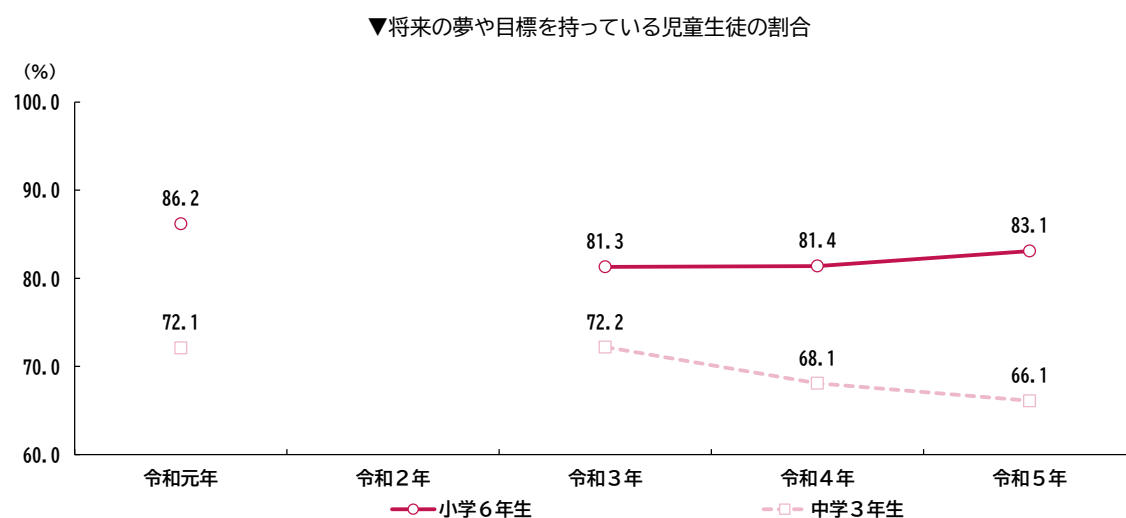
▼中学校卒業者の進学率



資料)飯塚市教育委員会

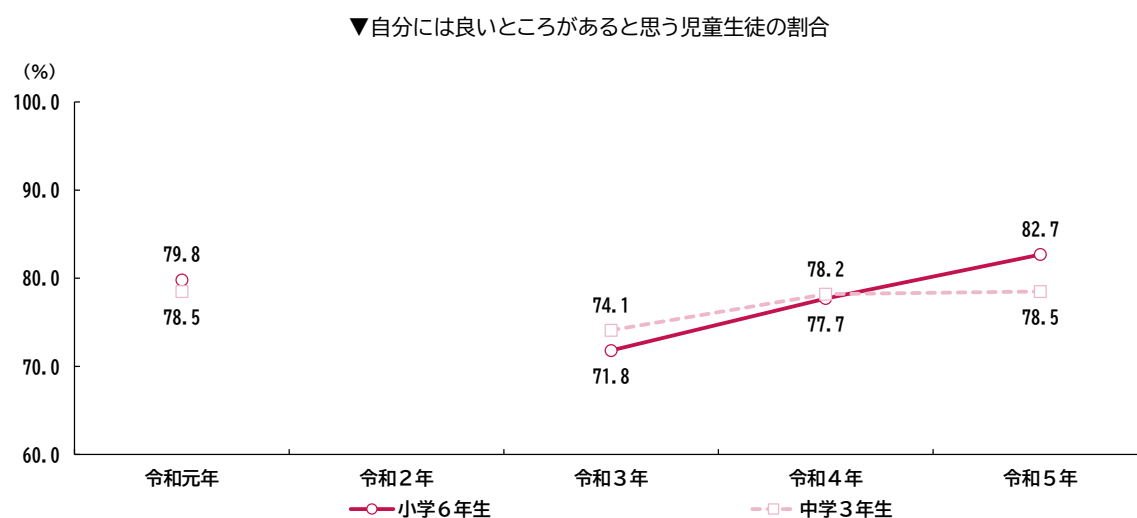
⑥将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合

将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合をみると、令和 5 年に小学6年生は 83.1%と横ばいで推移しているのに対して、中学3年生は 66.1%とここ数年は減少傾向にあります。



⑦自分には良いところがあると思う児童生徒の割合

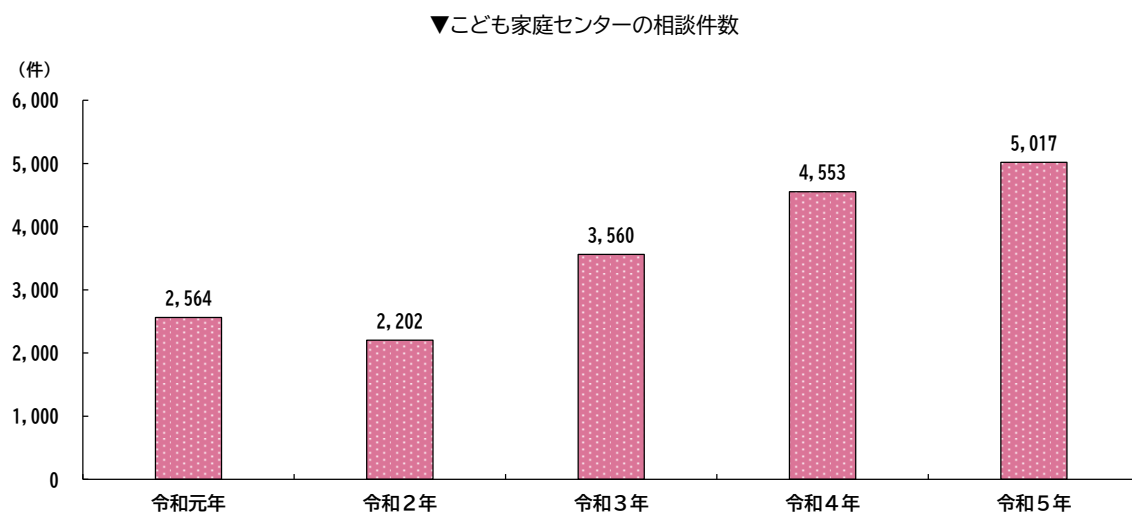
自分には良いところがあると思う児童生徒の割合をみると、令和 5 年に小学6年生は 82.7%、中学3年生は 78.5%と、いずれも増加傾向にあります。



(12)生活支援の状況

①こども家庭センター(家庭児童相談室)の相談件数

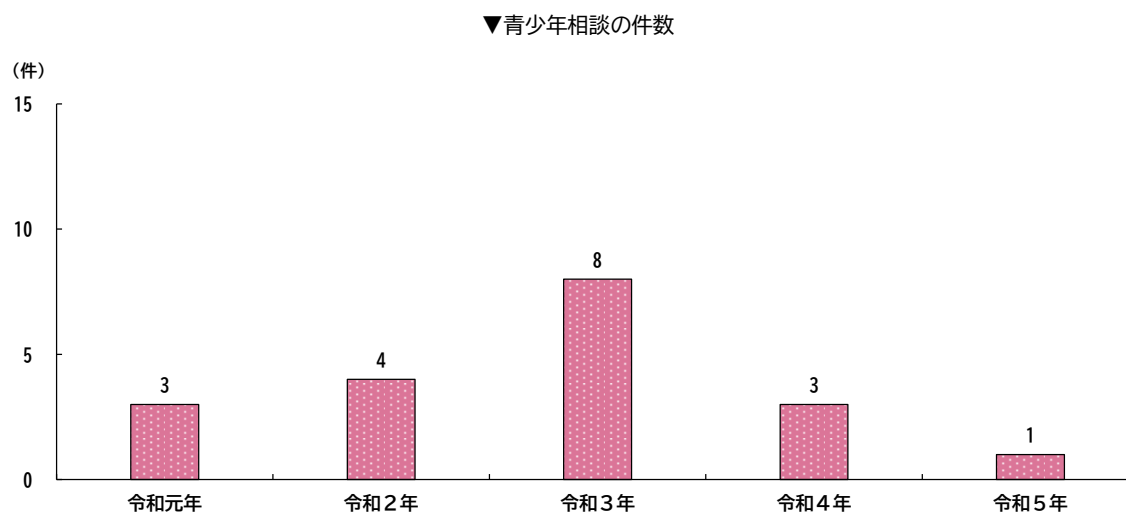
こども家庭センター(家庭児童相談室)の相談件数の推移をみると、ここ数年では令和 5 年が最も多く 5,017 件となっています。



資料)飯塚市

②青少年相談の件数

青少年相談の件数の推移をみると、令和 3 年に 8 件まで増加したものの、令和 5 年には 1 件となっています。



資料)飯塚市

③児童虐待対応件数の推移(内容別児童虐待対応件数)

児童虐待対応件数の推移をみると、令和５年では3,297件となっており、令和元年からの5年間で最も多くなっています。

▼児童虐待対応件数の推移(内容別児童虐待対応件数)

単位:件

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
心理的虐待	286	296	806	1,290	1,444
身体的虐待	0	0	12	30	39
ネグレクト	341	209	438	692	802
性的虐待	397	346	693	900	1,012
合計	1,024	851	1,949	2,912	3,297

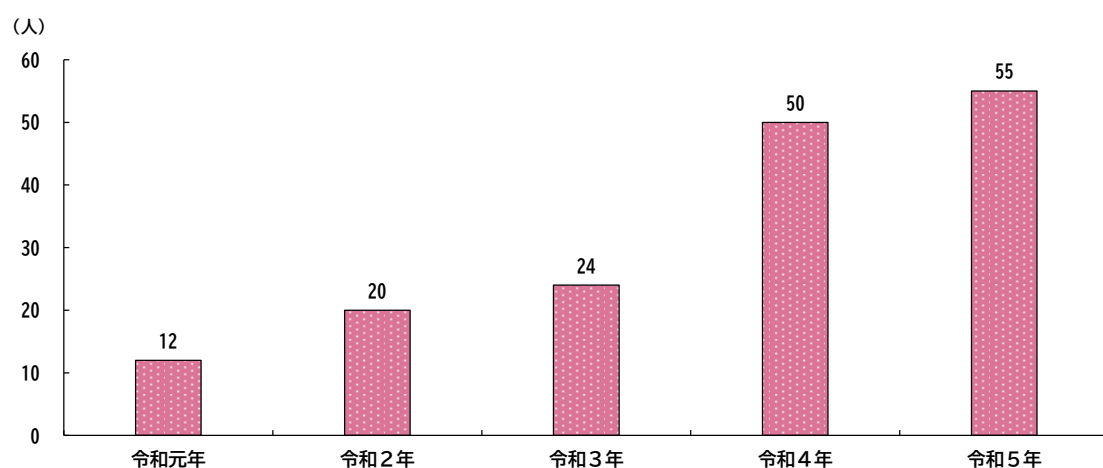
資料)飯塚市

(13)就労関連の状況

①生活困窮者就労支援者数

生活困窮者就労支援者数の推移をみると、令和元年以降増加傾向にあります。

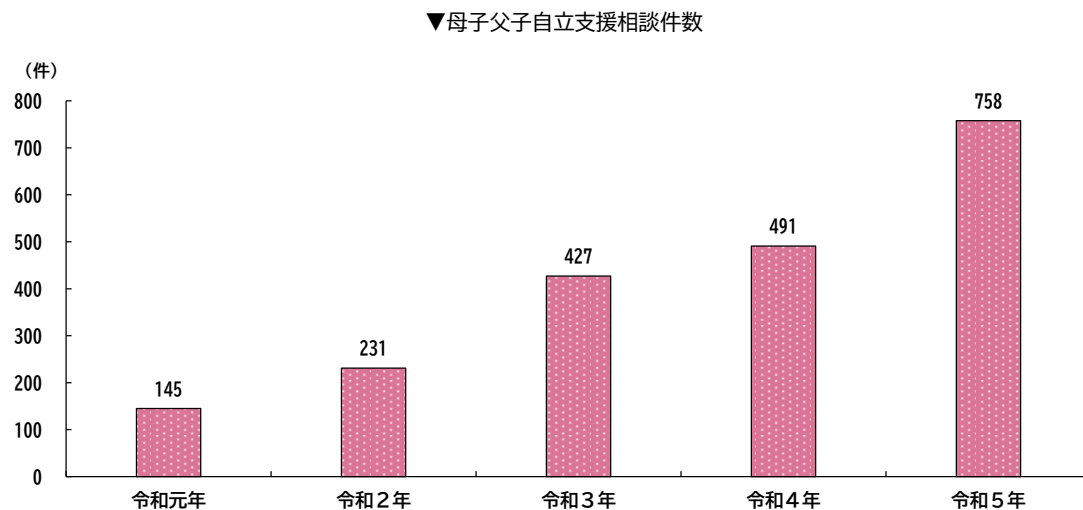
▼生活困窮者就労支援者数



資料)飯塚市

②母子父子自立支援相談件数

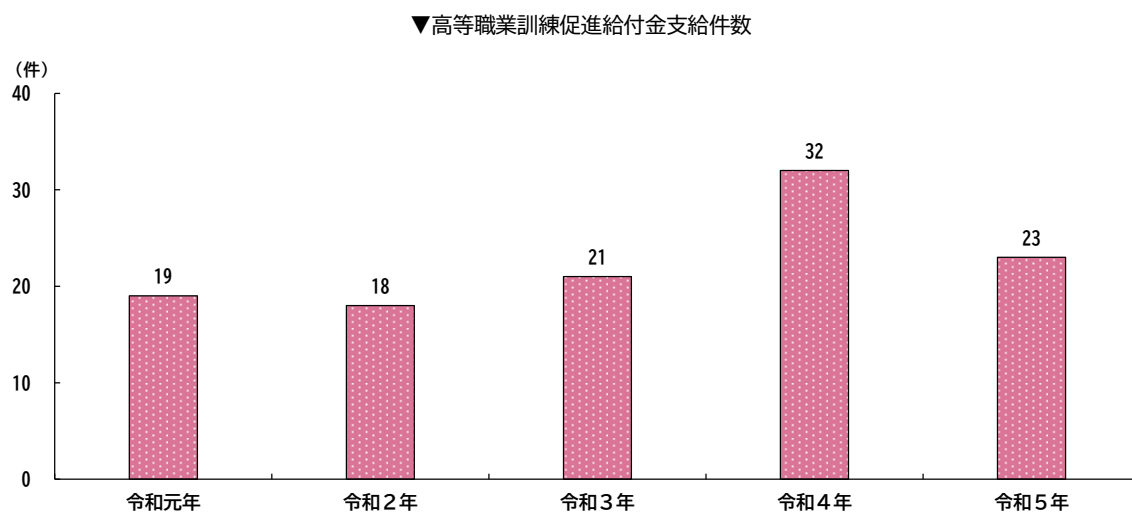
母子・父子自立支援相談件数の推移をみると、令和元年以降増加傾向にあり、令和 5 年で 758 件となっています。



資料)飯塚市

③高等職業訓練促進給付金支給件数

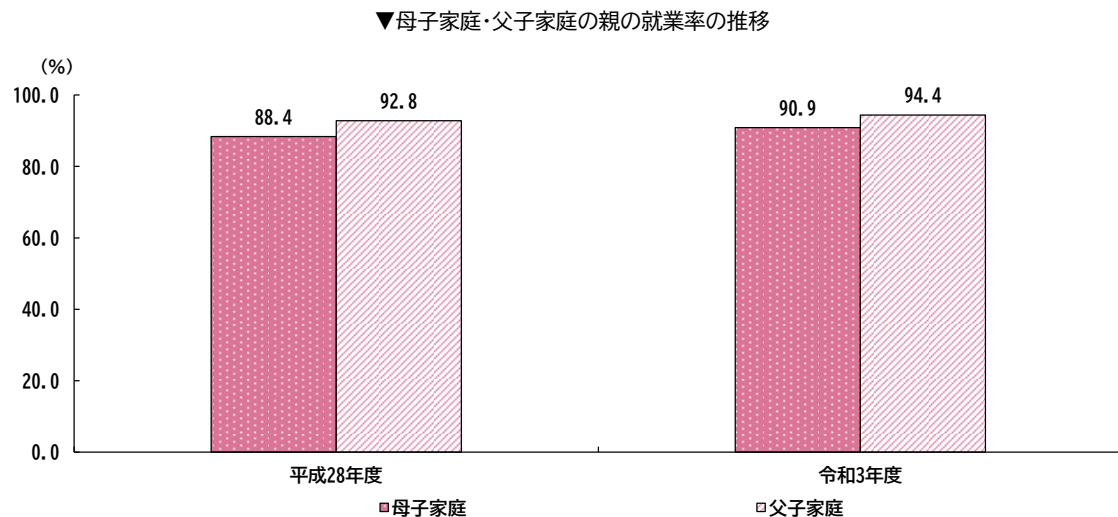
高等職業訓練促進給付金支給件数の推移をみると、令和 4 年に大きく増加しましたが、令和 5 年は 23 件と、その他の年と同程度の件数となっています。



資料)飯塚市

④母子家庭・父子家庭の親の就業率の推移

母子家庭・父子家庭の親の就業率の推移をみると、母子家庭・父子家庭ともに平成 28 年度から少し上昇し、令和3年度で母子家庭が 90.9%、父子家庭が 94.4%となっています。

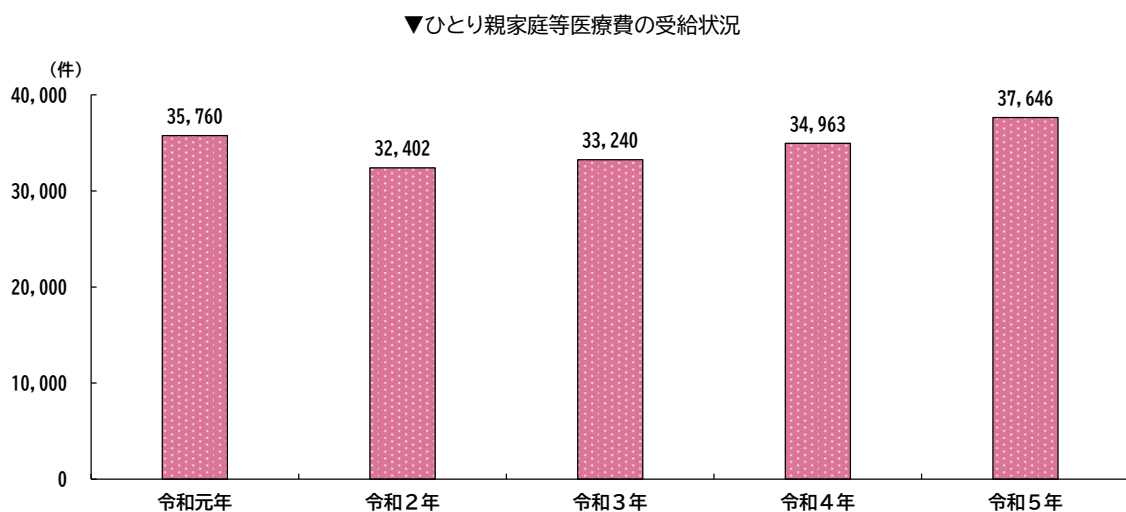


資料)飯塚市

(14)経済的支援の状況

①ひとり親家庭等医療費の受給状況

ひとり親家庭等医療費の受給状況をみると、令和 2 年以降増加傾向にあり、令和 5 年で 37,646 件となっています。



資料)飯塚市

2 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

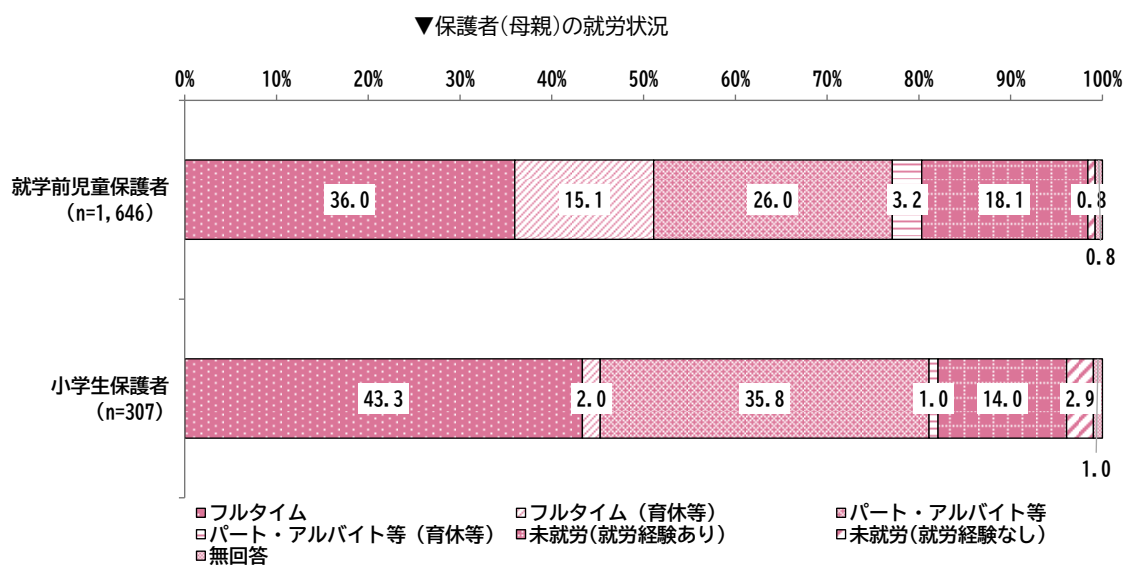
(1) 子育てニーズ調査の概要

本市では、本計画の策定の基礎資料として、子育て中の保護者の教育・保育やその他の子育て支援サービスの利用状況・利用希望、子育て施策全般に対する意向等を把握するために以下のニーズ調査を実施しました。

	就学前児童保護者用調査	小学生保護者用調査
調査対象者	就学前児童(0～5歳児)の保護者	小学1～3年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	
調査方法	郵送配布ー郵送またはウェブ回収（御礼状兼協力依頼はがき使用）	
標本数	3,000 人	500 人
有効回収数 (有効回収率)	1,646 人(54.9%)	307 人(61.4%)
調査期間	令和 6 年 1 月 19 日から令和 6 年 2 月 2 日	

(2) 保護者の就労状況

就学前保護者(母親)の就労状況についてみると、育休中含め「フルタイム」の就労者が51.1%と最も多いものの、「パート・アルバイト等」の就労者が29.2%、「未就労(就労経験あり)」が18.1%となっており、就労形態が多様化しています。一方、小学生の母親は、「フルタイム」の就労者が45.3%、「パート・アルバイト等」が36.8%と就学前児童の母親に比べて「パート・アルバイト等」の就労が多くなっています。

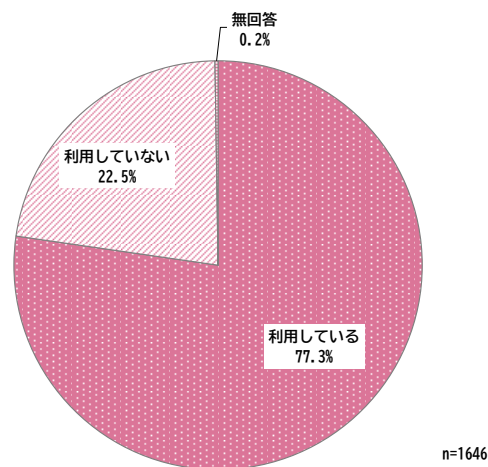


(3) 平日の教育・保育の利用状況

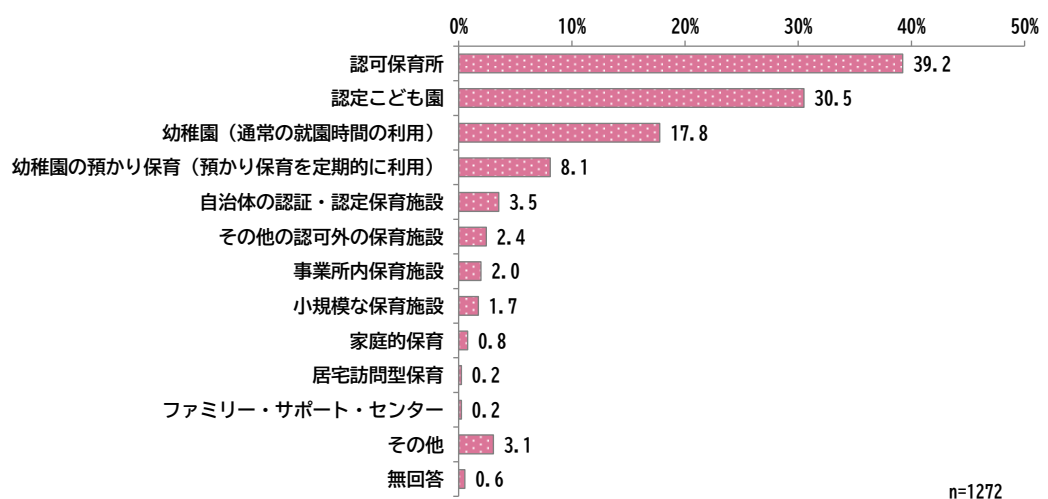
① 現在の利用状況

就学前児童の 8 割弱(77.3%)が、現在、平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。利用者が利用している事業の種類をみると「認可保育所」(39.2%)、「認定こども園」(30.5%)、「幼稚園(預かり保育なし)」(17.8%)、「幼稚園(預かり保育を定期的に利用)」(8.1%)の順で利用割合が高くなっています。

▼ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

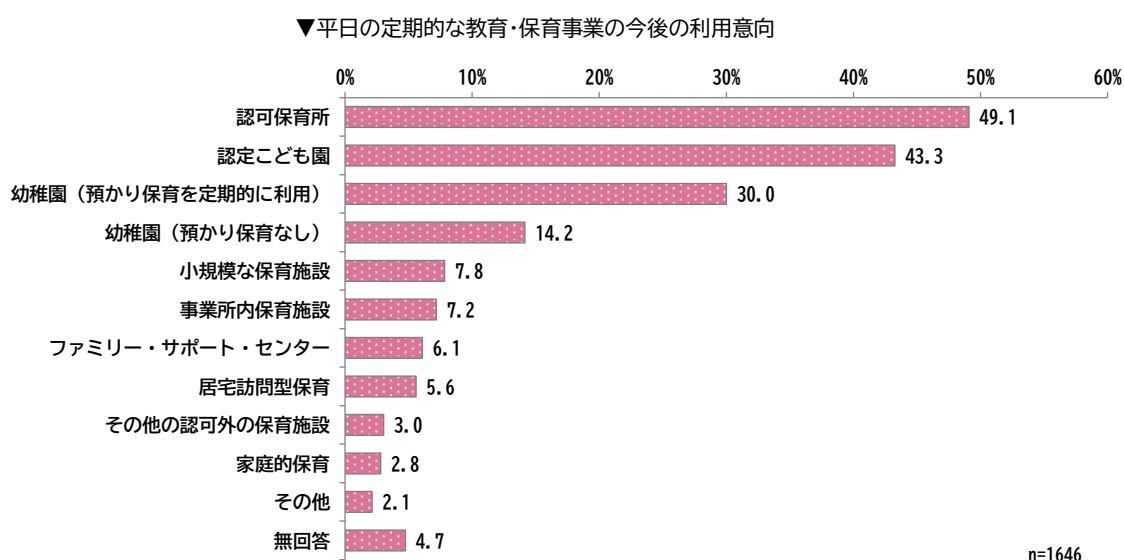


▼ 平日の定期的な教育・保育事業で利用している事業



②今後の利用意向

平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向では、「認可保育所」(49.1%)の割合が最も高く、次いで「認定こども園」(43.3%)、「幼稚園(預かり保育を定期的に利用)」(30.0%)、「幼稚園(預かり保育なし)」(14.2%)、「小規模な保育施設」(7.8%)となっています。

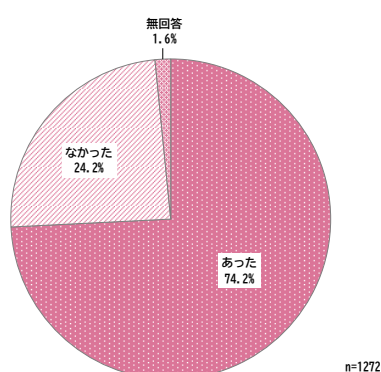


(4)病(後)児保育や一時保育等の状況

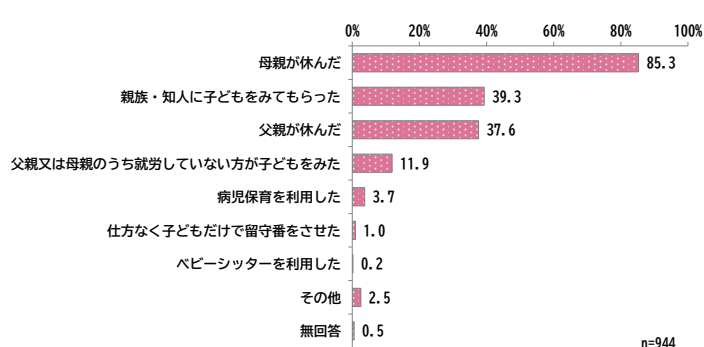
①病児・病後児保育

平日、定期的に教育・保育事業を利用している就学前児童保護者の 74.2%は、この1年間にこどもの病気等のために事業を利用しなかった経験があります。利用しなかった場合の対処方法では「母親が休んだ」(85.3%)、「親族・知人に子どもをみてもらった」(39.3%)の順で割合が高く、「病児保育を利用した」は3.7%となっています。

▼病児・病後児保育の利用状況

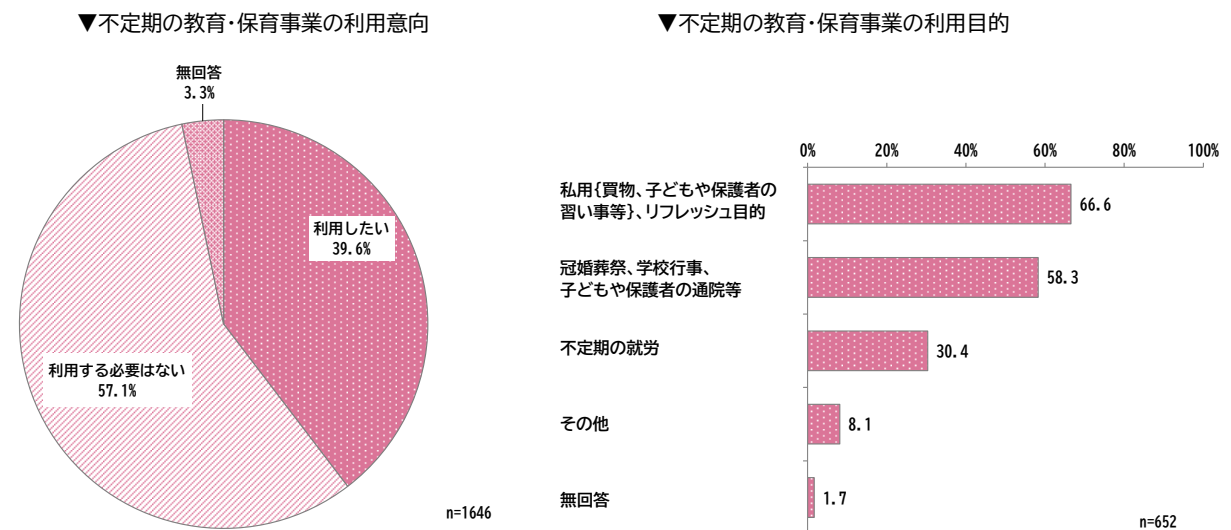


▼病児・病後児保育を利用しなかった場合の対処方法



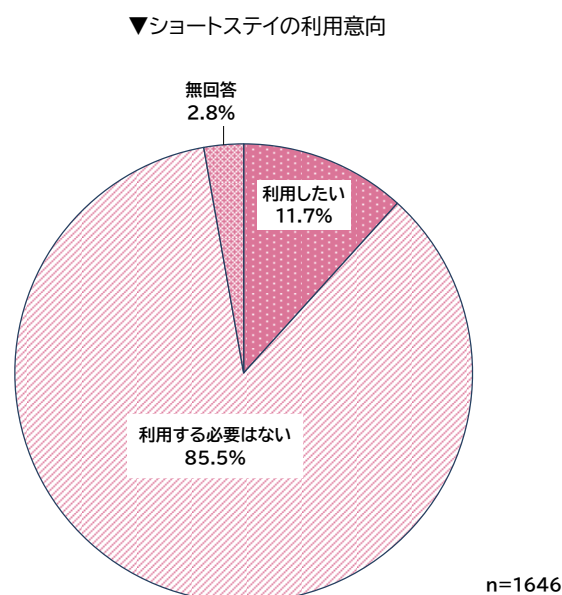
②不定期の教育・保育事業(一時保育)

就学前児童保護者の今後の不定期の教育・保育事業の利用意向では「利用したい」が39.6%となっています。利用希望者の利用目的では「私用やリフレッシュ目的」(66.6%)、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」(58.3%)、「不定期の就労」(30.4%)の順で割合が高くなっています。



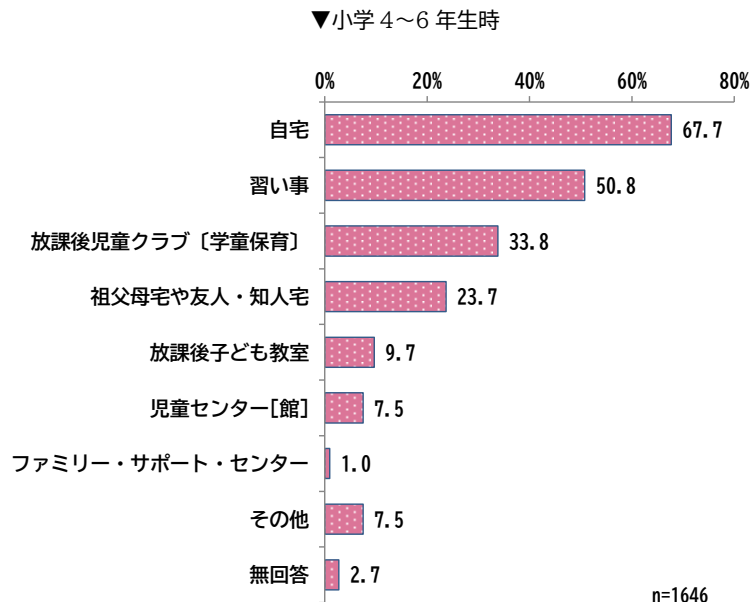
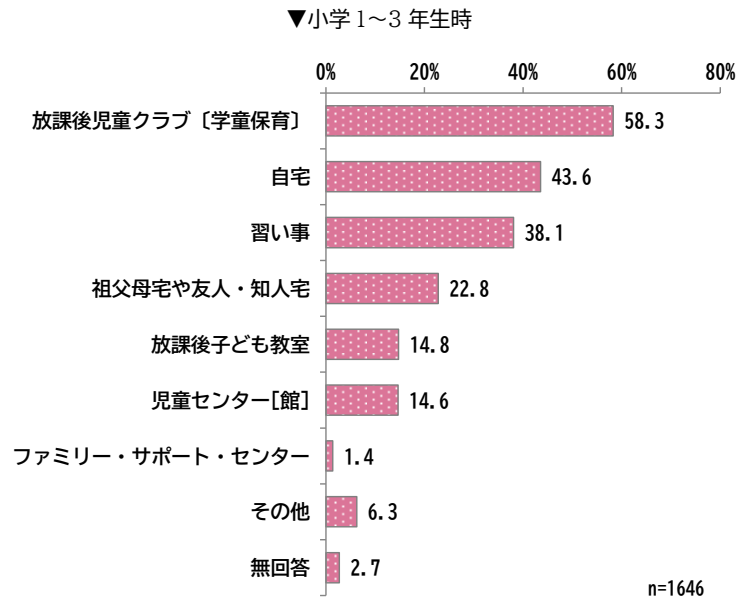
③宿泊を伴う一時預かり(ショートステイ)

冠婚葬祭や保護者・家族の育児疲れや育児不安、病気などの理由で、泊まりがけで家族以外にこどもを預ける短期入所生活援助事業(ショートステイ)の利用を希望するか尋ねたところ、「利用したい」が11.7%となっています。



(5)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の状況

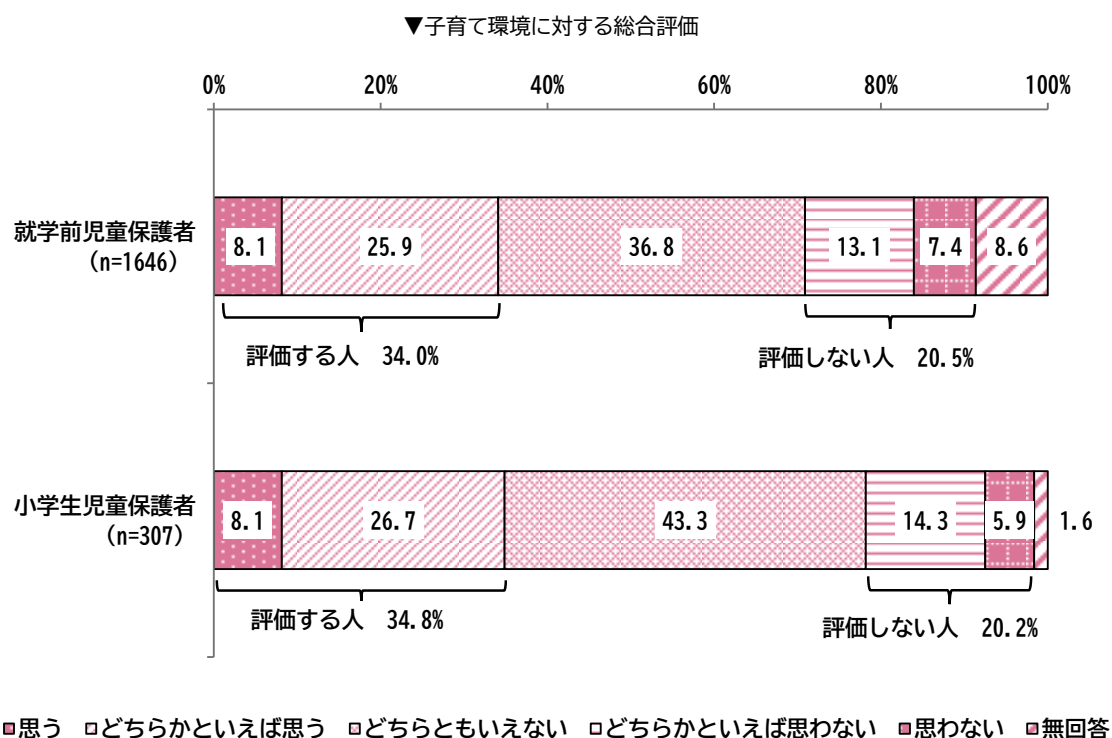
小学生の放課後の過ごし方について、現在の状況(小学1～3年生の現状)と今後の意向(小学4～6年生になった場合の希望)を尋ねたところ、放課後児童クラブ[学童保育]の割合は、現在(低学年時):58.3%、今後(高学年時):33.8%となっています。



(6)こども・子育て支援全般について

①飯塚市の子育て環境に対する総合評価(子育てしやすいまちだと思うか)

本市は子育てしやすいまちだと思うか、総合的に評価してもらったところ、評価する人(「思う」+「どちらかといえば思う」)が就学前児童保護者:34.0%、小学生保護者:34.8%、評価しない人(「どちらかといえば思わない」+「思わない」)が就学前児童保護者:20.5%、小学生保護者:20.2%と、評価する人の割合が高くなっています。

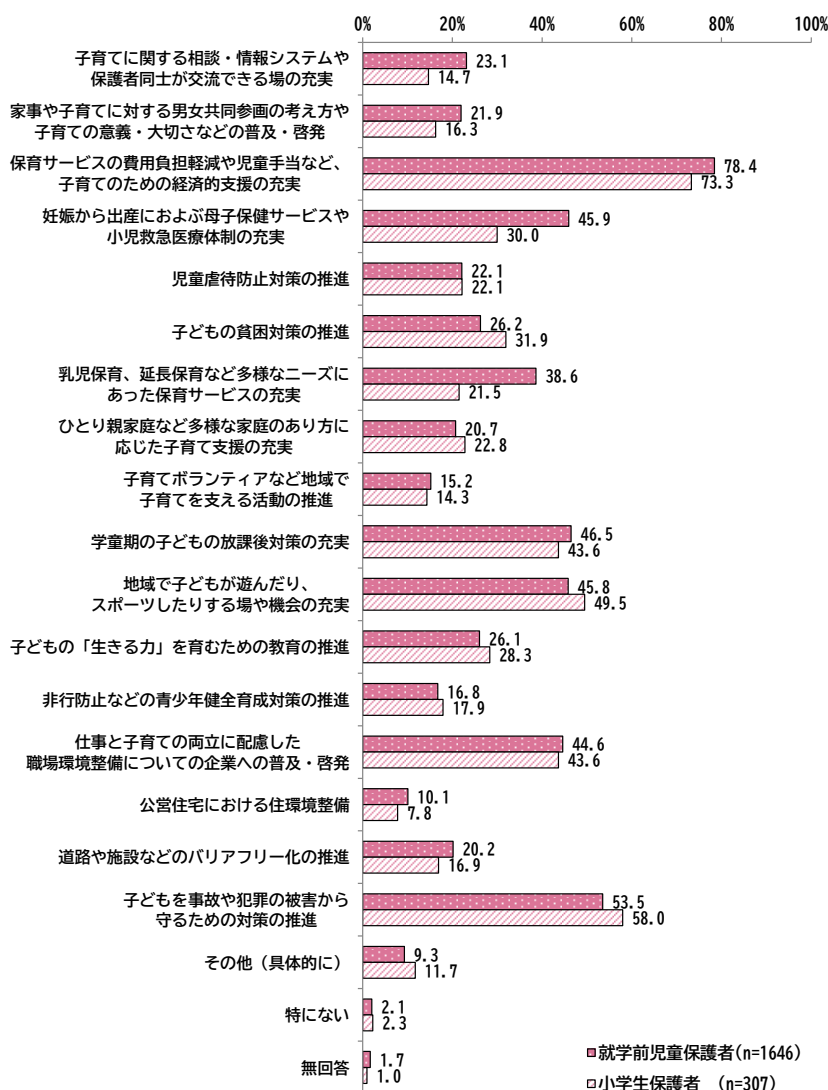


②こどもを健やかに生み育てるために飯塚市に期待すること

こどもを健やかに生み育てるために本市に期待することは、就学前児童では「子育てのための経済的支援の充実」(78.4%)の割合が7割を超えて最も高く、次いで「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」(53.5%)、「学童期の子どもの放課後対策の充実」(46.5%)、「妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」(45.9%)となっています。

小学生では「子育てのための経済的支援の充実」(73.3%)の割合が7割を超えて最も高く、次いで「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」(58.0%)、「地域で子どもが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」(49.5%)、「学童期の子どもの放課後対策の充実」(46.5%)、「職場環境整備についての企業への普及・啓発」(いずれも43.6%)となっています。

▼飯塚市に期待すること



③飯塚市のこども・子育てに関する取組の満足度

本市のこども・子育てに関する取組の満足度(「満足」+「どちらかといえば満足」)は、就学前児童では「④子育てに関する医療・保健体制の充実」(23.2%)の満足度が最も高くなっています。その他、「①相談体制や情報提供の充実」「②家事や子育てに関する意識啓発」は、『満足』の割合が『不満(「どちらかといえば不満」+「不満」)』の割合を上回っています。一方、「③子育てのための経済的支援」「⑤保育サービスの確保・充実」「⑪遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供」「⑬子育てにやさしい生活環境の整備」「⑭子どもを犯罪・事故から守る対策」は、『満足』の割合が『不満』の割合を10ポイント以上下回っています。

小学生では「⑧放課後児童対策の充実」(17.0%)の満足度が最も高くなっています。その他、「①相談体制や情報提供の充実」は、『満足』の割合が『不満』の割合を上回っています。一方、「③子育てのための経済的支援」「⑤保育サービスの確保」「⑥過程状況に応じた子育て支援の充実」「⑩児童の状況に応じたきめ細やかな学校教育の充実」「⑪遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供」「⑭子どもを犯罪・事故から守る対策」は、『満足』の割合が『不満』の割合を10ポイント以上下回っています。

▼こども・子育てに関する取組の満足度

	就学前児童保護者		小学生保護者	
	満足	不満	満足	不満
①相談体制や情報提供の充実	19.5	14.3	15.3	13.7
②家事や子育てに関する意識啓発	16.3	12.5	12.1	13.7
③子育てのための経済的支援	17.6	45.7	13.0	49.5
④子育てに関する医療・保健体制の充実	23.2	26.2	15.4	24.4
⑤保育サービスの確保・充実	14.0	30.1	9.1	27.4
⑥家庭状況に応じた子育て支援の充実	10.1	13.4	10.1	20.6
⑦地域で子育てを支える活動の推進	10.4	12.0	11.4	14.6
⑧放課後児童対策の充実	10.9	19.0	17.0	24.7
⑨いじめや不登校等への対応の充実	6.4	14.0	8.1	16.0
⑩児童の状況に応じたきめ細やかな学校教育の充実	8.1	16.9	15.9	26.0
⑪遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供	11.0	28.0	12.0	27.4
⑫青少年健全育成対策の推進	6.2	9.8	6.2	8.8
⑬子育てにやさしい生活環境の整備	13.5	27.5	11.1	20.8
⑭子どもを犯罪・事故から守る対策	8.1	23.7	9.8	29.0

3 アンケート調査からみたこどもの貧困の現状

(1)こどもの生活実態調査の概要

本計画の策定の基礎資料として、児童・生徒とその保護者の状況を把握するために以下のアンケート調査を実施しました。

	小学生・中学生	16,17 歳
調査対象者	市立小中学校に通う小・中学生	市内在住で 16,17 歳のこども
抽出方法	全数	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	学校配布-ウェブ回収	郵送配布-郵送またはウェブ回収
標本数	9,902 人	2,000 人
有効回収数 (有効回収率)	1,420 人	691 人
調査期間	令和 6 年 1 月 19 日から令和 6 年 2 月 2 日	

	小学生・中学生 保護者	16,17 歳 保護者
調査対象者	市立小中学校に通う小・中学生の 保護者	市内在住で 16,17 歳のこどもの 保護者
抽出方法	全数	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	学校配布-ウェブ回収	郵送配布-郵送またはウェブ回収
標本数	9,902 人	2,000 人
有効回収数 (有効回収率)	796 人	734 人
調査期間	令和 6 年 1 月 19 日から令和 6 年 2 月 2 日	

アンケート調査票での世帯の等価可処分所得(等価可処分収入)、世帯員人数を踏まえ、調査票での世帯の等価可処分所得²、世帯員人数を踏まえ、回答世帯を以下の 3 つに分類して集計しています。

- ・「等価可処分所得の中央値³以上」
- ・「等価可処分所得の中央値の 2 分の 1 以上中央値未満」
- ・「等価可処分所得の中央値の 2 分の 1 未満」

² 世帯の年間可処分所得(家計収入から税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いたもの)を世帯人員数の平方根で割って調整した所得。世帯規模の違いを考慮することで、より正確な経済状況を反映する。

³ 厚生労働省「2022 年(令和 4 年)国民生活基礎調査」から算出された等価可処分所得である「254 万円」を指す。

なお、アンケート結果をもとにした世帯の等価可処分所得の割合は次のとおりでした。

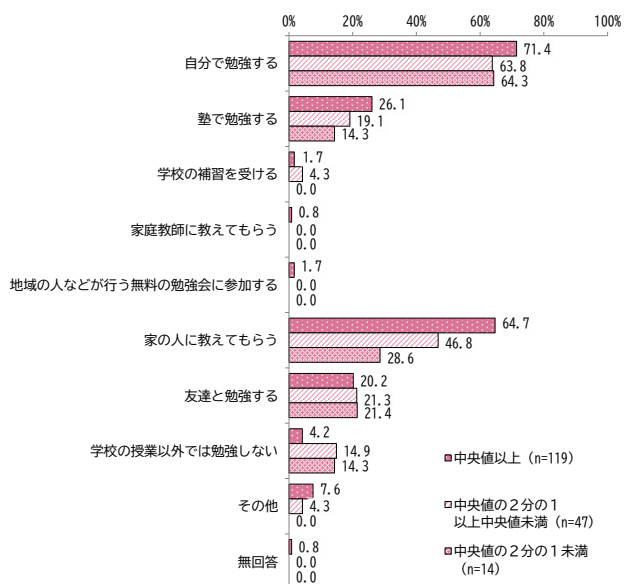
	小学生・中学生	16,17 歳
中央値以上	66.1%	51.4%
中央値の 2 分の 1 以上 中央値未満	26.1%	34.9%
中央値の 2 分の 1 未満	7.8%	13.7%

(2)小学生・中学生、16,17 歳

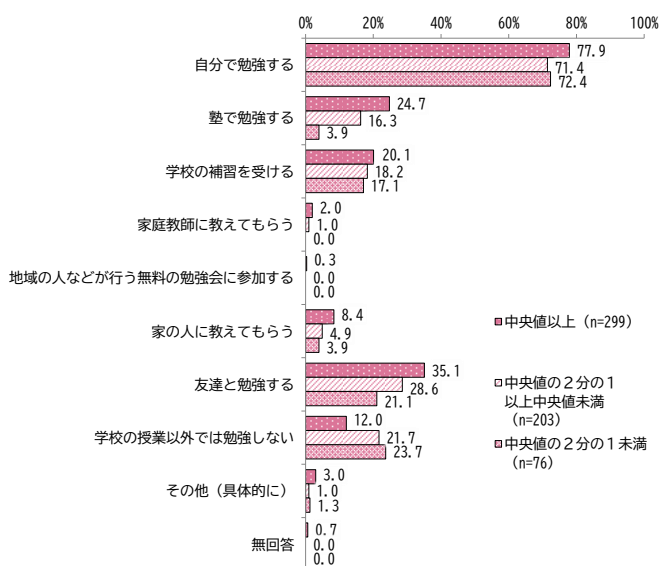
①学校の授業以外での授業の状況

どの年代においても、等価世帯収入の水準が低くなると、「学校の授業以外で勉強はしない」の割合が高くなっています。

▼学校の授業以外での勉強の状況(小学生・中学生)



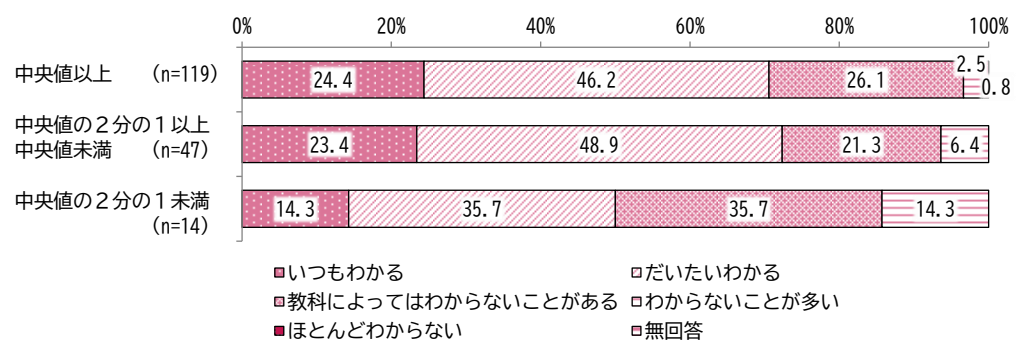
▼学校の授業以外での勉強の状況(16,17 歳)



②学校の授業で分からないことの有無

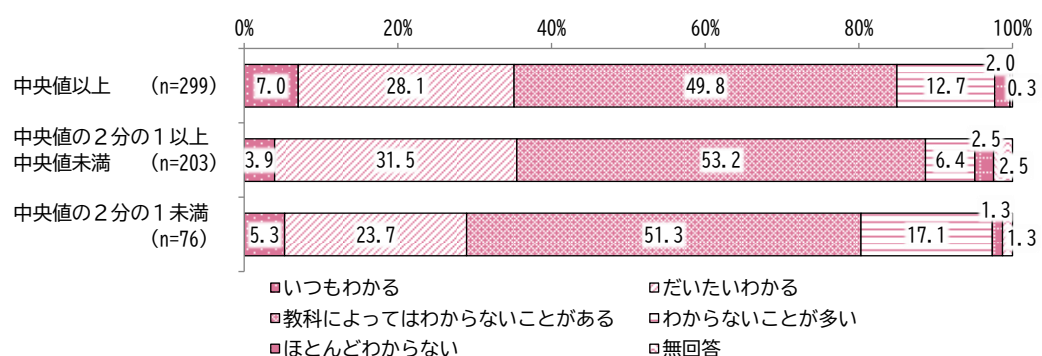
学校の授業で分からないことがあるかどうか小学生・中学生に尋ねたところ、等価世帯収入が「中央値の 2 分の 1 未満」の世帯では、「いつもわかる」「だいたいわかる」の割合が他に比べて低く、「教科によってわからないことがある」「わからないことが多い」の割合が他に比べて高くなっています。

▼学校の授業で分からないことの有無(小学生・中学生)



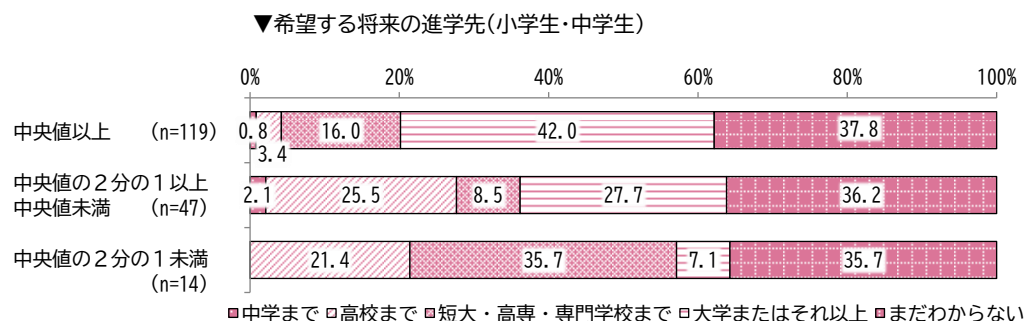
同じ設問について 16,17 歳に尋ねたところ、等価世帯収入が「中央値の 2 分の 1 未満」の世帯では、「だいたいわかる」の割合が他に比べて低く、「わからないことが多い」割合が他に比べて高くなっています。

▼学校の授業で分からないことの有無(16,17 歳)

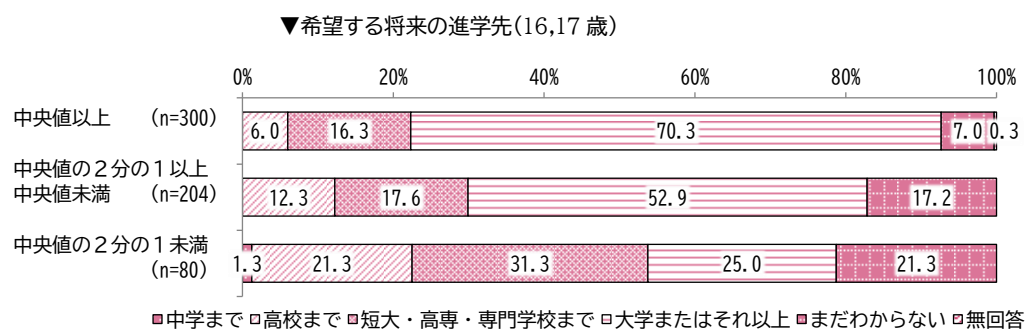


③将来の進学について

希望する将来の進学先について小学生・中学生に尋ねたところ、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、大学またはそれ以上の進学を望む割合が低くなっています。



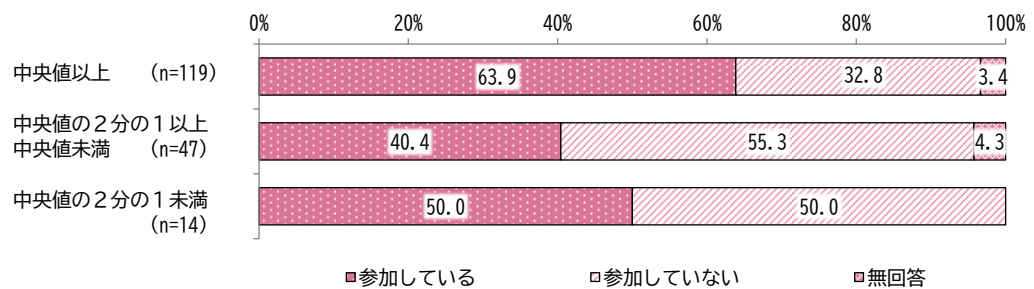
同じ設問について 16,17 歳に尋ねたところ、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、大学またはそれ以上の進学を望む割合が低くなる傾向がみられました。



④地域スポーツや文化クラブ等への参加状況

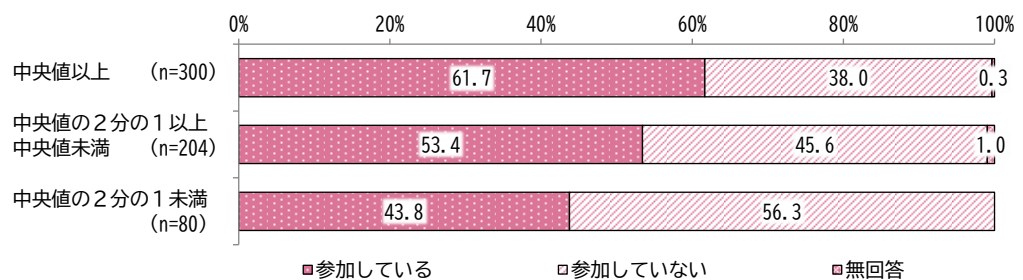
地域スポーツや文化クラブ等への参加状況について小学生・中学生保護者に尋ねたところ、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1以上中央値未満」および「中央値の2分の1未満」で、「参加していない」割合が約 5 割となっています。

▼地域スポーツや文化クラブ等への参加状況(小学生・中学生)



同じ設問について 16,17 歳保護者に尋ねたところ、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「参加していない」割合が高くなる傾向がみられました。

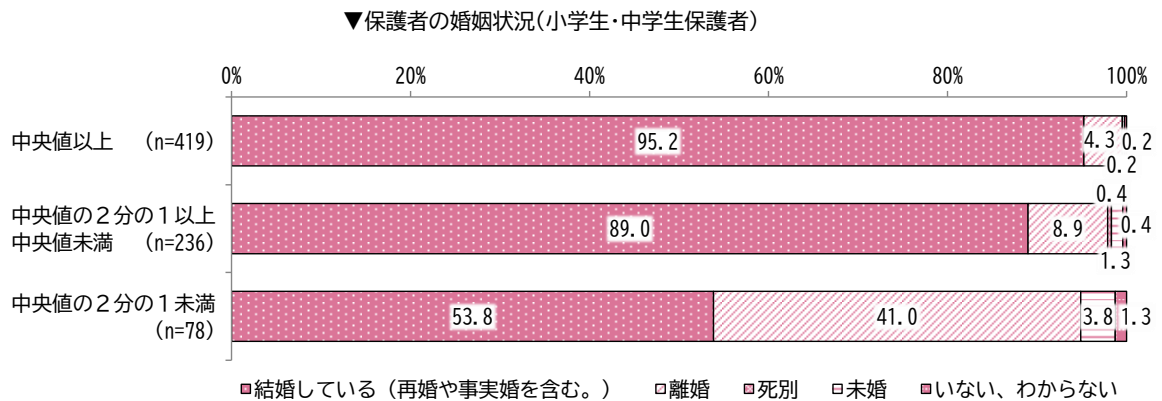
▼地域スポーツや文化クラブ等への参加状況(16,17 歳)



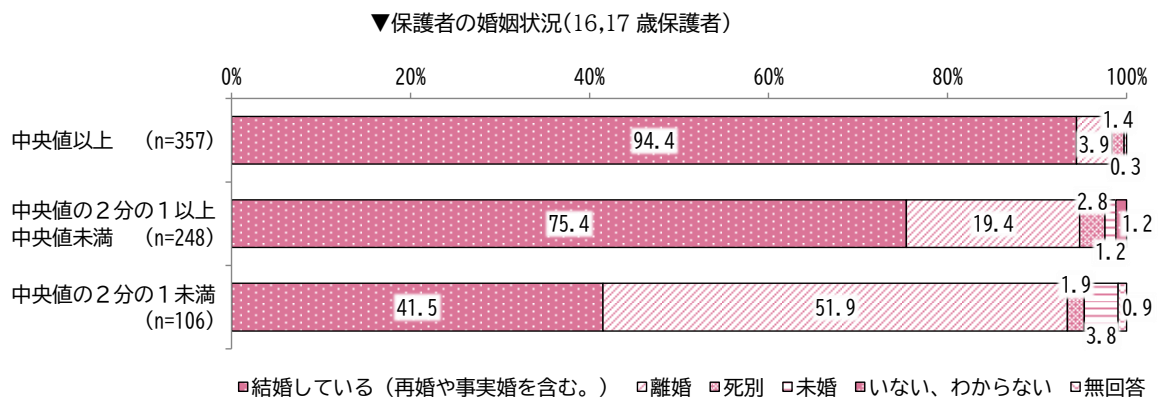
(3)小学生・中学生保護者、16,17 歳保護者

①婚姻状況について

保護者の婚姻状況について小学生・中学生保護者に尋ねたところ、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1」未満で、「離婚」している割合が約 4 割となっています。

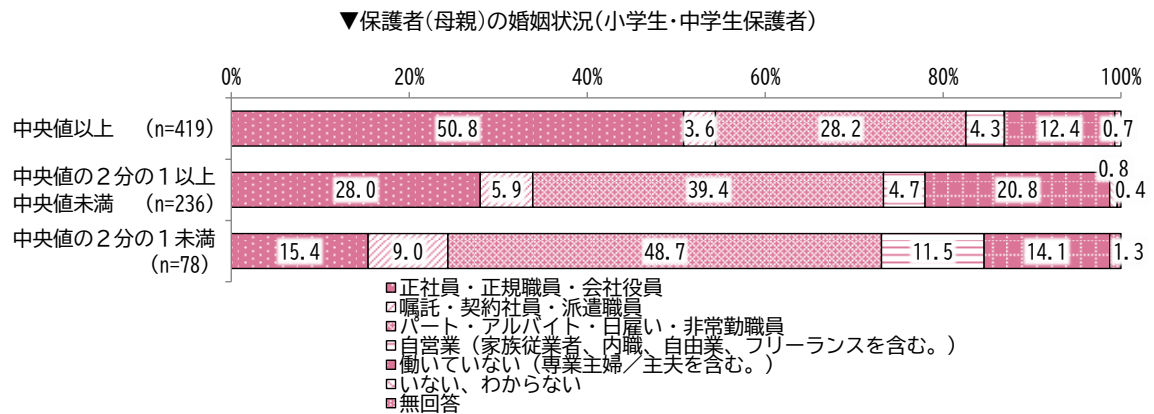


同じ設問について 16,17 歳保護者に尋ねたところ、等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満で、「離婚」している割合が約 5 割となっています。

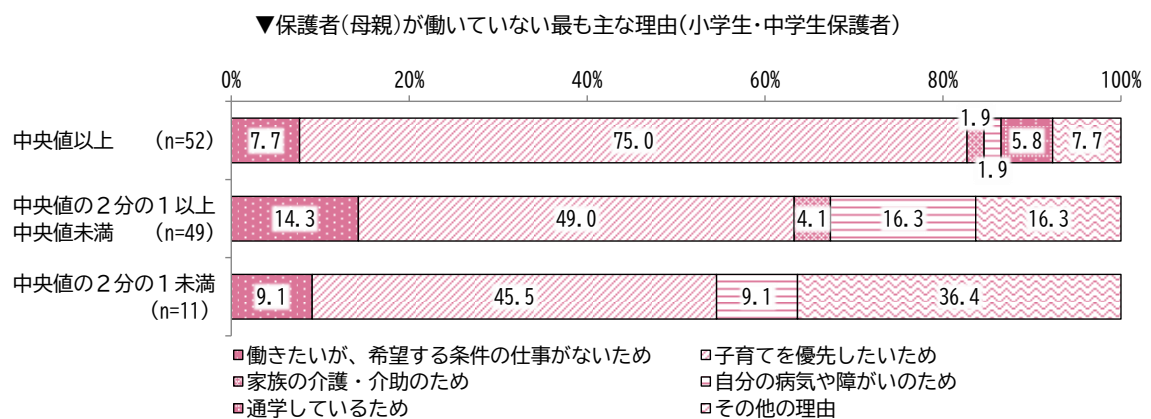


②保護者(母親)の就労状況について

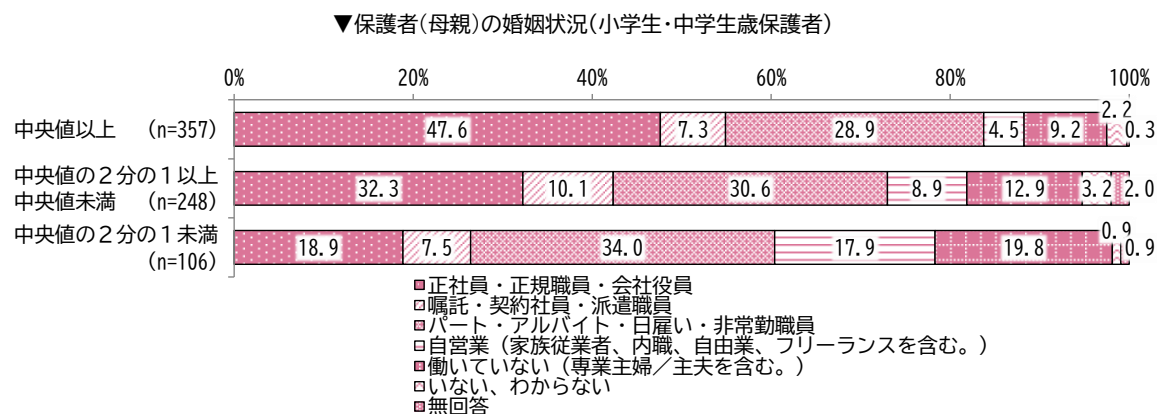
保護者(母親)の就労状況について小学生・中学生保護者に尋ねたところ、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「正社員・正規職員・会社役員」の割合が低くなる傾向がみられました。



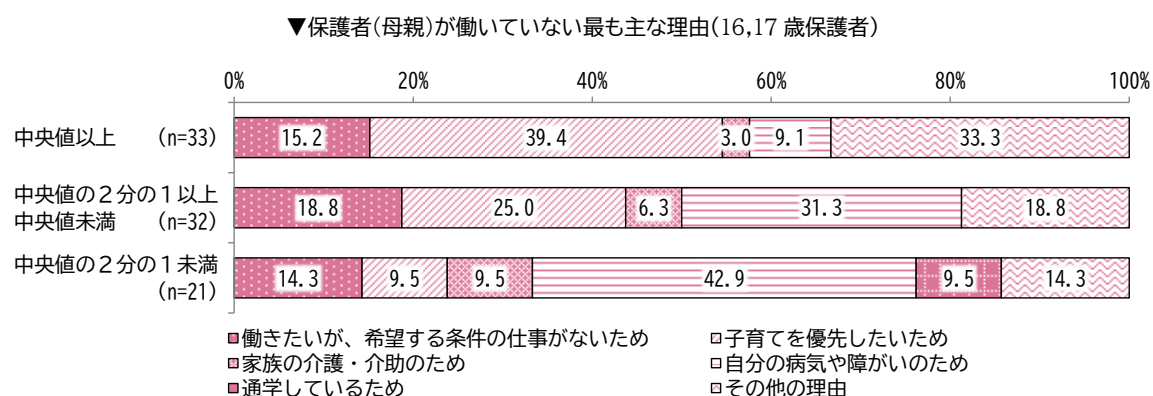
働いていないと回答した人にその最も主な理由を尋ねたところ、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「子育てを優先したいため」の割合が低くなる傾向がみられました。



同じ設問について 16,17 歳保護者に尋ねたところ、同様に、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「正社員・正規職員・会社役員」の割合が低くなる傾向がみられました。

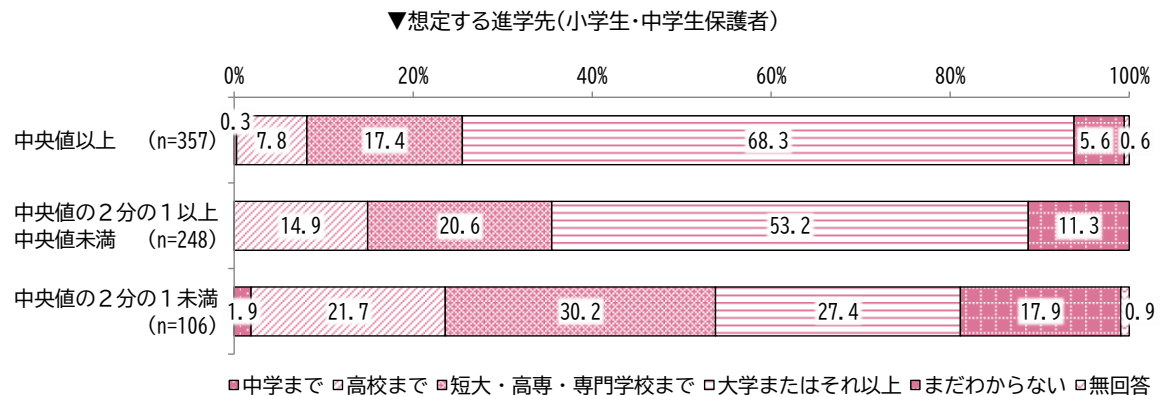


働いていないと回答した人にその最も主な理由を尋ねたところ、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「子育てを優先したいため」の割合が低く、「家族の介護・介助のため」や「自分の病気や障がいのため」の割合が高くなる傾向がみられました。

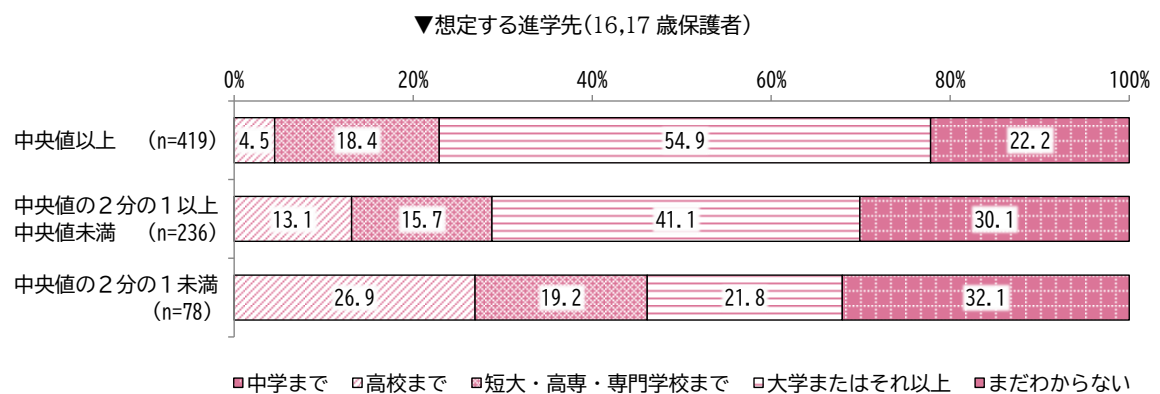


③想定する進学先について

想定する進学先について小学生・中学生保護者に尋ねたところ、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「大学またはそれ以上」の割合が低くなる傾向がみられました。

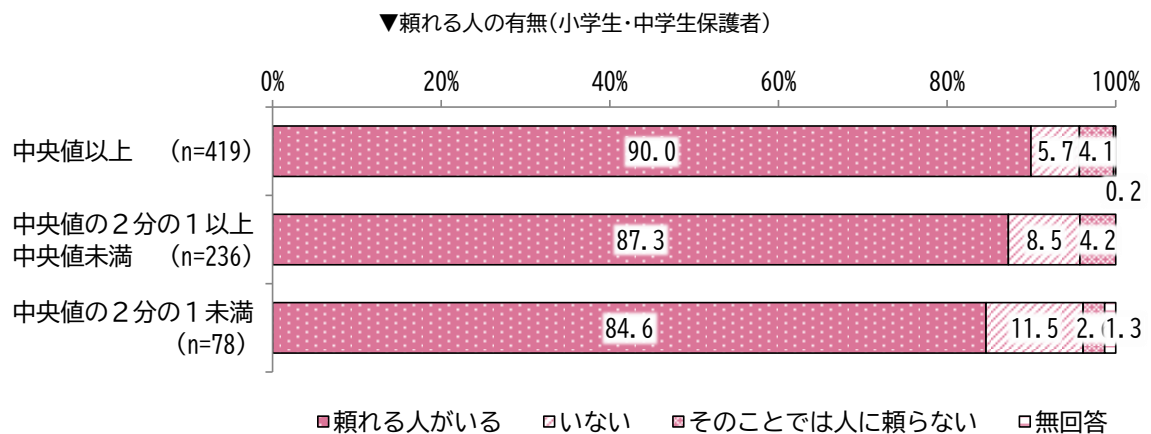


同じ設問について 16,17 歳保護者に尋ねたところ、同様に、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「大学またはそれ以上」の割合が低くなる傾向がみられました。

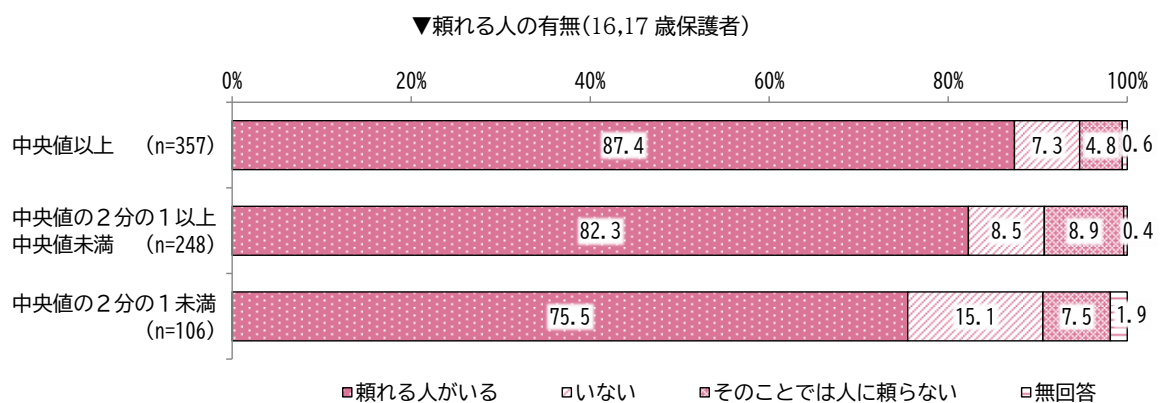


④頼れる人について

子育てに関する相談で頼れる人がいるかどうか、小学生・中学生保護者に尋ねたところ、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「頼れる人がいる」の割合が低くなり、「いない」の割合が高くなる傾向がみられました。



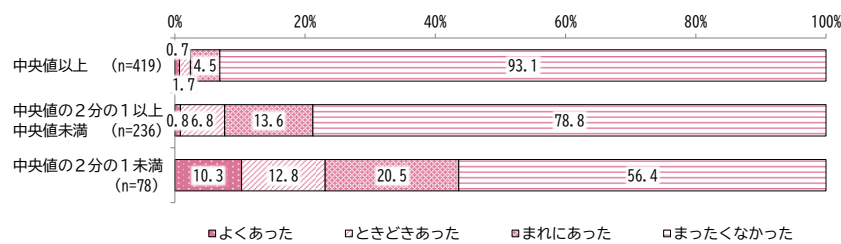
同じ設問について 16,17 歳保護者に尋ねたところ、同様に、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「頼れる人がいる」の割合が低くなり、「いない」の割合が高くなる傾向がみられました。



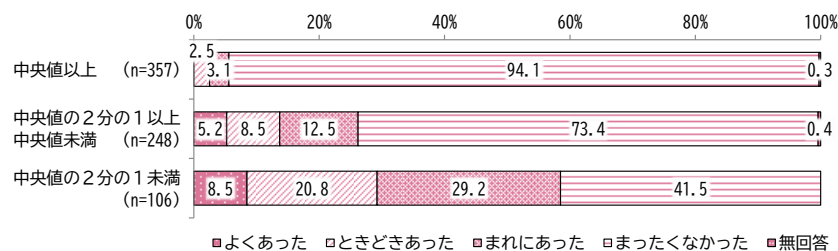
⑤支出を控えた経験について

過去 1 年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えなかった経験について尋ねたところ、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の割合が高くなる傾向がみられました。

▼食糧の支出を控えた経験の有無(小学生・中学生保護者)

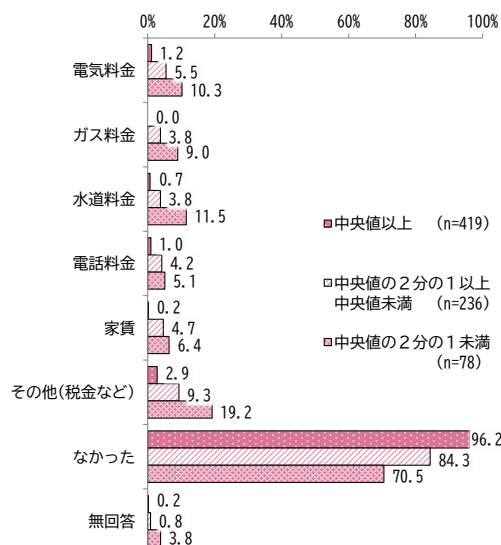


▼食糧の支出を控えた経験の有無(16,17 歳保護者)

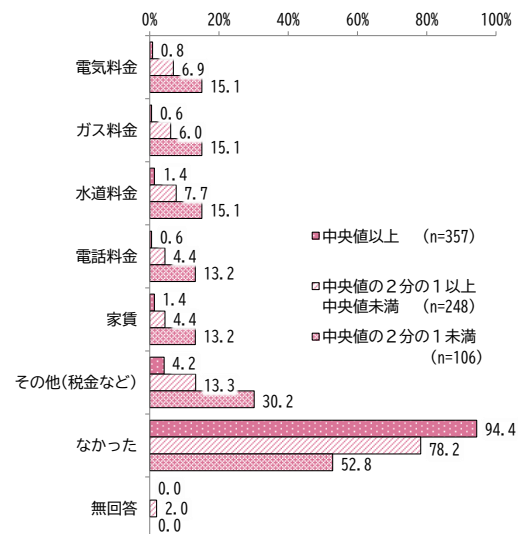


過去 1 年の間に、お金が足りなくて、料金等を支払うことができなかった経験について尋ねたところ、等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「なかった」の割合が低くなる傾向がみられました。

▼支払いができなかった経験(小学生・中学生保護者)



▼支払いができなかった経験(16,17 歳保護者)



4 アンケート調査からみたこども・若者の意識

(1)こども・若者意識調査の概要

本計画の策定の基礎資料として、こども・若者がおかれている状況や意識を把握するために以下のアンケート調査を実施しました。

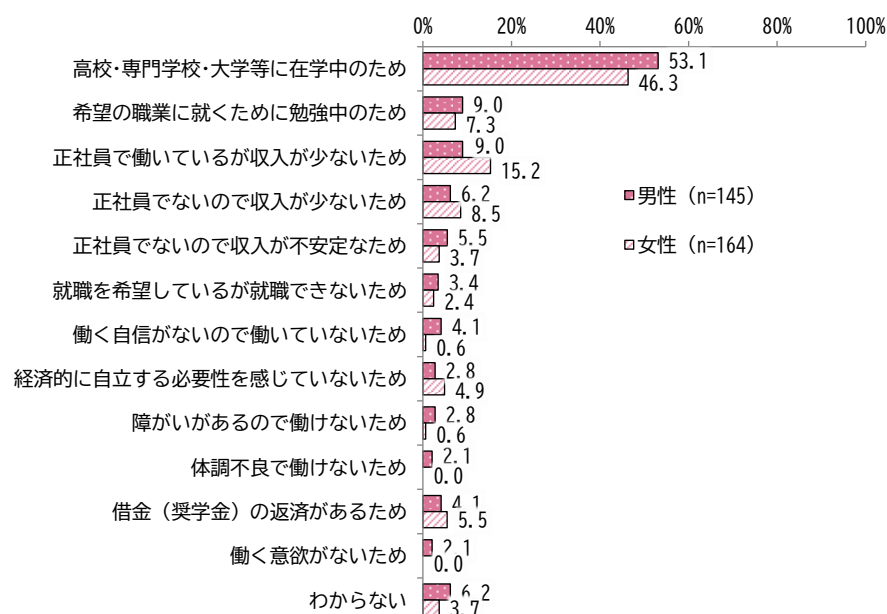
	16,17 歳	18～29 歳
調査対象者	市内在住で 16,17 歳	市内在住で 18～29 歳
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布-郵送またはウェブ回収	郵送配布-郵送またはウェブ回収
標本数	2,000 人	2,000 人
有効回収数 (有効回収率)	691 人(34.6%)	566 人(28.3%)
調査期間	令和 6 年 1 月 19 日から令和 6 年 2 月 2 日	

(2)経済的自立

①生計

生計を立てている人が「あなた自身」または「あなた自身の配偶者」以外の理由について男女別にみると、「正社員で働いているが収入が少ないため」の割合が男性 9.0%、女性 15.2%となっていることから、男女間の賃金の開きが一定程度影響しているものとみられます。

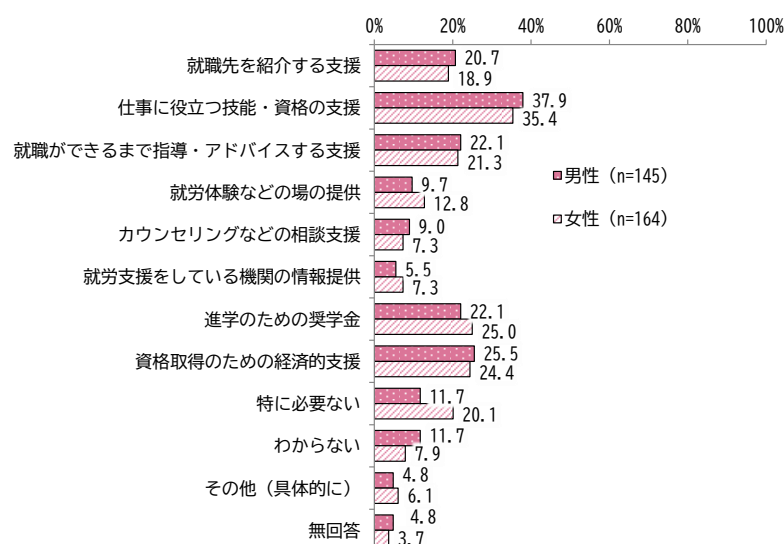
▼自分以外の人による収入で生計を立てている理由(男女別)



②経済的自立のために必要なもの

①と同じ対象者に経済的自立に必要なもの尋ねたところ、「仕事に役立つ技能・資格の支援」の割合が男性 37.9%、女性 35.4%と最も高くなっています。同様に「資格取得のための経済的支援」についても男性 25.5%、女性 24.4%と割合が高い結果となりました。

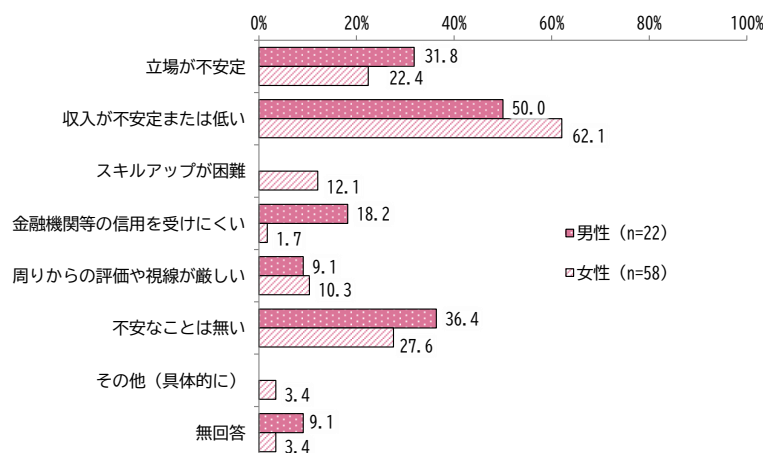
▼経済的自立のために必要なもの(男女別)



(3)雇用形態

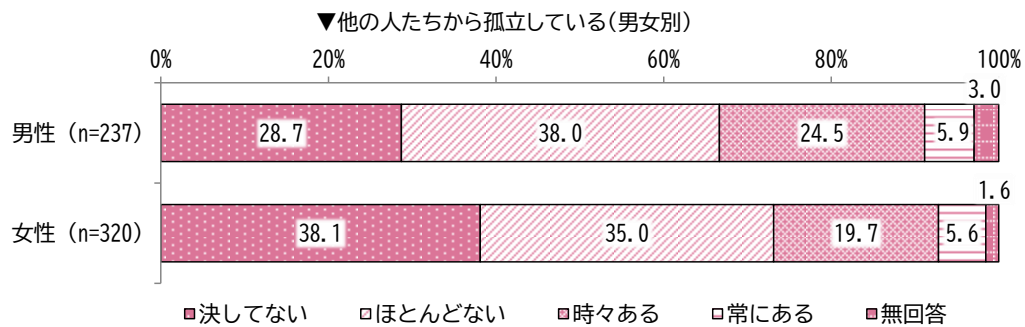
「パート・アルバイト(学生アルバイトは除く)」「派遣社員」「契約社員・嘱託」の人が抱いている雇用形態への不安を男女別にみると、男女ともに「収入が不安定または低い」が最も高いが、男性 50.0%、女性 62.1%と女性の方が高い割合となっています。一方で「立場が不安定」、「金融機関等の信用を受けにくい」については男性の割合が高くなっています。

▼雇用形態への不安(男女別)



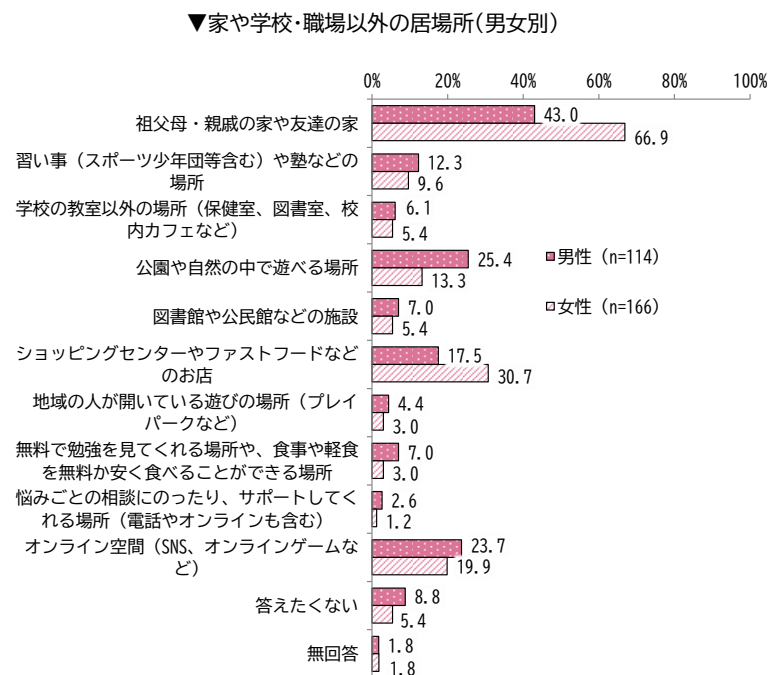
(4)孤独感

「自分は他の人たちから孤立していると感じることがある」かどうか尋ねたところ、男性の方が女性よりも頻度が高く、「時々ある」(男性 24.5%、女性 19.7%)、「常にある」(男性 5.9%、女性 5.6%)に対して、「決してない」(男性 28.7%、女性 38.1%)となっています。



(5)居場所

家や学校・職場以外に「ここに居たい」と感じる居場所について尋ねたところ、回答率が高いもののうち、「祖父母・親戚の家や友達の家」(男性 43.0%、女性 66.9%)、「ショッピングセンターやファストフードなどのお店」(男性 17.5%、女性 30.7%)がそれぞれ女性の割合が高い一方で、「公園や自然の中で遊べる場所」は、男性 25.4%、女性 13.3%と、男性の割合が高くなっています。

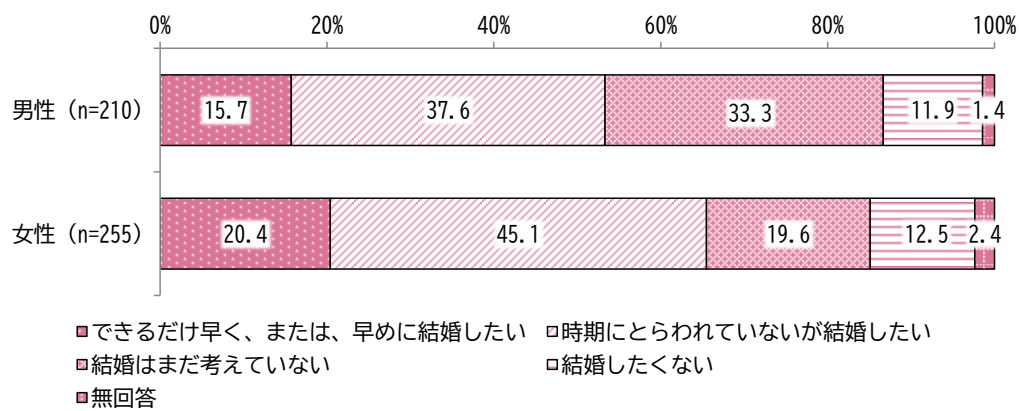


(6)結婚・出産

①結婚への意識等

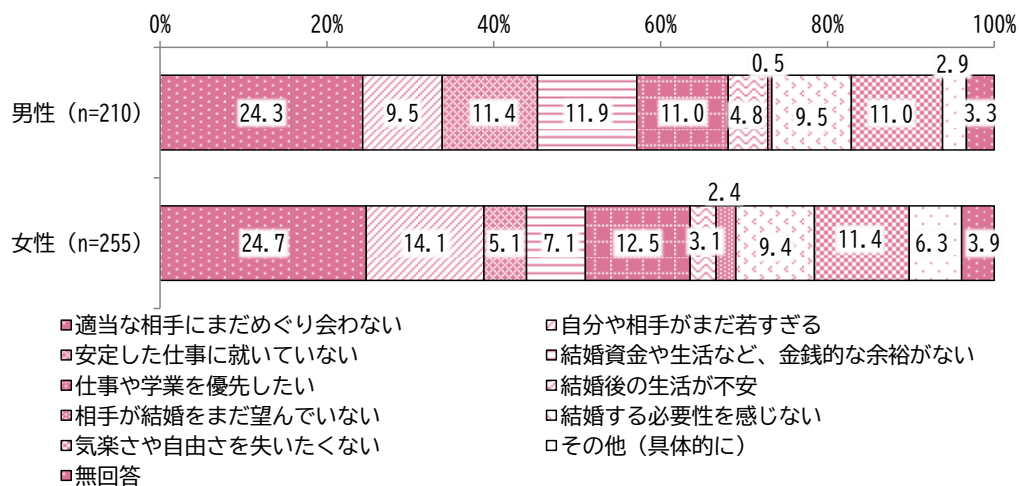
現在結婚していない人を対象に、結婚に対する考えについて尋ねたところ、結婚に前向きな回答である「できるだけ早く、または、早めに結婚したい」については男性 15.7%、女性 20.4%、「時期にとらわれていないが結婚したい」については男性 37.6%、女性 45.1%といずれも女性が高くなっています。また、結婚への意欲が無い「結婚したくない」についても男性 11.9%、女性 12.5%と女性の方がわずかに高くなっています。

▼結婚に対する考え方(男女別)



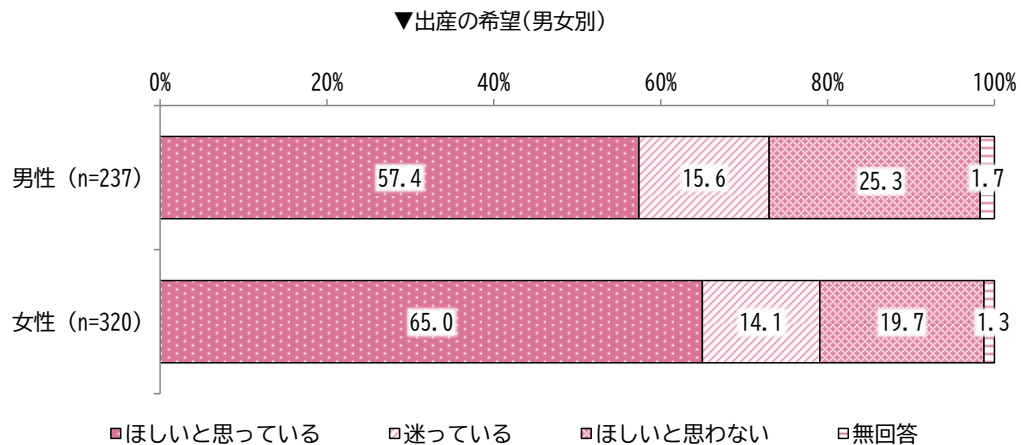
結婚していない理由について男女別にみると、「安定した仕事に就いていない」については男性 11.4%、女性 5.1%、「結婚資金や生活など、金銭的な余裕がない」については男性 11.9%、女性 7.1%と、結婚後の生活基盤に関する回答は男性の割合が高くなっています。

▼独身でいる理由(男女別)

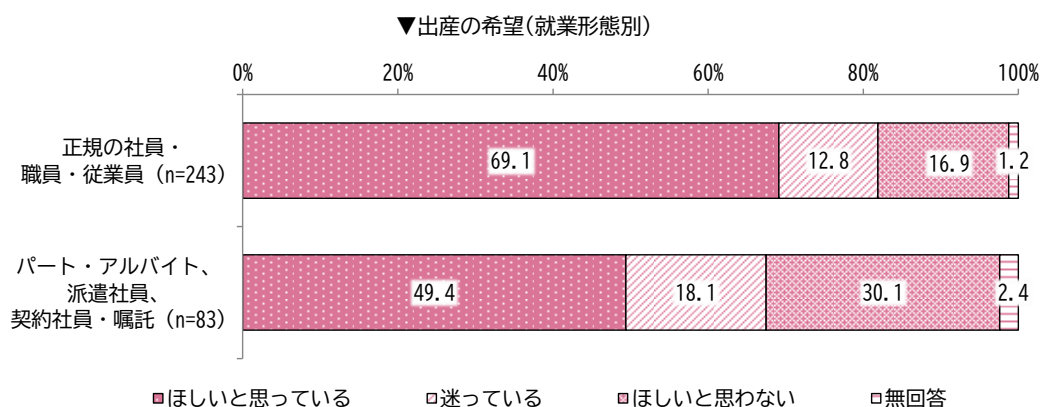


②出産の希望

今後、子どもを欲しいかどうかについて男女別にみると、「ほしいと思っている」については男性 57.4%、女性 65.0%と女性の方が高く、「ほしいと思わない」については男性 25.3%、女性 19.7%と、女性の方が低くなっています。



同じ設問について就業形態別にみると、「ほしいと思っている」については正規の社員・職員・従業員 69.1%、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託 49.4%であり、「ほしいと思わない」については正規の社員・職員・従業員 16.9%、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託 30.1%という結果となりました。



5 第2期計画の実施状況

(1)教育・保育(1～3号)

就学前児童に対して、主に幼稚園や認可保育所、認定こども園等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付を行っています。

令和6年度現在、市内には幼稚園・認定こども園が19園、認可保育所が20園あります。量の確保状況に対する利用量の実績をみると、1号認定(満3歳以上、幼稚園・認定こども園[幼稚園部])は令和5年度で39.8%、2号認定(満3歳以上、保育所・認定こども園[幼稚園部])は107.8%、3号認定(満3歳未満、保育所・認定こども園[保育部])は、0歳が94.4%、1・2歳が101.3%となっています。

▼教育・保育(1～3号)の状況

令和2年度

		1号	2号		3号	
			幼児期の教育の利用希望が強い	それ以外	0歳	1・2歳
		幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)	認可保育所・認定こども園(保育所部分)			
利用量	市内居住のこども	887人	428人	2,002人	402人	1,203人
	他市町村居住のこども	20人	25人	33人	10人	33人
	計【A】	907人	453人	2,035人	412人	1,236人
確保状況	特定教育・保育施設	951人	428人	1,898人	381人	1,125人
	確認を受けない幼稚園	800人				
	他市町村居住のこども	20人	25人	33人	10人	33人
	計【B】	1,771人	453人	1,931人	391人	1,158人
利用量【A】／確保状況【B】		51.2%	100.0%	105.4%	105.4%	106.7%

令和 3 年度

		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0 歳	1・2 歳
		幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)		認可保育所・認定こども園 (保育所部分)		
利用量	市内居住のこども	780 人	351 人	2,024 人	394 人	1,184 人
	他市町村居住のこども	20 人	25 人	48 人	13 人	30 人
	計【A】	800 人	376 人	2,072 人	407 人	1,214 人
確保状況	特定教育・保育施設	935 人	351 人	1,973 人	392 人	1,170 人
	確認を受けない幼稚園	800 人				
	他市町村居住のこども	20 人	25 人	48 人	13 人	30 人
	計【B】	1,755 人	376 人	2,021 人	405 人	1,200 人
利用量【A】／確保状況【B】		45.6%	100.0%	102.5%	100.5%	101.2%

令和 4 年度

		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0 歳	1・2 歳
		幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)		認可保育所・認定こども園 (保育所部分)		
利用量	市内居住のこども	696 人	331 人	2,019 人	414 人	1,180 人
	他市町村居住のこども	20 人	25 人	44 人	6 人	39 人
	計【A】	716 人	356 人	2,063 人	420 人	1,219 人
確保状況	特定教育・保育施設	905 人	331 人	1,941 人	389 人	1,160 人
	確認を受けない幼稚園	800 人				
	他市町村居住のこども	20 人	25 人	44 人	6 人	39 人
	計【B】	1,725 人	356 人	1,985 人	395 人	1,199 人
利用量【A】／確保状況【B】		41.5%	100.0%	103.9%	106.3%	101.7%

令和 5 年度

		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0 歳	1・2 歳
		幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)		認可保育所・認定こども園 (保育所部分)		
利用量	市内居住のこども	673 人	325 人	2,041 人	357 人	1,151 人
	他市町村居住のこども	20 人	25 人	52 人	13 人	29 人
	計【A】	693 人	350 人	2,093 人	370 人	1,180 人
確保状況	特定教育・保育施設	920 人	325 人	1,865 人	379 人	1,136 人
	確認を受けない幼稚園	800 人				
	他市町村居住のこども	20 人	25 人	52 人	13 人	29 人
	計【B】	1,740 人	350 人	1,917 人	392 人	1,165 人
利用量【A】／確保状況【B】		39.8%	100.0%	109.2%	94.4%	101.3%

令和 6 年度(見込み)

		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0 歳	1・2 歳
		幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)		認可保育所・認定こども園 (保育所部分)		
利用量	市内居住のこども	648 人	302 人	2,021 人	306 人	1,173 人
	他市町村居住のこども	20 人	25 人	44 人	11 人	21 人
	計【A】	668 人	327 人	2,065 人	317 人	1,194 人
確保状況	特定教育・保育施設	974 人	302 人	1,888 人	374 人	1,148 人
	確認を受けない幼稚園	600 人				
	他市町村居住のこども	20 人	25 人	44 人	11 人	21 人
	計【B】	1,594 人	327 人	1,932 人	385 人	1,169 人
利用量【A】／確保状況【B】		41.9%	100.0%	106.9%	82.3%	102.1%

(2)地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外に保育が必要な場合に、認定こども園や保育所等で、保育を実施する事業です。

令和 6 年度現在、市内の保育所等 34 園中 29 園で実施しています(延長保育事業／最長 19 時まで)。

▼時間外保育の実施状況

	区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
実績	利用量	人	631	653	715	928	928
	確保状況	か所	22	22	22	22	29
		人	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620

②放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

令和 6 年度現在、市内 19 小学校区中 18 小学校区・19 施設で実施しています(八木山小学校区の児童は飯塚鎮西児童クラブで対応)。令和 5 年度は 2,146 人が利用し、定員比は 80.0%となっています。

▼放課後児童健全育成事業の実施状況

	区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
実績	利用量	人	2,273	2,191	2,008	2,146	2,258
	確保状況(定員)	人	2,692	2,692	2,692	2,692	2,692
	定員比	%	84.4	81.4	74.6	80.0%	83.9%

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業とは、保護者が疾病その他の理由により、家庭でこどもを一時的に養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間、こどもの養育・保護を行い、そのこどもと家庭の福祉の向上を図る事業です。

令和 6 年度現在、「鞍手乳児院」「児童養護施設嘉麻学園」への委託により実施しています。

▼子育て短期支援事業の実施状況

	区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
実績	利用量	人日	5	19	5	27	26
	確保状況	人日	30	30	30	30	30

④地域子育て支援拠点事業

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援するとともに、育児不安やさまざまな子育てに関する相談を受けながら子育て支援を行う事業です。

令和 6 年度現在、市内 5 か所で実施しています(地域子育て支援センター4 か所、街なかひろば 1 か所)。

▼地域子育て支援拠点事業の実施状況

	区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
実績	利用量	人回/月	5,949	7,466	1,854	1,639	2,210
	確保状況	人回/年	29,864	28,745	27,876	27,147	26,518

⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。地域子育て支援拠点事業は、親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けたりしながら子育て支援を行う事業です。

令和6年度現在、市内17か所で実施しています。延べ利用量は、令和5年度には36,502人となっています。

▼一時預かり事業の実施状況

		区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	幼稚園 在園児 を対象	利用量	人日	37,783	33,466	29,979	32,971	21,396
		確保状況	か所	14	18	17	17	17
			人日	39,993	39,109	38,043	36,502	35,119
	その他	利用量	人日	2,526	1,425	1,587	2,020	2,530
		確保状況	人日	4,377	4,212	4,083	3,976	3,085
			か所	16	16	16	13	17
		一時預かり事業	人日	4,281	4,126	3,997	3,890	2,999
			人日	80	80	80	80	80
		ファミサポ	人日	80	80	80	80	80
		子育て短期支援事業	人日	6	6	6	6	6

⑥病児保育事業

病児保育事業は、病気回復期にある児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。令和元年度現在、委託施設2か所で実施しています。利用量は増減があり、令和5年度は104人となっています。

▼病児保育事業の実施状況

	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	利用量	人	38	125	39	104	163
	確保状況	か所	1	2	2	2	2
		人	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)[就学児]

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和 6 年度現在、民間委託により実施しています。令和 5 年度は、延べ 60 人が就学児による利用でした。

▼子育て援助活動支援事業の実施状況

	区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
実績	利用量	人日	213	372	34	60	60
	確保状況	人日	69	69	69	68	67

⑧利用者支援事業

利用者支援事業は、こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

▼利用者支援事業の実施状況

	区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
実績	利用量	か所	2	2	3	3	8
	確保状況	か所	3	3	3	3	8

⑨妊婦に対する健康診査

妊婦に対する健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市では母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査の補助券(14 回分)をあわせて交付し、医療機関(福岡県医師会会員医療機関)や助産所(福岡県助産師会会員助産所)等での受診を勧奨しています。

▼妊婦に対する健康診査の実施状況

	区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
実績	利用量	人回	11,481	11,344	9,244	8,905	11,424

⑩乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。令和 5 年度の訪問件数は622件でした。

▼乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

	区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
実績	利用量	世帯	708	686	642	622	816
	対象世帯	世帯	718	715	709	665	858

⑪養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。令和5年度の訪問件数は211件でした。

▼養育支援訪問事業の実施状況

	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	利用量	件	207	206	208	211	219
	確保状況	件	190	189	180	176	172

(3)その他子ども・子育て支援事業に係る施策

計画期間中に関係各課で推進してきた進捗管理対象となっている 70 事業について、達成度を評価しました(S～D評価)。

全体では、70 事業中 86 事業(79.6%)がA評価以上となっており、概ね高い達成度で事業を推進できています。一方で、評価がC評価以下の事業は、3 事業(2.8%)でした。該当事業は、「児童虐待の防止」「思春期保健・青少年健全育成対策」「就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等」となっています。

▼その他子ども・子育て支援事業に係る施策の達成度の状況(令和5年度)

基本的視点			主要課題	達成度別 事業数							
				S	A	B	C	D	事業数 合計		
1	国の基本指針における 「市町村子ども・子育て支援事 業計画」の任意記載事項		(1)産休・育休後における特定教育・ 保育施設等の円滑な利用確保	1					1		
			(2)児童虐待の防止	6	4	3	1		14		
			(3)ひとり親家庭の自立支援の推進	2	1	1			4		
			(4)障がい児などの支援	6	4	1			11		
			(5)「仕事と生活の調和」の実現に向けた 取組の推進			1			1		
			計	15	9	6	1	0	31		
2	その他の 関連施策 〔本市独自 項目〕	子どもの人権 尊重と「最善の 利益」の実現	(1)人権教育等	1	2				3		
			(2)思春期保健・青少年健全育成対策				1		1		
			(3)いじめ・不登校・非行等対策	4	2				6		
			計	5	4	0	1	0	10		
		すべての子ど も・子育て家庭 の支援	(1)子育てしやすい地域づくり(情報や 交流の場の提供、地域人材の育成)		2				2		
			(2)就学前の教育・保育、 地域子ども・子育て支援事業等	2	3		1		6		
			(3)子どもの居場所や体験活動の 場づくり		2				2		
			(4)教育環境の整備		1	1			2		
			(5)その他の支援	1					1		
			計	3	8	1	1	0	13		
		質の高い教育・ 保育や子育て 支援の提供	(1)就学前の教育・保育の内容充実		4	1			5		
			(2)学校教育の内容充実	1	4	3			8		
			(3)子育てにやさしい生活環境づくり		3				3		
			計	1	11	4	0	0	16		
		総計				24	32	11	3	0	70

資料)こども政策課

(4)子どもの貧困対策推進に係る施策

計画期間中に関係各課で推進してきた進捗管理対象となっている 30 事業について、達成度を評価しました(S～D評価)。

全体では、30 事業中 25 事業(83.3%)がA評価以上となっており、概ね高い達成度で事業を推進できています。一方で、評価がC評価以下の事業は、2 事業(6.7%)でした。該当事業は、「地域における学習支援等」「保護者の生活支援」となっています。

▼子どもの貧困対策推進に係る施策の達成度の状況(令和5年度)

基本的視点		主要課題	達成度別 事業数					
			S	A	B	C	D	事業数合計
1	教育支援	①幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上		1				1
		②地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	1					1
		③高校・大学等進学に対する教育機会の提供	1					1
		④特に配慮を要する子どもへの支援		1				1
		⑤地域における学習支援等				1		1
		⑥その他の教育支援		1	1			2
		⑦自己肯定感の向上に向けた支援		1				1
		計	2	4	1	1	0	8
2	生活支援	①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	4	3				7
		②保護者の生活支援	2	2	2	1		7
		③子どもの生活支援		1				1
		⑤支援体制の強化		1				1
		計	6	7	2	1	0	16
3	就労支援	①ひとり親及びふたり親世帯を含む困窮世帯等に対する就労支援	1					1
		計	1	0	0	0	0	1
4	経済的支援	①養育費の確保の推進		1				1
		②教育費負担の軽減		1				1
		③医療費負担の軽減	3					3
		計	3	2	0	0	0	5
総計			12	13	3	2	0	30

資料)こども政策課

6 飯塚市の今後の課題の整理

(1) 少子化の進行

第2期計画期間中(令和2～6年度)の人口動態をみると、0～14歳の年少人口が16,650人から15,663人へ、15～64歳の生産年齢人口が70,646人から68,540人へと減少しており、少子化と生産年齢人口の減少傾向が表れています。この傾向は今後も続くことが予測され、地域社会に様々な影響を及ぼす可能性があります。少子化の進行に歯止めをかけ、持続可能な地域社会を維持するためには、こどもを産み育てやすい環境づくりや、結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援の充実が求められます。保育施設の充実や子育て世帯への経済的支援、妊娠期からの継続的なサポート、子育て相談体制の強化など、これらの施策を総合的に推進することで、人口減少の緩和と地域の持続的な発展につなげる必要があります。

(2) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の適切な給付

アンケート結果からも明らかになっていますが、近年の社会変化に伴い、共働き家庭の割合が増加しており、これは単に保育ニーズの増大だけでなく、家庭内での育児負担の分配や、仕事と子育ての両立支援が求められています。本計画では、共働き・共育ての推進を重視し、男性の家事や子育てへの積極的な参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の見直しを促す啓発活動に取り組む必要があります。また、子育て当事者が自己実現を図りつつ子育てができる環境を整備し、職場における子育て支援を促進することが重要です。

また、本市では独自の施策として、令和6年4月から保育所(認可外含む)や認定こども園、幼稚園に通う第2子以降の保育料を無償化しました。保育サービスについては、第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画での見直しやこれらの状況を踏まえ、人口推計や利用実績に基づいて適切な量を見込み、多様な保育ニーズに対応できる柔軟なサービス提供を目指します。

(3) 誰一人取り残さない子育て支援体制の実現に向けた課題

こども施策の充実を図る上で、量的な確保と質的な向上の両面からの取り組みが求められています。各種事業のニーズに応じた量的確保はもちろんのこと、支援の質の向上と支援を届けることができるかどうか重要な課題となっています。特に、SOSを発することが困難な家庭や支援情報にアクセスできていない層への支援体制の構築が必要です。

教育・保育施設等への指導助言体制の強化も求められており、これには地域の関係機関やNPO等との連携が不可欠です。これらの課題解決の核となるのは人材です。こどもの権利を理解し、寄り添える専門性の高い人材の確保・育成が急務です。同時に、支援者自身の働きがい高めるため、職場環境の改善や専門性向上、メンタルケアの充実も重要です。

(4)ひとり親家庭への支援体制強化に向けた課題

本市のひとり親世帯は約 6,000 世帯で全世帯の約 1 割を占めており、重要な支援対象層となっています。本市は現在、住宅優先入居や自立支援、医療費助成など様々な支援を実施していますが、ひとり親家庭の高い相対的貧困率を踏まえ、さらなる支援強化が必要です。

特に、経済的自立と仕事と子育てを一手に担わざるを得ないことによる「時間の貧困」解消の両立を目指し、プッシュ型相談やワンストップ支援体制の構築が求められます。また、養育費履行確保や安全な親子交流の推進など、こどもの利益を考慮した支援策の充実も課題です。

(5)経済格差が生む教育と成長の壁

経済的に困難な状況にある、こどもたちが直面する主要な課題は、教育格差の拡大と将来の選択肢の制限です。学年が上がるにつれて学習理解度が低下し、大学進学希望率も低くなっています。また、低所得世帯の保護者は不安定な就労状況にあり、子育てと仕事の両立に苦慮しています。こどもたちの課外活動参加の機会も限られており、成長機会の不平等が生じています。さらに、学習支援の不足と、子育てに関する相談相手の不在が、これらの問題を悪化させています。これらの課題は相互に関連しており、教育、生活、就労、経済支援を包括的に提供できる体制の構築が必要です。経済的困難を抱える世帯のこどもたちが、環境によって将来の可能性を制限されることのないよう、総合的な支援策の展開が求められています。

(6)若い世代の希望を支える

若い世代の結婚や子育ての希望を実現するため、複合的な課題に取り組む必要があります。まず、経済的自立を促進するため、適切な就職支援とキャリア形成支援を行い、地域での魅力的な雇用創出に努めることが重要です。同時に、社会的自立の観点から、結婚を希望する人々への出会いの機会創出や新生活支援、ひきこもり状態にある若者への相談体制の充実が課題となっています。さらに、若者のメンタルヘルスケアの強化も重要な取り組みです。

子育てについては、社会全体の理解を深め、安心と喜びを持って取り組める環境整備が必要です。そのために、働き方改革の推進や、男女ともに働きやすい職場環境の整備に取り組むことが求められています。若い世代が将来に希望を持ち、結婚や子育ての夢を実現できる社会の構築を目指すとともに、地域社会全体で結婚を応援し、子育てをみんなで支え合う社会づくりを進めていくことが重要です。

第 3 章

計画の基本理念と基本的視点

第3章 計画の基本理念と基本的視点

1 計画の基本理念

みんなでつくる すべてのこどもが笑顔で暮らせるまち いいづか

近年、こども・若者や子育て当事者が抱える課題は多岐にわたり、教育、福祉、健康、経済的支援など、さまざまな分野での対応が求められています。このように、こども・子育て支援へのニーズがますます多様化する中で、こども基本法やこども未来戦略、こども大綱の理念を基に、持続可能で効果的な支援体制を構築することが重要です。

本計画では、第1期飯塚市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「みんなでつくるすべてのこどもが笑顔で暮らせるまち いいづか」を、第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画から引き続き継承し、関連施策を推進していきます。

SDGsについて

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、世界全体の経済、社会、環境の3つを調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困、格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するために設定された、2030(令和12)年に向けて国際社会全体が目指す目標です。

2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動計画)」が採択され、17のゴール(目標)と169のターゲットが設定されました。

本計画においても、SDGsの17のゴールと計画の基本的視点を関連づけて施策を実施していきます。



2 計画の基本的視点

(1) こども・若者を権利の主体として尊重し、今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格と個性を尊重し、権利を保障します。また、こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、彼らの意見に耳を傾け、対話を重ねながら、共にこども施策を進めます。あわせて、この視点に基づき、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨と内容について、全てのこども・若者及び社会全体に対して理解を深めるための情報提供や啓発活動を行います。こども・若者の良好な成育環境を確保し、貧困や格差の解消を図ることで、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちづくりを推進します。



(2) 切れ目のない支援体制の確立

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者の成長過程全体を見据えた切れ目のない支援体制を構築します。こどもの誕生前から青年期まで、各ライフステージの特性を踏まえつつ、一貫性のある支援を提供することで、こどもの健全な成長を途切れることなく支えます。また、保護者や養育者への支援も一体的に行い、家庭全体に対する支援体制を整えます。

支援の連続性を確保するため、関係機関間の連携を強化します。行政、学校、地域社会などが一体となり、すべてのこども・若者がライフステージの移行期も含めて適切な支援を受け、自分らしく成長できる社会の実現を目指します。



(3)社会全体で支えるこどもの貧困対策

こどもの貧困は、教育格差の拡大、将来の選択肢の制限、不安定な家庭環境など、こどもの権利と可能性を侵害する課題です。本市では、こうした貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこどもが環境に関わらず豊かな人生を実現できる社会の構築を目指します。

そのために、教育、生活、就労、経済の各分野における包括的な支援策を展開します。これらの取り組みを通じて、こどもたちの成長と学びの機会を保障し、家庭の安定を支援するとともに、社会的孤立を防ぐ環境づくりを進めます。

また、支援を必要とするこどもや家庭を早期に把握し、適切な援助につなげるためのサポート体制を強化します。こどもの貧困は社会全体で取り組むべき課題であるとの認識のもと、関係機関との協働により、すべてのこどもたちが希望を持って成長できる地域社会の実現に向けて努めていきます。



(4)若者が自分自身の将来を描き、希望をかなえられるような社会の実現

結婚や子育てを希望する若者がその願いを叶えられる社会の実現を目指し、若者の生活基盤の安定と自己実現を支援します。そのために、一人ひとりの個性や才能を尊重し、多様な価値観を認め合う環境づくりに取り組みます。

生活基盤の安定に向けた支援に取り組むことで、結婚や子育てに関する希望の実現を妨げる障壁の解消に努めます。また、多様な価値観や生き方を尊重しながら、若者が自らの意思で人生の選択ができるよう、きめ細かなサポート体制を整えます。

これらの取り組みを通じて、若者が自信を持って将来を描き、結婚や子育てを含む人生のさまざまな選択に前向きに取り組める社会の実現を目指します。次世代の育成を社会全体で支える仕組みづくりにより、持続可能で活力ある地域社会の構築に貢献します。



第 4 章

幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に
係る量の見込みと確保の方策

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

幼児期の教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。この区域は、地域の実情、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を記載することとなっています。

(2) 本市における教育・保育提供区域

本市の提供区域については、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが地理的に可能であることから、社会的条件や教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育等をはじめとした主要事業については「市全域」とします。

2 教育・保育(1～3号)

【事業内容】

就学前児童に対して、主に幼稚園や認可保育所、認定こども園等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。

令和6年度現在、市内には幼稚園・認定こども園が19園、認可保育所が20園あります。

量の見込みと確保の方策は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳、1歳、2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。

【量の確保方策】

1号認定・2号認定・3号認定いずれも受け入れ可能見込み数の範囲内に収まる見込みです。今後も、供給不足が発生しないよう、ニーズへの対応を図ります。

※次頁以降の「量の見込みと確保の内容」参照

なお、国の指針により本計画の必須記載事項とされている3号認定における保育利用率(満3歳未満のこどもの全体数に占める保育利用定員の割合)については、次頁以降に示す年度ごとの「量の見込みと確保の内容」から以下のとおりとなります。

3号認定における保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア) 推計人口(0～2歳)	1,176人	1,141人	1,109人	1,083人	1,064人
(イ) 3号認定の利用定員数	1,769人	1,769人	1,769人	1,769人	1,769人
保育利用率((イ)/(ア))	66.5%	64.5%	62.7%	61.2%	60.1%

【量の見込みと確保方策】

令和 7 年度

		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0 歳	1 歳	2 歳
			幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)		認可保育所・認定こども園 (保育所部分)		
量 の 見 込 み	市内居住のこども	915 人	344 人	1,952 人	268 人	506 人	584 人
	計【A】	915 人	344 人	1,952 人	268 人	506 人	584 人
確 保 方 策	特定教育・保育施設	784 人	127 人	1,945 人	385 人	577 人	667 人
	確認を受けない幼稚園	189 人					
	幼稚園		217 人				
	企業主導型保育施設			10 人	45 人	55 人	40 人
	計【B】	973 人	344 人	1,955 人	430 人	632 人	707 人
差【B-A】		58 人	0 人	3 人	162 人	126 人	123 人

令和 8 年度

		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0 歳	1 歳	2 歳
			幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)		認可保育所・認定こども園 (保育所部分)		
量 の 見 込 み	市内居住のこども	877 人	330 人	1,871 人	263 人	535 人	532 人
	計【A】	877 人	330 人	1,871 人	263 人	535 人	532 人
確 保 方 策	特定教育・保育施設	784 人	127 人	1,945 人	385 人	577 人	667 人
	確認を受けない幼稚園	189 人					
	幼稚園		217 人				
	企業主導型保育施設			10 人	45 人	55 人	40 人
	計【B】	973 人	344 人	1,955 人	430 人	632 人	707 人
差【B-A】		96 人	14 人	84 人	167 人	97 人	175 人

令和 9 年度

		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0 歳	1 歳	2 歳
			幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)		認可保育所・認定こども園 (保育所部分)		
量 の 見 込 み	市内居住のこども	826 人	311 人	1,763 人	259 人	526 人	563 人
	計【A】	826 人	311 人	1,763 人	259 人	526 人	563 人
確 保 方 策	特定教育・保育施設	784 人	127 人	1,945 人	385 人	577 人	667 人
	確認を受けない幼稚園	189 人					
	幼稚園		217 人				
	企業主導型保育施設			10 人	45 人	55 人	40 人
	計【B】	973 人	344 人	1,955 人	430 人	632 人	707 人
差【B-A】		147 人	33 人	192 人	161 人	106 人	144 人

令和 10 年度

		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0 歳	1 歳	2 歳
			幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)		認可保育所・認定こども園 (保育所部分)		
量 の 見 込 み	市内居住のこども	802 人	301 人	1,711 人	254 人	517 人	553 人
	計【A】	802 人	301 人	1,711 人	254 人	517 人	553 人
確 保 方 策	特定教育・保育施設	784 人	127 人	1,945 人	385 人	577 人	667 人
	確認を受けない幼稚園	189 人					
	幼稚園		217 人				
	企業主導型保育施設			10 人	45 人	55 人	40 人
	計【B】	973 人	344 人	1,955 人	430 人	632 人	707 人
差【B-A】		171 人	43 人	244 人	176 人	115 人	154 人

令和 11 年度

		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0 歳	1 歳	2 歳
		幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)		認可保育所・認定こども園 (保育所部分)			
量 の 見 込 み	市内居住のこども	787 人	296 人	1,679 人	250 人	508 人	544 人
	計【A】	787 人	296 人	1,679 人	250 人	508 人	544 人
確 保 方 策	特定教育・保育施設	784 人	127 人	1,945 人	385 人	577 人	667 人
	確認を受けない幼稚園	189 人					
	幼稚園		217 人				
	企業主導型保育施設			10 人	45 人	55 人	40 人
	計【B】	973 人	344 人	1,955 人	430 人	632 人	707 人
差【B-A】		186 人	48 人	276 人	180 人	124 人	163 人

3 地域子ども・子育て支援事業

(1)時間外保育事業

①事業内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外に保育が必要な場合に、認定こども園や保育所等で、保育を実施する事業です。令和 6 年度現在、27 か所で実施しています(延長保育事業／最長 19 時まで)。

②量の見込みと確保の内容

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	928 人	1,176 人	1,141 人	1,109 人	1,083 人	1,064 人
(イ)確保の内容	1,620 人	1,620 人	1,620 人	1,620 人	1,620 人	1,620 人
	27 か所	27 か所	27 か所	27 か所	27 か所	27 か所
差((イ)-(ア))	692 人	444 人	479 人	511 人	537 人	556 人

(2)放課後児童健全育成事業

①事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

令和6年度現在、市内19小学校区中18小学校区・19施設で実施しています(八木山小学校区の児童は飯塚鎮西児童クラブで対応)。

小学校区単位での提供体制の整備は完了しているため、老朽化に伴う維持補修や計画的な改築・改修等の施設整備について実施していきます。

②量の見込みと確保の内容

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ア)量の見込み	2,258人	2,430人	2,368人	2,300人	2,220人	2,137人
1年生	630人	486人	484人	467人	448人	427人
2年生	546人	516人	488人	486人	469人	450人
3年生	448人	533人	515人	487人	484人	467人
4年生	342人	301人	283人	274人	259人	258人
5年生	187人	295人	302人	284人	275人	260人
6年生	105人	299人	296人	302人	285人	275人
(イ)確保の内容	3,080人	3,080人	3,080人	3,080人	3,080人	3,080人
	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所
差((イ)-(ア))	822人	650人	712人	780人	860人	943人

※確保の内容の人数は児童クラブ定員数

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)

①事業内容

子育て短期支援事業とは、保護者が疾病その他の理由により、家庭でこどもを一時的に養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間、こどもの養育・保護を行い、そのこどもと家庭の福祉の向上を図る事業です。

令和 6 年度現在、「鞍手乳児院」「児童養護施設嘉麻学園」への委託により実施しています。

②量の見込みと確保の内容

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	26 人日	26 人日	26 人日	26 人日	25 人日	25 人日
(イ)確保の内容	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日
差((イ)-(ア))	4 人日	4 人日	4 人日	4 人日	5 人日	5 人日

(4)地域子育て支援拠点事業

①事業内容

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援するとともに、育児不安やさまざまな子育てに関する相談を受けながら子育て支援を行う事業です。

令和 6 年度現在、市内 5 か所で実施しています(地域子育て支援センター4 か所、街なかひろば 1 か所)。

②量の見込みと確保の内容

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	2,210 人回	2,025 人回	1,963 人回	1,910 人回	1,865 人回	1,832 人回
(イ)確保の内容	2,210 人回	2,025 人回	1,963 人回	1,910 人回	1,865 人回	1,832 人回
	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
差((イ)-(ア))	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

※(ア)量の見込み=(イ)確保の内容とする。

(5)一時預かり事業

①事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込みは、「幼稚園在園児を対象とした一時預かり」と「幼稚園在園児を対象としたもの以外の一時預かり、子育て援助支援事業、子育て短期支援事業」に分けて算出することとされています。

一時預かり事業(幼稚園在園児を対象)

①事業内容

幼稚園在園児を対象としています。令和 6 年度現在、市内の幼稚園・認定こども園 17 園すべてが実施しています。

②量の見込みと確保の内容

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	21,396 人日	20,223 人日	19,394 人日	18,268 人日	17,732 人日	17,404 人日
1 号認定による利用	19,637 人日	18,504 人日	17,736 人日	16,705 人日	16,219 人日	15,916 人日
2 号認定による利用	1,759 人日	1,729 人日	1,658 人日	1,563 人日	1,513 人日	1,488 人日
(イ)確保の内容	25,026 人日	25,026 人日	25,026 人日	25,026 人日	25,026 人日	25,026 人日
	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所
差((イ)-(ア))	3,630 人日	4,803 人日	5,632 人日	6,758 人日	7,294 人日	7,622 人日

※(ア)量の見込み=(イ)確保の内容とする。

一時預かり事業(幼稚園在園児を対象としたもの以外)、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業

①事業内容

就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、子育て援助活動支援事業での一時預かり、子育て短期支援事業による一時預かり事業です。

保育所等での一時預かりは、令和 6 年度現在、市内の認可保育所等 17 園で実施しています。

②量の見込みと確保の内容

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	1,961 人日	3,591 人日	3,481 人日	3,385 人日	3,306 人日	3,247 人日
(イ)確保の内容	3,085 人日	3,685 人日	3,685 人日	3,685 人日	3,685 人日	3,685 人日
一時預かり 事業(幼稚園在園児を 対象としたもの以外)	2,999 人日	3,599 人日	3,599 人日	3,599 人日	3,599 人日	3,599 人日
	17 か所	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所
子育て短期 支援事業 (トワイライト ステイ)	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日
	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
子育て援助 活動支援事 業(病児・緊 急対応強化 事業を除く)	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
差((イ)-(ア))	0 人日	94 人日	204 人日	300 人日	379 人日	438 人日

(6)病児保育事業

①事業内容

病気回復期にある児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

令和 6 年度現在、市内 2 か所(定員合計 6 人)の医療機関・保育園への委託により実施しています。

②量の見込みと確保の内容

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	163 人日	131 人日	125 人日	118 人日	115 人日	113 人日
(イ)確保の内容	291 人日	294 人日	294 人日	294 人日	294 人日	294 人日
病児保育 事業	289 人日	289 人日	289 人日	289 人日	289 人日	289 人日
	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
子育て援助 活動支援 事業	2 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
差((イ)-(ア))	128 人日	163 人日	169 人日	176 人日	179 人日	181 人日

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)[就学児]

①事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の量の見込みについては、就学前児童(0～5 歳)分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児(6～11 歳)分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。

②量の見込みと確保の内容

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	60 人日	75 人日	73 人日	71 人日	69 人日	68 人日
(イ)確保の内容	60 人日	75 人日	73 人日	71 人日	69 人日	68 人日
差((イ)-(ア))	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※(ア)量の見込み=(イ)確保の内容とする。

(8)利用者支援事業

①事業内容

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

事業の概要

類型	基本型	「利用者支援」と「地域連携」の2本の柱で実施します。 【利用者支援】 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供します。また、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行います。 【地域連携】 利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整や連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成と地域で必要な社会資源の開発等を行います。
	特定型	主に市の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じる形で、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。
	こども家庭センター型	母子保健を担う子育て世代包括支援センターと児童福祉を担う子ども家庭総合支援拠点の機能を統合して令和6年4月施行の改正児童福祉法によって新設されました。妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する支援や全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

②量の見込みと確保の内容

基本型

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(イ)確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

地域子育て相談機関

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
(イ)確保の内容	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

※利用者支援事業(基本型)の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む

特定型

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(イ)確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

こども家庭センター型

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(イ)確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(9)妊婦に対する健康診査

①事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市では親子健康手帳の交付時に妊婦健康診査の補助券(14 回分)をあわせて交付し、医療機関(福岡県医師会会員医療機関)や助産所(福岡県助産師会会員助産所)等での受診を勧奨しています。

②量の見込みと確保の内容

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	11,424 人回	11,494 人回	11,284 人回	11,102 人回	10,906 人回	10,724 人回
(イ)確保の内容	11,424 人回	11,494 人回	11,284 人回	11,102 人回	10,906 人回	10,724 人回
差((イ)-(ア))	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

※(ア)量の見込み=(イ)確保の内容とする

(10)乳児家庭全戸訪問事業

①事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

②量の見込みと確保の内容

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	816 人	821 人	806 人	793 人	779 人	766 人
(イ)確保の内容	816 人	821 人	806 人	793 人	779 人	766 人
差((イ)-(ア))	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※(ア)量の見込み=(イ)確保の内容とする

(11)養育支援訪問事業

①事業内容

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

②量の見込みと確保の内容

	令和 6 年度 (実績見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	219 人	184 人	179 人	175 人	179 人	164 人
(イ)確保の内容	219 人	184 人	179 人	175 人	179 人	164 人
差((イ)-(ア))	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※(ア)量の見込み=(イ)確保の内容とする

(12)子育て世帯訪問支援事業

①事業内容

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。この事業は令和 6 年度から開始されました。

②量の見込みと確保の内容

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(ア)量の見込み	445 人日	436 人日	429 人日	421 人日	411 人日
(イ)確保の内容	445 人日	436 人日	429 人日	421 人日	411 人日
差((イ)-(ア))	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※(ア)量の見込み=(イ)確保の内容とする

(13)実費徴収にかかる補足給付を行う事業

①事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、国から提示される事業の内容を踏まえて、対象者数や事業の効果等を勘案しながら、事業の実施について検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(14)多様な主体が参画することを促進するための事業

①事業内容

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

今後、国から提示される事業の内容を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

4 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進策

(1) 認定こども園への移行促進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられるという特長があることから、本市においてもその普及と整備に努めてきました。第2期計画策定時(令和2年3月)に10園だった認定こども園は、令和6年度現在14園まで増加し、また令和7年度に私立幼稚園2園が認定こども園に移行します。

引き続き、幼稚園設置者や保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行に向けた支援を実施していきます。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、保育所や幼稚園、こども園等の研修事業への補助を実施し、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

また、就学資金貸付事業等を実施することにより、安定した人材確保や処遇改善を促進します。

(3) 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校、関係機関等との連携の推進

こどもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行い、連続性・一貫性のある保育・教育を提供するために、就学前の教育・保育施設と小学校、放課後児童クラブなどの関係機関との連携が不可欠です。

本市では、配慮が必要なこどもに関する幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、関係機関との情報交換や、入学前相互訪問など、就学前・後の関係者の情報交換や連携に取り組んでいます。今後もこのような取組を継続して実施し、保幼小及び児童クラブなどの関係機関との連携を推進していきます。

第 5 章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

1 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

保護者が産休(産前・産後休業)又は育休(育児休業)明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所や認定こども園等を利用できるようにするため、産休・育休中の保護者に対する適切な情報提供や相談支援を行うとともに、教育・保育施設等の基盤整備を計画的に進めます。

また、0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育休の取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりすることがないように、育休満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
1-1	教育・保育施設等の保育基盤の整備(保育課)
	保育所の新設、幼稚園のこども園への移行に要する費用の一部を国県の補助金を活用して補助することにより、安心して子育てができる環境整備を推進します。 また、公立保育所・認定こども園等の老朽化に対応して、施設の維持に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
1-①	341-21	こども家庭センター(児童福祉) (こども家庭課)	こどもや子育てに関する情報提供・相談件数(件)	
	「子ども家庭支援員」や「虐待対応専門員」等の専門職員を配置し、以下の業務を行います。 ・子ども家庭支援全般に係る業務 (実情の把握、情報の提供、相談等) ・要保護児童及び要支援児童並びに特定妊婦への支援 ・関係機関との連絡調整 (要保護児童対策地域協議会、児童相談所等)		5,017	4,500
			要支援児童・要保護児童・特定妊婦への支援人数(人)	
			362	362

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
1-②	342-10	こども家庭センター(母子保健) (こども家庭課)	特定妊婦等支援状況率(%)	
	母子保健法の改正により平成 29 年 4 月から「子育て世代包括支援センター」の設置について市町村に努力義務が課せられ、本市では平成 30 年 4 月 1 日より設置しました。その後、児童福祉法および母子保健法の改正により、「こども家庭センター」の設置について努力義務が示され、本市では令和 6 年 4 月より設置しました。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子の意見・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います。		100	100
1-③	345-1	街なか子育てひろば事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行なう場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行なう事業です。保護者の子育てに対する不安や悩みの解消、地域における親・子の成長を支援することを目的とします。		19,287	20,000

2 児童虐待の防止

(1) 関係機関との連携と相談体制の強化

児童虐待の発生予防と早期発見・対応のためには、地域の関係機関との連携と情報共有が不可欠です。本市は「飯塚市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を適宜開催しながら、関係機関の連携強化を図ります。

また、虐待の危険度や緊急性を客観的に判断するためのアセスメントを導入し、被虐待児に関する情報収集や適切な対応の強化を図り、相談体制については、家庭児童相談員が子育て中の保護者と適切な指導を含めた関わりを構築できるよう、研修等により資質向上を図ります。

本市では、令和 4 年度から子ども家庭総合支援拠点を設置していましたが、令和 4 年 6 月に公布された児童福祉法等の改正により、令和 6 年度からは、子育て世代包括支援センターと統合する形で、こども家庭センターを設置し、各種相談への対応や支援を強化しています。

(2) 虐待の発生予防と早期発見・対応

平成 30 年に制定した「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」に基づき、児童虐待がこどもに及ぼす影響、児童虐待の予防のための子育て支援施策、児童虐待の通告義務等について必要な広報・啓発活動を行うとともに、こどもの安全を確保するため、関係機関と連携しながら情報提供及び支援を行います。

健康診査受診者や未受診者へのフォロー訪問、その他の保健指導、乳児家庭全戸訪問等の母子保健事業や地域の医療機関等との連携により、支援を必要とする親子を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援事業等の適切な支援につなげていきます。

また、児童虐待防止に関する知識や体罰によらない育児知識の普及・啓発を図るため、講演会の開催や街頭啓発に取り組むとともに、医療機関、児童委員、NPO やボランティア等の地域の関係団体が児童虐待を早期に発見し、こどもに対し必要な保護・支援、保護者に対して必要な指導・支援を行うことができるよう、研修等を通して資質の向上を図ります。

(3) 社会的養護施策との連携

社会的養護を必要とするこどもが、地域の里親や児童養護施設等においてこどもが健やかに成長できる環境を整えるため、関係機関と密接に連携しながら、支援体制の強化に努めます。

さらに、母子生活支援施設についても、母子がともに生活しながら必要な支援を受けられるため、児童相談所等の関係機関と連携し、利用促進や支援機能の充実に努めます。

また、地域の子育て支援を強化するため、子育て短期支援事業(ショートステイ)を実施する児童養護施設などの地域資源を積極的に活用し、関連施設との連携強化を図ります。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
2-1	要保護児童援護の実施(こども家庭課)
	被虐待児等の要保護児童等への援護対策として、家庭児童相談員による地域・関係機関への働きかけ、児童相談所への連絡、家庭訪問による助言等を行っており、実施にあたっては、母子・父子自立支援員と連携を図っています。今後も、こども家庭センターを中心に、各関係機関と連携を図りながら、要保護児童等に適切に対応するとともに、困難事例等については、飯塚市要保護児童対策地域協議会で協議しながら対応に努めます。
2-2	子ども家庭総合支援員[非常勤特別職]の配置(こども家庭課)
	専門的なアドバイスができる専門職(臨床心理士、弁護士、医師、児童家庭相談所業務経験者等)を非常勤特別職のスーパーバイザーとして配置し、支援困難ケースへの対応力の強化に努めます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
2-3	子ども家庭センターにおける DX 化の推進(こども家庭課)
	各相談員が担当するケースが増加し、専門的な面談やフォロー業務の時間の増加に対応するため、相談記録作成等の作成や対応履歴の確認などの業務を効率化するため、電話相談の音声进行分析し、自動記録を行うシステムの導入など DX 化を推進し、対応力の強化を図ります。
2-4	児童虐待防止への広報啓発(こども家庭課)
	飯塚市の子どもをみんなで守る条例に基づき、児童虐待防止に関する知識や体罰によらない育児の知識の普及・啓発を図るため、児童虐待防止のために必要な子育て家庭への情報提供や、児童虐待の通告義務等について広報啓発を行います。 児童虐待防止推進月間においては、関係機関等と連携し、児童虐待防止についての関心と理解を深めるための街頭啓発及び講演会を行います。
2-5	関係機関等職員の資質向上(こども家庭課)
	関係機関等の職員に対し、児童虐待の早期発見及び防止等に寄与することができるよう、研修等への参加に必要な措置を講じます。
2-6	電話健康相談(こども家庭課)
	こども家庭センター等で、子育てに関する相談や妊産婦の食事や授乳、離乳食・幼児食などの栄養に関する相談に随時対応し、助言・指導を行っています。引き続き広報を行い、随時の電話相談に十分対応します。
2-7	健康育児の相談(こども家庭課)
	地域の会場等において、乳幼児の発育や発達に不安のある保護者を対象に、計測・発達チェック・個別の育児・栄養相談及び指導等を実施しています(月 2 回)。健診のフォロー体制の一環として内容の充実に努めます。
2-8	育児相談(こども家庭課)
	地域子育て支援センターにおいて、保健師等による身長・体重測定、育児相談等を行い、保護者の子育て不安の解消・支援に努めています。各地域子育て支援センターとの連携を強化し、相談体制の充実に努めます。
2-9	[県事業]里親制度の普及・啓発(こども家庭課)
	家庭環境に恵まれない児童を里親のもとで養育する制度です(県事業)。市報等を活用し、里親制度の普及・啓発に努めます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
2-10	乳児院の活用(こども家庭課)
	児童虐待や家庭問題の事情等により家庭での養育が難しい乳児等を入院させて、養育し、又その他の援助を行うことを目的とする乳児院を積極活用します。 市内に乳児院がないことから、近隣の乳児院との連携を維持し積極的な活用を図っていきます。
2-11	予防接種(健幸保健課)
	「予防接種法」に基づき予防接種【個別接種:小児肺炎球菌、ヒブ(インフルエンザ菌b型)、ロタウイルス、五種混合、四種混合、水痘、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、MR(麻しん風しん混合ワクチン)、BCG、B型肝炎、HPV】を実施しています。 引き続き、接種率向上と予防接種の内容の周知に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
2-①	341-4	家庭児童相談事業 (こども家庭課)	家庭児童相談の延件数(件)	
	全世帯を対象に、身近な相談窓口として、家庭におけるこどもに関する相談やひとり親家庭等の相談を電話や窓口で受け付け、必要な調査・助言・支援・指導等を行います。また、必要に応じて児童相談所や警察などの関係機関と連携して、課題の解決を図っていきます。		5,017	4,500
			母子父子相談の延件数(件)	
			758	700
2-②	341-21	こども家庭センター(児童福祉) (こども家庭課)	子こどもや子育てに関する情報提供・相談件数(件)	
	【再掲 第5章 No.1-①】		5,017	4,500
			要支援児童・要保護児童・特定妊婦への支援人数(人)	
			362	300
2-③	342-1	母子保健訪問指導事業 (こども家庭課)	新生児及び乳児訪問者達成率(%)	
	妊娠期から安心して子育てができるよう、妊娠・出産・育児に関して理解を深めてもらうことや、こどもの健全な発育・発達の促進、加えて保護者の精神的不安の解消等を目的に家庭を訪問することで、各々の環境に合わせた支援を実施します。		100	100

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
2-④	342-2	親子健康手帳交付 (こども家庭課)	交付冊数(冊)	
	妊娠届出書を提出した妊婦または妊娠届出書を提出した家族 に対して、親子健康手帳を交付し、妊娠・出産・乳幼児期の発育 や発達の記録を行い、母子の健康管理に役立てるものです。		798	904
2-⑤	342-8	産前・産後生活支援事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	妊産婦が産前、産後において体調不良等のため、家事又は育児 の支援を必要とする家庭に対して支援員を派遣し、産前産後 12回(産後12ヵ月まで)支援することで、妊産婦の心身負担の 軽減と福祉の増進を図ります。		72	80
2-⑥	342-9	乳児家庭全戸訪問事業 (こども家庭課)	乳児家庭全戸訪問実施率(%)	
	生後4ヵ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不 安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うととも に、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援 が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。 このようにして、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成 環境の確保を図るものです。		94	95
2-⑦	342-10	こども家庭センター(母子保健) (こども家庭課)	特定妊婦等支援状況率(%)	
	【再掲 第5章 No.1-②】		100	100
2-⑧	342-11	産後ケア事業 (こども家庭課)	産後ケア利用後の満足度(%)	
	産後の心身の回復や育児に不安があり、育児支援を必要とする 母子を対象として、専門職によるケアを行い、身体的回復と心 理的な安定を促進します。また、母親自身がセルフケア能力を 育みながら母子の愛着形成を促し、健やかな育児ができるよう に支援するものです。		90.8	100

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
2-⑨	342-13	産婦健康診査事業 (こども家庭課)	受診者数(人)	
	産婦の自殺予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等)に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するものです。		1,421	1,500
2-⑩	342-16	マタニティ教室・両親学級事業 (こども家庭課)	参加者数(人/回)	
	妊婦や家族に対して、妊娠・出産・育児に関する一連の知識を提供することにより、出産のための心身の準備を整え、母親・父親としての自覚を高められるように支援します。		18	18
2-⑪	342-17	乳幼児保健事業 (こども家庭課)	離乳食教室参加者延べ数(人)	
	具体的な離乳の進め方を指導することにより、保護者の不安を軽減し、こどもの発達にあった離乳食を進められるように促します。また、離乳完了後のフォローとして、幼児とその保護者に対して講話や調理実習を行い、生涯にわたって健全な食生活が実践されるよう支援します。		42	96
2-⑫	343-1	要保護児童対策地域協議会調整事務 (こども家庭課)	代表者会議での案件数(件)	
	児童福祉法に規定する要保護児童、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、飯塚市要保護児童対策地域協議会を設置し、必要な情報の交換を行う場として、代表者会議、実務者会議を開催し、各関係機関が連携を取りながら要保護児童等に対する支援に努められるように、事務の調整をします。また、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であるため、市民等に対して児童虐待防止のポスター掲示、街頭啓発活動、講演会等で啓発し、児童虐待防止に関する深い関心と理解を得るため、取り組みを推進することにより、その充実と定着を図るものです。		2	7
			実務者会議での進行管理案件数(件)	
			836	800

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
2-⑬	343-2	支援対象児童等見守り強化事業 (こども家庭課)	支援対象者宅への訪問等(回) (主任児童委員)	
	主任児童委員が普段活動している見守りや状況の把握について、支援を必要とするこども等の居宅を訪問する際に、飲食物、日用品(生活必需品)等を提供することで、少しでも門戸を開放してもらい見守り等の強化につなげる事業です。		155	228
	対象児童等は、要保護児童対策地域協議会(要対協)の支援対象児童等として登録されているこどもだけでなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安を持つ家庭等のこどもや妊婦も含まれます。		支援対象者宅への訪問等(回) (委託事業者)	
			555	864
2-⑭	343-4	ヤングケアラー支援事業 (こども家庭課)	ヤングケアラーの人数(回)	
	ヤングケアラー(本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども)の早期発見と必要な支援を行います。		12	25
	(1)ヤングケアラー相談員の配置及び相談窓口の設置		事業利用者数(回)	
	(2)支援が必要な家庭へ家事援助のためのヘルパー派遣事業		3	15
2-⑮	346-2	一時預かり事業 (保育課)	利用者延べ数(人)	
	保育所等に通っていない就学前の児童で、家庭における保育が一時的に困難となった場合の、一時的な保育の需要に対応するため、対象児童を一時的に預かる事業です。利用できる日は祝日、年末年始を除く月～土曜日、利用時間は8時30分から17時までで、各園にて事前の登録と利用申し込みが必要(アレルギー等への対応、持ってくる物の説明などを行う)です。		1,218	3,300
2-⑯	346-3	子育て短期支援事業 (こども家庭課)	利用者延べ数(人)	
	保護者の疾病、その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、委託先の実施施設において養育、保護を行います。		26	36

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
2-⑰	812-11	乳幼児保健事業 (こども家庭課)	受診率(%)	
	飯塚市・嘉麻市の受け入れ可能な約 10 医療機関において、4 か月児健診・8 か月児健診・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診の 4 健診を実施します。1 歳 6 か月児健診と 3 歳児健診は、個別健診と集団健診のいずれか選択のハイブリット健診を実施します。		97	99.1
2-⑱	R6 新規	こども家庭センター運営[子どもの権利擁護啓発]事業(こども家庭課)	こどもワークショップ実施回数(回)	
	社会的養護に係る子どもの権利擁護の強化を図るため、公立保育所において、園児及び教職員を対象とした子こどもへの暴力防止プログラムを実施します。		—	29
			教職員ワークショップ実施回数(回)	
			—	5

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、保育や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業(ショートステイ)等の地域子ども・子育て支援事業の利用に際しての配慮をはじめ、自立支援プログラム等による就業支援や子育て・生活支援、経済的支援等により、総合的な自立支援に取り組みます。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
3-1	母子寡婦福祉会の育成(こども家庭課)
	母子世帯・父子世帯・寡婦世帯が相互に協力しあい、行事や研修等を通して親睦と生活の向上を図っています。母子寡婦福祉会からの相談対応や活動の活性化を図るための支援を行っています。
3-2	児童扶養手当(こども家庭課)
	ひとり親家庭等の児童の養育者に対して児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行っています。また、受給から 5 年を経過した人等は、支給額の 2 分の 1 が支給停止となる場合があるため、適用除外(就業、求職活動をしている等)の届出書提出の勧奨に努めます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
3-3	[県事業]母子・父子、寡婦福祉資金の活用(こども家庭課)
	母子世帯・父子世帯・寡婦世帯に対して、修学、修業及び就職等にかかる資金を貸付るものです(県事業)。今後も県との連携を図りながら、資金貸付等に関する相談に対応し、母子・父子世帯及び寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長に努めます。
3-4	市営住宅への優先入居(住宅課)
	年4回(5月・8月・11月・2月)一般公募を実施していますが、ひとり親家庭の場合は、ひとり親向け住宅と一般住宅の両方に申込ができるよう配慮しています。
3-5	児童クラブの利用料の減免(学校教育課)
	母子・父子世帯等の児童クラブ利用料の減免を行っています。保護者が働きながら子育てしやすい環境づくりが必要であることから、利用者世帯の経済状況に応じた減免施策を検討しながら、継続して実施するとともに制度の周知活動の強化を図ります。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
3-①	344-1	ひとり親家庭等医療費助成事業 (医療保険課)	ひとり親家庭等医療対象者一人 当たりの医療費支給金額(円)	
	ひとり親家庭等医療費支給対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、本人の自己負担分相当額(一部自己負担額を除く)を支給します。		34, 446	40, 158
3-②	344-3	母子家庭等自立支援給付等事業 (こども家庭課)	新規給付金支給件数(件) (自立支援+高等職業)	
	市内居住の母子家庭の母及び父子家庭の父(児童扶養手当受給水準の母子世帯等)を対象に、職業能力開発のための講座を受講したときや就業に結びつきやすい資格を取得するため、養成機関の受講期間中に給付金を支給します。また、家庭児童相談室の母子自立支援員とハローワークのナビゲーターが連携して就労を支援していきます。よりよい条件の就業に結びつくことにより、母子家庭や父子家庭の生活を安定させ自立を促進していく事業です。		8	14
			養成修了者数(人)	
			15	9

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
3-③	344-4	母子生活支援施設措置事務事業 (こども家庭課)	母子生活支援施設に措置した世帯(世帯)	
	満 20 歳未満の児童を監護する配偶者がいない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護し、母子が自立して安全に生活できるようにします。		2	2
3-④	344-5	ひとり親家庭等日常生活支援事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は日常生活を営むに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣します。		8	10
3-⑤	372-11	ひとり親家庭等自立支援事業 (生活支援課)	就職決定者(人)	
	生活保護を受給しているひとり親家庭等で、各種支援の必要性があると認められる世帯に対し、ケースワーカーと母子・父子家庭等自立支援員が連携を図りながら各種支援を行います。		2	14

4 障がい児などの支援

障がい児など支援が必要なこどもへの支援については、「第 4 期飯塚市障がい者計画」(計画期間:令和 6～11 年度)に基づき、成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

また、就学前の教育・保育、子育て支援に関しては、幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育施設での障がい児受け入れを促進するため、施設のバリアフリー化や職員体制の充実・資質向上や乳幼児育成指導事業による受け入れ後のフォロー体制の充実などに取り組みます。あわせて、放課後児童健全育成事業についても障がい児の受け入れや配慮に努めます。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
4-1	訪問指導(こども家庭課)
	保健師、管理栄養士等が訪問し、妊娠・出産・育児に必要な保健指導、相談を行います。
4-2	低出生体重児健康診査事業(こども家庭課)
	拠点病院である飯塚病院と連携し、低出生体重児や先天性疾患のあるこどもを対象に個別の乳幼児健診(4 か月・8 か月・1 歳 6 か月・3 歳)を行い、継続的にフォローアップしていくことで、疾病や異常の早期発見、こどもの健康の保持・増進、育児不安・ストレスの軽減や虐待早期発見・防止につなげています。
4-3	多胎妊婦健康診査事業(こども家庭課)
	多胎児を妊娠した妊婦に対し、通常の 14 回の妊婦健康診査に加え、「5 回」を上限とした基本健診分の費用を助成することで、多胎妊婦の経済的負担の軽減を図っています。
4-4	児童発達支援センター等との連携(こども家庭課)
	幼稚園・保育所・認定こども園の育成指導事業(巡回相談)などにおいて、療育の必要な乳幼児や保護者を早期発見し、児童発達支援センター等の療育につなげるため、社会・障がい者福祉課と情報の共有を行い、その乳幼児やその保護者の支援の充実に努めます。 また、就学に向けての支援のため、適宜児童発達支援センター等の施設やその他関係機関とこどもの情報共有や支援の連携を行います。
4-5	[県事業]特別児童扶養手当(こども家庭課)
	心身に障がいを持つ 20 歳未満の児童の養育者に対して特別児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行っています(県事業)。制度の周知等を図りながら、適正支給に努めます。
4-6	要観察幼児への対応(保育課)
	幼稚園・保育所・認定こども園では障がいのある幼児等、要観察児の日常の様子を保護者へ連絡し、子育ての支援を行っています。今後も関係機関と連携して、幼稚園・保育所・認定こども園での障がい児の受け入れ及び適切な指導・支援を図るとともに、発達障がいのある幼児の早期発見・早期支援等の推進に努めます。
4-7	障がい児保育事業(保育課)
	保護者の就労等により家庭で保育できない障がい児であって、集団保育が可能な児童を受け入れ、保育を実施しています。今後もすべての保育所・認定こども園で受け入れを行います。また、関係各課が連携し、発達が気になるこども等に対して専門家から指導・助言を踏まえた支援を行うなど、サービスの充実に努めます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
4-8	障がい児通所支援事業(社会・障がい者福祉課)
	障がい児に対して、通所による日常生活動作及び運動機能等に関する訓練や、幼稚園・保育所・認定こども園への訪問による、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。
4-9	障がい児福祉手当(社会・障がい者福祉課)
	20 歳未満の在宅の障がい児であって、重度の障がいのため日常生活において常時介護を必要とする児童に対し、障がい児福祉手当を支給しています(法定給付のため、国基準に基づき支給)。制度の周知等を図りながら、適正支給に努めます。
4-10	相談窓口や各種サービス等に関する情報提供(社会・障がい者福祉課)
	障がい者ガイドブックや障がい児のためのスペシャルサポートガイドブックを関係窓口等で配布し、情報提供を行っています。支援を必要とする人に必要な情報が確実に届けられるよう、さまざまな機会を通じて相談窓口や各種サービスの周知に努めます。また、制度改正等に合わせて行政情報を更新した改訂版を作成し、利用者にとってわかりやすく使いやすいガイドブックとなるよう内容を見直していきます。
4-11	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(社会・障がい者福祉課)
	平成 29 年度から自立支援ネットワークによる医療的ケア(家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為)を必要とするこどもの地域支援に関する意見交換会を実施しており、地域の課題の解決を目的とした専門部会を設置しています。関係機関との協議の場において、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体制の整備について協議を行います。
4-12	医療的ケア児等在宅レスパイト事業(社会・障がい者福祉課)
	在宅の医療的ケア児等が利用中の訪問看護ステーションが、健康保険法の適用対象時間等を超えて訪問看護を実施した場合に、その費用を助成します。
4-13	居宅介護(ホームヘルプ)(社会・障がい者福祉課)
	在宅の障がい児のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・介護等の必要な便宜を提供するサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。
4-14	短期入所(ショートステイ)(社会・障がい者福祉課)
	介護者の疾病等により、障がい児が一時的に介護を受けることができない場合等に、障がい児を施設で一定期間預かるものです。サービスの周知と適正な支給に努めます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
4-15	日中一時支援事業(社会・障がい者福祉課)
	日中に一時的な見守りを必要とする障がい児を預かり、家族の就労支援や休息の確保を図るサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。
4-16	ふれあいサマースクーリング(社会・障がい者福祉課)
	夏休み期間中に小学生から高校生までの障がい児を対象として、スポーツやレクリエーション活動を実施しています。スクーリングを通じて障がい児の社会参加を促進するとともに、学生ボランティアの人材育成を図ります。
4-17	あすなろキャンプ(社会・障がい者福祉課)
	障がい児・者とその家族及びボランティア等の参加による宿泊旅行を実施しています。障がい児・者が集団生活の中でさまざまなことを体験する場として、また、同じような悩みを抱える保護者間の交流の場として、内容の充実に努めます。
4-18	さわやかスポーツ大会(社会・障がい者福祉課)
	サン・アビリティーズいっぴかにおいて、障がい者・障がい児及びボランティアの参加によるスポーツ大会を実施しています。障がいのある人のスポーツを通じた健康づくりを図るとともに、大会に参加するボランティア等との交流を促進します。
4-19	サン・アビリティーズいっぴかの屋内プールの活用(社会・障がい者福祉課)
	夏休み期間中に屋内プールを開放しており、水曜日と金曜日は障がい者専用利用日としています。障がい児のプール利用を促進するとともに、障がいのある人となない人との交流の場としての活用を図ります。
4-20	障がい者週間を活用した啓発事業(社会・障がい者福祉課)
	障害者基本法に定める「障がい者週間」(12月3日から12月9日)において、市民の障がい者福祉に対する理解を深めるとともに、障がい者の社会参加意欲を高める事を目的として、市報への特集記事掲載や市庁舎における懸垂幕設置等の取り組みを行っています。市民がさまざまな視点から障がい者への理解を深められるよう、各種障がい特性に関する知識の普及など明確なテーマを設定した啓発に努めます。また、サン・アビリティーズいっぴか等において絵画や工作物などの障がい者の作品を展示し、活動の成果発表の場を提供します。
4-21	特別支援学級の設置(学校教育課)
	小・中学校に在籍する障がいを持つ児童生徒に対し、個々のニーズに応じて適切な指導及び支援を行うために、特別支援学級を設置しています。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
4-22	特別支援教育サポート事業(学校教育課)
	小・中学校の通常の学級に在籍し、発達障がい等により特別な教育的支援を要する児童生徒の支援のため、特別支援教育支援員の配置を行っています。
4-23	各種教育相談(学校教育課)
	適応指導教室での教育相談やスクールカウンセラーによる教育相談において、障がい児の教育に関する相談に適切に対応できるよう努めます。
4-24	児童クラブへの障がい児の受け入れ(教育総務課・学校教育課)
	児童クラブに入所を希望する障がい児の受け入れを行うとともに、障がい児の利用に配慮したトイレ等の改修を進めています。児童クラブへの障がい児の受け入れについては、指導員の加配を行い、継続して実施します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
4-①	341-4	家庭児童相談事業 (こども家庭課)	家庭児童相談の延件数(件)	
	【再掲 第5章 No.2-①】		5,017	4,500
			母子父子相談の延件数(件)	
			758	450
4-②	342-4	乳幼児育成指導事業 (こども家庭課)	個別相談の実施延べ件数(件)	
	就学前の児に対して、乳幼児健診(対象年齢:4か月/8か月/1.6歳/3歳)や市内保育所等での巡回相談(対象年齢:0歳~5歳)などの母子保健活動を通じて、発達面に支援の必要な児を把握します。その把握したこどもの保護者や保育者に対し、こどもの発達の促し方を支援します。		536	520
			巡回相談延べ実施回数(回)	
			81	83

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
4-③	342-5	妊婦健康診査事業 (こども家庭課)	受診者数(人)	
	安全な分娩と健康なこどもの出生を図るためには、妊娠中の定期的な健康診査が重要となります。このため、医療機関や助産所に委託し、妊婦に対する健康診査を実施します。また、妊婦 1 人に 14 回分の受診券を親子健康手帳交付時に発行します。		1,244	1,300
4-④	342-9	乳児家庭全戸訪問事業 (こども家庭課)	乳児家庭全戸訪問実施率(%)	
	【再掲 第 5 章 No.2-⑥】		94	95
4-⑤	342-16	マタニティ教室・両親学級事業 (こども家庭課)	参加者数(人/回)	
	【再掲 第 5 章 No.2-⑨】		18	18
4-⑥	345-1	街なか子育てひろば事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	【再掲 第 5 章 No.1-③】		19,287	20,000
4-⑦	345-2	地域子育てひろば事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	子育て支援活動の実績のある団体や市民との協働により、乳幼児親子が身近な地域でいつでも利用でき、親子の交流や相談などができる場所を提供し、子育て不安の軽減や子育てしやすい環境づくりの充実を目指して、市内 4 箇所の子育て支援センターを民間の団体に委託して実施します。		17,469	20,000
4-⑧	363-1	重度障がい者医療費助成事業 (医療保険課)	重度障がい者一人当たりの医療費支給金額(円)	
	重度障がい者のうち小学校就学後の対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、本人の自己負担分相当額を支給します。		129,185	136,846
4-⑨	363-14	障がい者相談支援等事業 (社会・障がい者福祉課)	療育講座出席者数(人)	
	障がい者が地域で安心して生活できるよう、障がい当事者による相談員の活動を通して、身近な場所で悩みなどの相談を受け付ける体制を整備します。		21	36

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
4-⑩	363-25	障がい者基幹相談支援センター運営事業(社会・障がい者福祉課)	相談者数(人)	
	障がい者基幹相談支援センター(穂波庁舎 4 階に設置)において、障がい者・障がい児の家族等からの相談を受け付け福祉サービスの利用援助、各種情報提供、専門機関の紹介などの支援を行います。虐待事案及び多問題事例などの専門的な支援を要する困難ケースに対応します。相談支援事業所に対する助言や関係機関とのネットワーク体制の構築を行い、相談支援体制を強化することで圏域の課題解決を行います。		948	1,064
			支援件数(件)	
			16,805	17,855
4-⑪	524-3	就学指導関連事務(学校教育課)	就学指導委員会の答申結果と保護者の就学先の選択結果の一致率(%)	
	児童生徒及びその保護者を対象に特別支援教育に関する就学相談を実施し、必要に応じて有識者で構成される飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会に諮り、適切な指導を行います。		99.3	90
4-⑫	524-4	小中学校特別支援学級関連事務(教育総務課)	補助実施率(%)	
	特別支援学級に在籍する児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に必要な経費を負担することにより、その充実を図ります。		100	100
4-⑬	524-7	児童の発達に関する巡回相談・支援事業(学校教育課)	指導・支援の実施率(%)	
	本事業は、発達障がい等の可能性など、児童の発達や子育てに関する不安や悩み、具体的な学習指導の在り方等について、保護者及び教職員を対象にした相談・支援体制を構築するものです。不安や悩みなど困り感を抱える保護者や学校に対して、臨床心理士やビジョントレーナー等による専門的な指導や必要な支援を行い、児童の発達に関する支援体制を整備します。		100	100
4-⑭	812-11	乳幼児保健事業(こども家庭課)	受診率(%)	
	【再掲 第5章 No.2-⑰】		97	99.1

5 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現については、国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等において、労働者や雇用主をはじめ国民が積極的に取り組むことと、国や地方公共団体がそれを支援すること等により、社会全体で運動として広げていく必要があるとされています。

本市では、「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」(計画期間:令和4～8年度)に基づき、男女が共に仕事と家庭・地域活動等を両立できる環境づくりのために、安心して子どもを産み育て、家庭としての責任を分かち合うことや男性の家庭や地域への参画、長時間労働の是正等の働き方の見直し、そして男女が共に育児休業等を利用しやすい環境づくりに向けた取組を推進いたします。

また、保護者の多様な働き方に対応できるよう、保育所や認定こども園での保育や放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など各種子育て支援の充実を図ります。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
5-1	男女共同参画社会の実現に向けての講座等の開催(男女共同参画推進課)
	男女共同参画社会の実現に向けての意識啓発を図るため、講座開催及び情報提供等を行います。
5-2	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成・啓発 (男女共同参画推進課・商工観光課)
	長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。また、事業主等に対して、仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。さらに、事業所が時間外労働の削減や育児・介護休業の取得などワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図るとともに、先進的な取組事例等について、その内容と効果等について紹介などの広報に努めます。
5-3	職業相談の活用促進(商工観光課)
	女性の就業機会の確保を図るため、ハローワーク等と連携して職業相談についての啓発に努めています。ハローワークや労働者支援事務所等の県の関連機関等と連携して推進に努めます。
5-4	育児休業制度などの普及・促進(商工観光課)
	事業主等に対して、育児休業等の両立支援制度の普及啓発を行い、制度の活用促進を図ります。国・県等と連携して推進に努めます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
5-5	労働時間短縮の促進(商工観光課)
	労働時間の短縮を促進するため、市報等での広報やリーフレット配布等での普及啓発に努めています(完全週休 2 日制や年次有給休暇完全取得の促進、連続休暇取得の定着、所定外労働時間の削減等)。国・県等と連携して推進に努めます。
5-6	多様な勤務形態の導入(商工観光課)
	企業等での変形労働時間制や在宅勤務制等の導入を促進するため、リーフレットの配布等を通じて、普及啓発に努めています。国・県等と連携して推進に努めます。
5-7	一般事業主行動計画に関する情報提供(商工観光課)
	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が策定する「一般事業主行動計画」に関する情報提供等を行うものです。平成 23 年度より従業員 101 人以上の企業に「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられることとなったため、企業等に対する情報提供と策定支援に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
5-①	346-1	病児・病後児保育事業 (保育課)	利用者数(人)	
	病気回復期で入院の必要はないが、安静加療が必要である児童を保護者の都合により家庭で保育ができない場合に、専門の施設で一時的に預かる事業です。		111	200
5-②	R6 新規	ファミリー・サポート・センター【緊急・病児対応】事業(こども家庭課)	会員登録者数(人)	
	ファミリー・サポート・センターにおいて、こどもの送迎・預かり等子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)と、援助を行いたい人(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、子育て支援に結び付けることで地域での子育て支援を充実させます。		—	350
			支援の実施数(件)	
			—	100

6 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てや教育に関する経済的負担を軽減するため、国や県の制度に基づく児童手当の支給等だけでなく、市独自の施策として第2子以降保育料の無償化事業などを実施します。経済的理由で教育機会が制限されない環境を整え、保護者の負担軽減とこどもの健全な成長を支援します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
6-1	未熟児養育医療(医療保険課)
	医師が入院加療を必要と認める未熟児に対する医療費について、公費助成をするために医療券を交付しています。
6-2	助産施設措置(こども家庭課)
	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦からの申込があったときは、助産制度を利用して経済的な支援を行い、助産施設において助産を実施しています。
6-3	児童手当(こども家庭課)
	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、日本国内に住所のある高校生年代までの児童を養育している人に対して、児童手当の支給を行っています。国の法令等に則して手当を支給するとともに、制度の周知を図ります。
6-4	児童扶養手当(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.3-2】
6-5	【県事業】特別児童扶養手当(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.4-5】
6-6	障がい児福祉手当(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-9】
6-7	就学援助(教育総務課)
	経済的な理由でこどもの義務教育費の負担が困難な保護者に対し、給食費の全額及び学用品費などの一部について、学校を通じて援助を行っています。児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を目的としており、今後も学校等と連携し周知を図ります。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
6-①	311-21	出産育児一時金 (医療保険課)	請求件数(件)	
	国民健康保険の被保険者が出産したとき、48万8千円または50万円(出産した医療機関が産科医療補償制度に加入している場合)が世帯主に支給されます。社会保険などの被保険者(本人)で1年以上加入期間がある方は、社会保険などを喪失してから6ヶ月以内の出産については、社会保険などからの支給となります。		70	80
6-②	341-2	子ども医療助成事業 (医療保険課)	子ども一人当たりの医療費支給金額(円)	
	こどもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、本人の自己負担分相当額(小学校就学後から18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にあるこどもにあっては一部自己負担金を除く)を支給します。		24,528	26,997
6-③	341-23	未来の地域人財応援事業 (こども家庭課)	支給割合(%)	
	すべての子育て世帯に対し、「小学校入学時」、「中学校入学時」にそれぞれの応援金を交付し、本市の未来を担う人財であるこどもたちを養育している世帯の経済的負担の軽減し、支援を行うことで定住化促進を図ります。		99	99
6-④	342-12	出産・子育て応援金(こども家庭課)	アンケート実施率(%)	
	妊娠・出産・子育て期まで時期に応じた面談による相談を実施し、必要な支援(産後ケアや一時預かり・家事支援など)が確実に妊婦・子育て家庭に届くことを目的とした経済的支援を一体的に実施します。		100	100
6-⑤	344-1	ひとり親家庭等医療費助成事業 (医療保険課)	ひとり親家庭等医療対象者一人当たりの医療費支給金額(円)	
	【再掲 第5章 No.3-①】		34,446	40,158
6-⑥	524-4	小中学校特別支援学級関連事務 (教育総務課)	補助実施率(%)	
	【再掲 第5章 No.4-⑫】		100	100

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
6-⑦	R6 新規	第2子以降保育料の無償化事業 (保育課)	補助実施率(%)	
	令和6年4月1日より、保護者の所得や、保育施設等の同時利用、きょうだいの年齢にかかわらず、生計を同一にしていること ものうち最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、 第2子以降の保育料を無償とします。		—	100

7 地域での子育てや家庭教育の支援

子育て講座や子育てガイドブックを通じて、保護者が必要な情報を手軽に入手できるようにサポートしています。さらに、家庭教育パンフレットや保護者懇談会を通じた家庭教育の啓発も実施し、子育てに対する意識の向上を目指しています。地域全体で子育て家庭や家庭教育を支援することで、地域ぐるみでこどもの健全な成長を共に支える環境づくりを進めています。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
7-1	子育てガイドブック作成事業(こども家庭課)
	子育てに関する情報や各種子育て支援サービスをまとめた「子育てガイドブック」を作成し、子育て家庭等に配付するものです。利用者にとってよりわかりやすく、使いやすいものとなるよう、子育て支援サービスや子育て支援関連施設等の情報はもとより、医療機関や公共施設等のこどもや子育てに関するさまざまな情報を一冊にまとめ、子育て中の保護者等への周知を図ります。 利用者にとって真に使いやすいものとなるよう、行政情報の内容を年度で更新し、子育て中の保護者や子育てボランティア等の意見を取り入れながら作成します。
7-2	子育て支援サービス等に関する情報提供等(こども家庭課 他)
	各種相談窓口や市報、子育て情報紙、市のホームページ等により、各種子育て支援サービスの情報提供や子育て支援団体の活動等を紹介しています。市ホームページ上には子育て支援専用部門を開設しています。市ホームページ上の子育て支援専用部門では行政サービスだけでなく、市内の子育て支援団体の活動等も紹介しており、情報提供の充実に努めています。また、ホームページというメリットを活かし、適宜、情報更新を行いながら常に最新の情報が提供できるよう努めます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
7-3	子育てに関する意識啓発(こども家庭課 他)
	子育てに対する理解を促進するため、市報やホームページ等を活用した啓発を行っています。 また、中学生・高校生・大学生等に対して、子育てやこどもの育成にかかわるボランティア活動への参加を促進し、若い世代に対する意識啓発を図っています。若い世代の子育て関連活動等への参加を促進するため、市ホームページで市内の各子育て支援団体の活動を紹介するなど、情報提供の充実に努めます。また、大学等の地域の関係機関とも連携しながら、子育て支援意識啓発や支援ボランティア育成のための講座開催等に努めます。
7-4	公立保育所・認定こども園における園庭開放(保育課)
	公立の保育所・認定こども園において、入園希望者や未就学児及びその保護者の訪問を要望に応じて受け入れし、毎月2回園庭開放日を設定し、在園児との交流や保護者に対する情報提供等を行うものです。入園希望者や未就学児及びその保護者に対する支援として、継続して実施します。
7-5	保護者懇談会[家庭教育の啓発](学校教育課)
	小・中学校において、保護者懇談会や資料配布等により、家庭教育の啓発を行っています。生活実態調査の結果を活用し、小・中学校での家庭教育の啓発に努めます。
7-6	地域における子育て支援[子育て講座]事業(生涯学習課)
	家庭教育に関して、子育て中の保護者が学びたい要求課題や社会生活で必要とする課題をテーマとした学習機会の提供を行っています。集団での学習形態をとることで、人と人との関わりの中から参加者間での相対等による学習効果を生み出すこともねらいとしています。受講生が集団でコミュニケーションをとりながら学習することで、学習効果を高めつつ仲間づくりや交流が進み、互いに教え合い、学び合う、交流のあるコミュニティの形成を図るとともに、自主的・継続的な学習グループに進展することを期待します。
7-7	家庭教育パンフレット等による啓発(生涯学習課)
	家庭教育支援に関する資料を配布します。また、福岡県PTA連合会や飯塚市小中学校PTA連合会との関連を図る「“新”家庭教育宣言」への参加啓発を実施します。
7-8	いっづか生涯学習ボランティアネットワーク事業(生涯学習課)
	学校や幼稚園・保育所・認定こども園、交流センター等が必要とする学習活動を行うために、要請に応じて指導者(ボランティア登録者)を派遣しています。 市民ボランティアの積極的な地域貢献を促し、児童生徒等が必要とする学習活動や体験活動に対して、地域の人材を活かした効果的な学習展開を図るとともに、生涯学習のまちづくりが推進され、また、学習活動等で培った知識や技能を発揮することのできる人材確保や養成を図り、まちづくりへ市民参加の機会(ステージ)を設けることで、市民の学習活動を活性化します。

8 幼児教育・保育の質の向上

子ども・子育て支援新制度開始後、わが国では教育・保育施設等を通じた幼児教育の質の向上を図ることが求められていますが、教育・保育施設等に対して、教育内容・指導方法等に関する助言等を行う体制は必ずしも十分でない現状があります。

また、保育者の資質の維持・向上は、教育・保育施設等においても重要と認識されていますが、園外や遠方での研修への参加に当たり、必要経費の確保や代替職員の確保などの課題を抱えています。

このため、福岡県が施設の要請に応じて、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者（幼児教育アドバイザー）を派遣する事業を活用し、幼児教育・保育に関する課題を解決するとともに幼児教育の質の更なる向上を図る体制を構築することを目指します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
8-1	福岡県幼児教育アドバイザー派遣事業の活用(保育課) 保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、市内の教育・保育施設等への訪問支援を通じて、教育内容や指導方法の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の派遣事業の有効な活用方法を検討します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
8-①	351-6	私立保育所研修費補助金交付事業 (保育課)	研修実施回数(回)	
		保育所等職員の専門性を高めるための研修事業に関する経費の補助を行い、私立保育所等の保育の質の向上を図ります。	150	150
8-②	351-10	私立幼稚園連盟補助金交付事業 (保育課)	交付決定率	
		市内の私立幼稚園・こども園 10 園が加盟する私立幼稚園連盟が、幼稚園教諭の資質向上のために行う研修等の事業に対して補助金を交付し、幼稚園教育の振興を図ります。	100	100

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
8-③	352-5	保育士等キャリアアップ研修事業 (保育課)	実施した施設数(園)	
	私立保育所、私立認定こども園の保育士及び看護師等がキャリアアップ研修を受講する際に代替職員を配置し、施設における児童の適切な処遇を担保するとともに、保育士等の処遇改善に必要な研修の円滑な受講を図るため、代替職員を任用した場合に予算の範囲内において任用経費を補助するものです。		1	3
			職員配置日数(日)	
			8	48
8-④	R6 新規	こども家庭センター運営[子どもの権利擁護啓発]事業(こども家庭課)	こどもワークショップ実施回数(回)	
	【再掲 第5章 No.2-⑧】		-	29
			教職員ワークショップ実施回数(回)	
			-	5

9 外国につながる幼児への支援

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を実施します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
9-1	外国につながる子育て世帯に向けた情報提供等(こども家庭課・保育課)
	外国につながる子育て世帯が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各種子育て支援情報に関するホームページや情報紙の多言語化を推進します。
9-2	外国につながる子育て世帯の受け入れに向けた支援 (こども家庭課・保育課・国際政策課)
	教育・保育施設において、外国につながる幼児の受け入れ準備や体制整備の必要性に応じ、外国語対応支援、文化・集団・指導上の配慮等に関する支援を適宜実施します。

10 その他の関連施策

第4章および第5章1～9 に示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」として記載が必要な施策以外に、「飯塚市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」(計画期間:平成 22～26 年度)から継承する施策やその他関連施策について、本計画の基本的視点に準拠しつつ、以下の3分野ごとに整理し、推進していきます。

その他の関連施策

(1)こどもの人権尊重と「最善の利益」の実現

- ① 人権教育等
- ② 食育
- ③ 思春期保健・青少年健全育成対策
- ④ いじめ・不登校・非行等対策
- ⑤ 有害環境や犯罪からこどもを守る取組

(2)すべてのこども・子育て家庭の支援

- ① 就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等
- ② こどもの居場所や体験活動の場づくり
- ③ 教育環境の整備
- ④ その他の支援

(3)質の高い教育・保育や子育て支援の提供

- ① 就学前の教育・保育の内容充実
- ② 学校教育の内容充実
- ③ 子育てにやさしい生活環境づくり

(1) こどもの人権尊重と「最善の利益」の実現

① 人権教育等

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
10-1	情報モラル向上のための保護者への啓発推進(こども家庭課) 乳幼児期からのメディア接触は、こどもの発達への影響が大きいことから、保護者に対し、メディアの利用方法について、幼稚園・保育所・認定こども園の園だよりや乳幼児健康診査などを通じて、情報モラルの向上が図れるよう周知、啓発に努めます。
10-2	庄内生活体験学校通学・生活体験合宿事業(生涯学習課) 合宿事業を通じて、「自然の大切さ」「自然と人とのつながり」「人間関係の大切さ」「命の大切さ」等、こどもたちの「自立」と「自律」を育みます。 通学合宿:庄内小学校の児童を対象に通学しながら集団生活体験(6泊7日)を行います。自炊、掃除、風呂沸かし、動物の世話(ヤギ・ウサギ)、農耕作業(野菜作り・収穫・堆肥作り)等を体験します。 生活体験合宿:市内の小学生を対象に行います。1泊2日の集団生活を通して基本的な生活習慣を体得するきっかけ作りとします。 施設管理者と協議しながら、庄内生活体験学校の目的であるこどもの「自立」と「自律」のため、事業の充実を図るとともに、保護者の参画やボランティア・指導者の養成や拡大に努め、様々な生活体験ができるよう体験活動プログラムを企画・実践します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-①	351-8	家庭支援推進保育事業 (保育課)	人権保育実施回数(回)	
	特別な配慮が必要な児童や家庭に対して、保育士が深くかわわりを持ち支援をするために、担当保育士を配置します。		19	15
10-②	511-4	学校人権教育推進事業 (学校教育課)	参加した教員の学校の割合(%)	
	人権教育に係る共通課題解決のための諸活動及び研修を行うとともに、人権や人権問題に関する研修へ教職員等を派遣することで学校教育における人権教育の推進・充実を図ります。		98	95

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-③	521-11	小中学校 ICT 教育推進事業 (学校教育課)	教員の ICT 活用が レベル 2 以上の学校数(校)	
	ICT 研究指導員 7 名の配置を民間委託し「①教育研究所との協働による調査研究や教材開発の支援、研修の企画立案」「②学校での教員への個別指導、及び授業支援・校務支援」「③ICT 活用のノウハウや相談・トラブル対応事例などの情報共有」を行います。教育の情報化を推進し、教員間の情報提供や、教師の指導力の向上を図ります。		29	29

② 食育

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
10-3	幼稚園・保育所・認定こども園での食育の推進(保育課)
	幼稚園・保育所・認定こども園において、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を図るため、野菜の栽培などの活動を通して食育の推進を図っています。今後も取組を推進するとともに、保護者に対する食育の啓発にも努めます。
10-4	食育事業(健康保健課)
	若い世代へ早期からの健全な食習慣を定着させ、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための食育支援事業です。市内幼稚園、公私立保育所、認定こども園、子育て支援センター、学校 PTA などへの出前講座や食生活改善推進会と共同で親子、学童、若年層への料理教室を実施しています。
10-5	学校給食(学校給食課)
	児童生徒に栄養バランスのとれた完全給食を安定的に提供することにより、健康増進や体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の定着を図るため、学校教育の一貫として実施しています(市立小・中学校全校)。 食材には地場産農産物を積極的に使用し、食に関する指導の教材として活用しています。今後も児童生徒への食に関する指導について学校と連携して取り組み、学校給食を通じた食育の積極的な推進に努めます。また、食育や地産地消の観点から、地場産農産物の積極的な活用にも努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-④	342-17	乳幼児保健事業 (こども家庭課)	離乳食教室参加者延べ数(人)	
	【再掲 第5章 No.2-⑪】		42	96

③ 思春期保健・青少年健全育成対策

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
10-6	ニス・シンナー等取扱店の管理協力要請(こども家庭課)
	覚せい剤・シンナー等乱用防止月間(10・11月)にあわせて、取扱店や関係機関等に販売・保管について、協力を依頼しています。工事現場等でシンナー等を使用し、かつ、組合に加入していない業者等に対しても、盗難にあわないよう徹底した管理保管を依頼していきます。
10-7	青少年健全育成(こども家庭課)
	NPO 法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会主催の「少年の主張大会」「小学生の主張大会」等の活動を支援します。
10-8	薬物乱用防止の啓発(こども家庭課・学校教育課)
	大麻、覚せい剤や麻薬等の危険薬物、危険ドラッグや市販の睡眠薬等の薬物乱用防止のために、小・中学校において薬物乱用防止教育を計画的に実施しているほか、少年相談センターの広報車や市報等による啓発を行っています。警察、薬剤師会等の関係機関と連携して、薬物乱用防止学習における外部講師の確保に努めます。 また、少年相談センターの広報車での広報活動の一層の充実に努めます。
10-9	[県事業]ふくおか体力アップ推進事業(学校教育課)
	小学生が学級単位で各種目に取り組み、インターネット上で記録に挑戦させることで、参加児童の仲間意識を高めたり、運動する楽しさや達成感を味わわせたりするとともに、継続的な運動・スポーツの実施を促進し、体力の向上を図ります(県事業)。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-⑤	372-12	学習支援[子どもの健全育成支援]事業 (生活支援課)	延参加人数(人)	
	生活習慣や学習環境に課題を抱えた被生活保護世帯を含む生活困窮者世帯のこどもに居場所を提供し、生活指導ならびに学習支援を実施するとともに、日常生活や進路等についての相談や助言・指導を行い、こどもの成長過程における人格形成等をサポートすることで「次世代への貧困の連鎖を防止すること」を目指すものです(開催会場:市内2箇所)。		491	1,600
10-⑥	372-12	学習支援[子どもの学習と進学等支援]事業(生活支援課)	支援方針の策定数(件)	
	生活支援課内に教職員 OB 等を学習進路指導員として配置し、ケースワーカーが支援対象となるこどもの属する世帯を訪問する際に同行し対象者と面談します。対象者の状況に応じた学力向上や将来の目標設定及び、目標実現に向けた進路決定等について相談、助言・指導、情報提供などを行うほか、日常生活面等においても同様の支援を行い、対象者の将来ビジョンの醸成と自立意欲喚起を図り、「次世代への貧困の連鎖防止策」の一環とします。		19	30
			支援対象者に対する支援の実施率(%)	
			38	30
			支援実施者数(人)	
			133	150

④ いじめ・不登校・非行等対策

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
10-10	青少年健全育成支援機関機能の集約(こども家庭課)
	「飯塚市少年相談センター」とこども家庭センターに配置しているヤングケアラー支援員、不登校児の増加によって増設する予定の教育支援センター(旧 適応指導教室)、現在あいタウンにある県の若者就職支援センターが有する、若者支援と青少年健全育成支援機関機能の集約を目指します。
10-11	飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会(学校教育課)
	民生委員児童委員や青少年健全育成会等の地域関係団体、小・中学校、警察、市役所等の関係機関が連携して「飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会」を組織し、いじめ・不登校等の諸問題に対する対策の推進・啓発に関する事項等について、調査・審議を行っています。今後も、いじめ・不登校等の諸問題に対する調査研究や効果的な対策のあり方等について検討していきます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
10-12	非行の早期発見・早期指導の実施(こども家庭課)
	少年相談センター補導委員を中心に、青少年の非行を未然に防止し、健全な育成を図るため、青少年の不良行為(喫煙・怠学等)に対する声かけ等を行っています。今後も、福岡県警本部直轄の飯塚少年サポートセンターと連携を図りながら、非行の早期発見・早期指導の実施に努めます。
10-13	こども審議会(こども政策課)
	青少年問題協議会がこれまで実施していた青少年の指導・育成等に関する総合的な施策の調査・審議や関係行政機関等相互の連絡調整については、こどもに関する施策を総合的に調査・審議を行うこども審議会に役割を移し、青少年非行に関する問題提起や解決に向けた施策の協議・検討を行っています。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-⑦	514-3	適応指導教室事務 (学校教育課)	不登校児童生徒の学校への復帰率(%)	
	適応指導教室を設置し、不登校の児童生徒を受け入れ、学習指導や運動、農業体験、調理実習などの体験活動を通して、友だちとのかかわりを学び、自尊感情を高めることにより学校復帰、社会復帰に向けた支援を行います。		36	50
10-⑧	514-13	学校相談等対応専門職員配置事業 (学校教育課)	相談に対する対応率(%)	
	学校相談等対応専門職員として会計年任用職員2名を配置し、保護者や児童・生徒、学校からの電話相談・訪問対応を行います。相談・対応にあたっては、教育委員会指導主事と常に情報交換を行い、対応策等を検討し、問題案件に対する調査及び学校へ通告、関係機関等と連携により、学校・保護者・児童生徒の問題解決に向けた支援を行います。		100	100

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-⑨	524-6	スクールカウンセラー等配置事業 (学校教育課)	カウンセラー等の相談件数(件)	
	児童生徒が抱える悩み、不安等をカウンセリングにより和らげるとともに、教師・保護者への指導・助言を行うことにより、問題行動の未然防止や早期発見、早期解決を図ります。【スクールカウンセラー(臨床心理士)5名】児童生徒及び就学指導対象者へのカウンセリング、情報提供等を行います。 【スクールソーシャルワーカー(社会福祉士)5名】児童生徒及び家庭等への働きかけ、学校内におけるチーム体制構築、支援及び保護者、教師に対する支援、相談、関係機関とのネットワーク構築、連絡・調整を行います。		2,402	3,000
10-⑩	531-2	地域補導事業 (こども家庭課)	巡回補導延べ月数(月)	
	少年非行を未然に防止し、健全育成を図るため、飯塚警察署から委嘱をうけた少年補導員に対し謝礼金を支払います。		654	700
10-⑪	531-4	少年相談センター事業 (こども家庭課)	巡回補導回数(回)	
	少年非行を未然に防止し、健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務等を通じて、適切な指導、助言を行います。		610	540

⑤ 有害環境や犯罪から子どもを守る取組

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
10-14	白ポストの設置による有害図書回収(こども家庭課)
	青少年に有害な雑誌・ビデオ等を青少年の目に触れることなく処分できるよう、白ポスト(有害図書回収ポスト)を設置しています。白ポストの認知度が低いことから、白ポスト及び設置場所の周知を図ります。
10-15	有害図書等の調査(こども家庭課)
	青少年に悪影響を及ぼす可能性がある有害図書・情報等から青少年を守るため、書店やビデオ店等に対して、毎年7月に集中的に立入調査を実施しています。立入調査後に指導を行っていますが改善されていない店舗等については、県や警察と連携して指導の徹底に努めます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
10-16	「こども 110 番の家」設置(教育総務課)
	PTAを中心に、「こども 110 番の家」の設置の協力依頼及び更新を行い、地域でこどもの安全を守る活動を促進しています。今後も、地域でこどもの安全を守る重要な活動として、PTA等と連携しながら設置・更新の促進に努めます。「こども 110 番の家」新規設置に当たっては、通常日中在宅家庭等の条件と実情を考慮しながら対応します。 また、地域住民や通行人から見える場所に「こども 110 番」のステッカーを配置することで犯罪を未然に防止するため、協力者の増加に向けた取組やステッカーの更新作業を継続して実施します。
10-17	こどもへの暴力防止等のプログラムの活用(学校教育課)
	こどもへの暴力防止等の学習プログラムに関する情報を各学校に提供しています。児童生徒が暴力や権利侵害から自分の身を守る方法を身に付けることができるよう、こどもへの暴力防止等の学習プログラムを活用した学習の充実に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-⑫	R6 新規	こども家庭センター運営[子どもの権利擁護啓発]事業(こども家庭課)	こどもワークショップ実施回数(回)	
			—	29
	【再掲 第5章 No.2-⑮】		教職員ワークショップ実施回数(回)	
			—	5

(2) すべてのこども・子育て家庭の支援

①就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
10-18	休日保育事業(保育課)
	保護者の就労形態の多様化に対応し、日曜・祝日に保育を実施するものです。私立保育所での実施を推進します。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
10-19	幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携(保育課・学校教育課)
	就学前児童に関する情報を幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校へ、また、小学校入学時からの学校の様子について小学校から幼稚園・保育所・認定こども園等へ、相互の情報交換・意見交換を行うための会議を定期的に開催しています。就学前・後を通じてこどもの育ちを継続的に支援していくため、今後とも連絡会議を継続して開催します。また、こどもの育ちを支える資料として、幼稚園・保育所・認定こども園等から園児が入学する小学校へ「園児指導要録・保育要録」を送付するなど、さらなる情報交換・連携の推進に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-⑬	341-6	ファミリー・サポート・センター事業 (こども家庭課)	会員登録者数(人)	
	ファミリー・サポート・センターにおいて、こどもの送迎・預かり等子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)と、援助を行いたい人(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、子育て支援に結び付けることで地域での子育て支援を充実させます。		392	350
			支援の実施数(件)	
			352	300
10-⑭	342-5	妊婦健康診査事業(こども家庭課)	受診者数(人)	
	【再掲 第5章 No.4-③】		1,244	1,300
10-⑮	342-11	産後ケア事業(こども家庭課)	産後ケア利用後の満足度(%)	
	【再掲 第5章 No.2-⑧】		90.8	100
10-⑯	342-13	産婦健康診査事業(こども家庭課)	受診者数(人)	
	【再掲 第5章 No.2-⑨】		1,421	1,500
10-⑰	345-1	街なか子育てひろば事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	【再掲 第5章 No.1-③】		19,287	20,000

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-⑱	345-2	地域子育てひろば事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	【再掲 第5章 No.4-⑦】		17,469	20,000
10-⑲	346-1	病児・病後児保育事業 (保育課)	利用者数(人)	
	【再掲 第5章 No.5-①】		111	200
10-⑳	346-3	子育て短期支援事業 (こども家庭課)	利用者延べ数(人)	
	【再掲 第5章 No.2-⑯】		26	36
10-㉑	346-5	公立保育所延長保育事業 (保育課)	利用希望者に対する受入率(%)	
	公市立保育所(3園)・認定こども園(2園)において、18時から19時までの延長保育を実施し、市民の方がより利用しやすい保育施設とします。		100	100
10-㉒	351-1	市内私立保育所施設型給付費交付事業(保育課)	保育実施児童数(人)	
	保育を必要とする児童の保育実施にあたり、運営に要する費用を私立保育所に支払い、入所児童の保育を保障する。 地域、定員、年齢等国が定めた区分による公定価格に基づき入所者数に応じて算出した費用を支弁します。		21,264	21,399
10-㉓	351-2	市外私立保育所施設型給付費交付事業(保育課)	保育実施児童数(人)	
	保育を必要とする児童の保育実施にあたり、他市町村の私立保育所に保育の実施を委託し、運営に要する費用を支払い、入所児童の保育を保障します。地域、定員、年齢等国が定めた区分による公定価格に基づき入所者数に応じて算出した費用を支弁します。		1,572	1,383
10-㉔	351-3	市外公立保育所施設型給付費交付事業(保育課)	保育実施児童数(人)	
	保育を必要とする児童の保育実施にあたり、他市町村の公立保育所に保育の実施を委託し、運営に要する費用を概ね私立保育所と同基準で運営費として支払います。		108	95

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-㉔	351-4	私立保育所特別保育事業費補助金交付事業(保育課)	延長保育(年間延べ)利用者数(人)	
	私立保育所等において実施している特別保育事業(延長保育、一時預かり保育等の事業)の経費について助成を行っています。		13,809	14,897
			一時預かり(年間延べ)利用児童数(人)	
			795	840
10-㉕	351-12	私立認定保育所施設型給付費交付事業(保育課)	保育実施児童数(人)	
	保育を必要とする児童の保育実施にあたり、運営に要する費用から保育料を差し引いた額を給付費として私立認定保育所(認定こども園)に支払い、入所児童の保育を保障します。		12,780	11,972
10-㉖	351-13	私立幼稚園施設型給付費交付事業(保育課)	保育・教育実施児童数(人)	
	保育実施に必要な最低基準を維持するために必要な費用を私立幼稚園等に支払うことで、入所児童の福祉・教育を保障するもの。国が定めた保育単価を年齢及び入所児童数に応じて支弁します。		539,029	663,645
10-㉗	351-15	私立幼稚園一時預かり補助事業(保育課)	一時預かり事業(幼稚園児在園児における、一時預かり希望者に対して、利用できた割合(%))	
	平成27年4月より開始された「子ども・子育て支援法」の事業計画の実施にあたり、一時預かり(幼稚園型)を開始し、児童を一時的に預けることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とします。また、保護者の負担軽減及び保育の質の向上を図ります。		100	100
10-㉘	353-8	児童クラブ運営事業(学校教育課)	入所割合(%)	
	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から小学6年生の児童を預かり、放課後等に健全な「遊び」及び「生活」の場を提供して、児童の健全な育成に資するため放課後児童クラブを運営します。(小学校区内で19児童クラブを運営)		82.9	100

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-③⑩	R6 新規	ファミリー・サポート・センター【緊急・病児対応】事業(こども家庭課)	会員登録者数(人)	
			—	350
		【再掲 第5章 No.5-②】	支援の実施数(件)	
			—	100

②こどもの居場所や体験活動の場づくり

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
10-20	青少年健全育成支援機関機能の集約(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.10-10】
10-21	こどもの居場所づくり推進事業(こども家庭課)
	子ども食堂を実施する団体に対し、運営費や開設に関する補助を行ってきました。今後は、運営に関するコーディネーターなど民間団体との連携により、持続可能な支援体制を構築するとともに、企業からの寄附による物資の物流拠点の運営に向けた取組を推進します。
10-22	自然体験活動[小・中学校]事業(学校教育課)
	児童生徒が、自然の中でのさまざまな体験を通じて「生きる力」を体得できるよう、「小・中学校の総合的な学習の時間」等で、市内の各施設を活用した自然体験活動を行っています。地域の関係機関等と連携し、自然体験活動が可能な公共施設・場所の積極的な活用を図ります。
10-23	ブックスタート事業(生涯学習課)
	乳幼児のいる家庭に絵本等を配付することにより、家庭での読み聞かせを通じた乳幼児の情緒発達の支援や、本にふれる喜び及び読書への関心の喚起を図っています。健診を長期間受診しない人には配付ができないため、乳幼児健診の受診促進や、図書館でのブックスタートでの対応等により、長期健診未受診者に対するブックスタートへの促進に努めます。また、ボランティアの増加や支援内容の充実が求められていることから、図書館の指定管理者等とも協議しながら、ボランティアの確保・育成に取り組み、ボランティア・利用者ともに、参加・利用しやすい環境づくりを図ります。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
10-24	図書館の子育て支援事業(生涯学習課)
	図書館の子育て支援として、子育て実践講座・読み聞かせ講座等を実施しています。講座内容の充実を図るとともに、より多くの市民に参加してもらえるよう、広報活動における周知のやり方や参加者の募集方法においても工夫を行います。
10-25	図書館での各種講座やおはなし会等(生涯学習課)
	図書館の全館事業として、こども読書クイズ大会や一日図書館職員体験学習、布絵本・おもちゃ作成講座等を開催しているほか、各館事業として、お話し会や図書館まつり等を開催しています。講座内容の充実を図るとともに、より多くのこどもや保護者に参加してもらえるよう、広報活動における周知のやり方や参加者の募集方法においても工夫を行います。
10-26	子どもの読書活動推進(生涯学習課)
	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動を推進します。関係各課が連携して、こどもの読書活動を推進し、こどもたちが読書の楽しさやすばらしさに出会い、将来に向けて読書の習慣に定着できる環境づくりに努めます。
10-27	プレーパーク事業(生涯学習課)
	こどもたちが想像力で工夫して、遊びを作りだすことのできる遊び場です。こどもの安全の確保のためにプレーワーカーを配置しています。こどもたちが、安全に、しかし、予め設けられた設備や遊びのプランの選択肢に縛られることなく、自由に変更や改変を加えて、自分たちのアイディアとスタイルで楽しみ、発見や創造する遊びを味わうことができます。今後も、放課後子ども教室推進事業の教室メニュー、交流センターの子育て講座メニューや子ども会等関係団体との共催事業等、様々な機会、事業を実施するとともに、プレーワーカーの確保や充実、事業提供の団体育成等を進めて、多数のこどもたちがいつでも、どこでもプレーパークを楽しめる環境づくりを図ります。
10-28	文化振興事業(文化課)
	飯塚市文化会館やその他公共施設等において、こどもたちに文化活動に触れる機会や発表の場を提供するため、さまざまな事業を行っています。飯塚市小学校児童画展や文化芸術助成事業として文化団体による伝統文化親子教室事業等を開催することで、文化芸術活動を推進し、伝統文化の継承や豊かな人間性の育成を図っています。また、飯塚市文化会館の自主文化事業として鑑賞事業や参加育成事業など多くの事業を実施、支援しており、これらの多様な文化芸術活動をより多くの方に触れていただくため、広報等による周知に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-㉓	353-7	児童センター運営事業 (学校教育課)	児童センター(館)で安全に過ごせた割合(%)	
	児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設としての児童館の運営することで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにします。		100	100
10-㉔	532-2	放課後子ども教室推進事業 (生涯学習課)	放課後子ども教室延参加者数(人)	
	学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室や交流センター等を活用し、各学校・地域との連携により、優しさや積極性・協調性といった社会性を身につけ、「生きる力」をもったこどもの育成を支援します。更に地域社会の課題となっている「子どもの安全・安心な居場所づくり」を推進します。		10,302	10,000
10-㉕	541-3	少年の船事業 (生涯学習課)	参加満足度率(%)	
	本事業は、未来を担う少年・少女たちの健全育成の一環として、集団生活による仲間づくり、社会性の醸成及び地域で活躍するリーダー養成並びに、訪問地である沖縄での平和学習を主たる目的として実施します。 市は、飯塚市少年の船運営委員会が企画・運営する「飯塚市少年の船事業」に事務局として参画し、会議等への参加、事業についての指導や助言、広報活動の支援を主に行い、参加者の増加及び少年・少女たちの健全な育成を促進します。		96	100

③教育環境の整備

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
10-29	危機管理マニュアルの作成(学校教育課)
	全小・中学校から提出された「危機管理マニュアル」を点検し、その結果に基づき指導・助言を行っているほか、各校で危機管理に関する研修会を行うなど、学校の危機管理体制の充実に努めている。各校の状況に応じた適切な危機管理が行われるよう、危機管理マニュアルの修正や、全職員への周知徹底に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-㉔	511-2	就学校指定事務 (学校教育課)	年間処理割合(%)	
	児童生徒が適切に就学の機会を得て、学校へ通学できるよう通学区域を弾力的に運用し、区域外通学の管理・運営を行います。		100	100
10-㉕	514-4	学校評議員制度学校運営協議会等関連事務(学校教育課)	学校運営協議会年間実施回数(回)	
	学校運営に関して、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者および地域住民の学校運営への参画の促進、連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善、児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とします。		3	3

④その他の支援

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
10-30	小児医療の充実(健幸保健課)
	小児に限らず医療機関の通常診療時間外の救急医療の需要に対し、嘉飯桂地区(2市1町)の広域連携事業で一次救急医療体制を確保するため「在宅当番医制」「飯塚急患センター」の各事業、また、さらに高次の救急医療が必要な患者に対応する二次救急医療体制として、「病院群輪番制」の事業を行っています。また、医師の働き方改革による診療体制の見直しを行い、令和6年度からは、飯塚急患センター小児科を休診し、飯塚市立病院小児科休日・夜間診療事業を開始しています。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-㉞	346-3	子育て短期支援事業 (こども家庭課)	利用者延べ数(人)	
	【再掲 第5章 No.2-㉞】		26	36

(3) 質の高い教育・保育や子育て支援の提供

①就学前の教育・保育の内容充実

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
10-31	保育所体験事業(保育課)
	保育を必要としている親子等に保育所・認定こども園を開放し、在宅児と入所児との交流や保護者同士の交流の場を提供するとともに、保護者からの相談に対応することで、在宅での子育てを支援するものです。在宅児及びその保護者に対する支援として、継続して実施します。
10-32	乳児等通園支援[こども誰でも通園制度]事業(保育課)
	多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業の取組を推進します。
10-33	公立認定こども園運営事業(保育課)
	幼児教育と保育を一体的に提供することができる認定こども園の運営を行います。園開放や保護者との面談を充実させ、就学前教育と家庭教育の連携を強化します。
10-34	民間保育サービスの活用(保育課)
	託児を主体とした民間保育施設(届出保育施設・事業所内保育施設)が実施されています。保護者の多様なニーズに対応するため、民間保育サービスの活用が円滑に図れるように努めます。
10-35	大学と連携したアクションプログラム促進事業(保育課)
	保育所アクションプログラム上の重要課題である公立の保育所・認定こども園の保育士の質の向上や人材確保等について大学との連携を図る事業であり、平成 22 年度から実施しています。地域の大学と保育士の質の向上や専門性の向上、人材の育成・確保に関わる協定を結び、大学と連携した保育士研修システムや保育実習システム、保育士登録制度等の、取組みを推進していきます。
10-36	幼児教育の研究(公立認定こども園)(保育課)
	幼児一人ひとりの育ちに応じた指導のあり方等、幼児教育に関する研究に取り組んでいます。各園の教諭等が、共通認識を持って園児の育成に取り組むことができるよう、園内研修や公立認定こども園合同研修等の充実に努めます。
10-37	公立保育所・認定こども園の施設整備(保育課)
	適切な保育環境を確保し児童の福祉の向上を図るため、公立の保育所・認定こども園の老朽化の状況等も勘案しながら、保育所の統廃合や新設、設備の充実を図っています。各施設の状況を比較検討し、長期的な視点に立って計画的な整備に努めます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
10-38	私立保育所・認定こども園の施設整備(保育課)
	適切な保育施設・設備を確保し、児童の福祉の向上を図ることを目的として、計画的に整備を実施するものです。0 歳児からの受け入れが可能な認可施設と協議を行い、国・県の補助制度を活用しながら事業を実施します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-③⑦	341-15	実費徴収に係る補足給付費補助事業 (保育課)	補助金の支払い(%)	
	幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、認定こども園・保育園・幼稚園(給付費移行)の利用者との公平性の観点から従来制度幼稚園の利用者(対象:年収 360 万円未満相当世帯のこども及び第 3 子以降のこども)について副食費の実費徴収に係る補足給付を行うものです。		100	100
10-③⑧	351-6	私立保育所研修費補助金交付事業 (保育課)	研修実施回数(回)	
	【再掲 第 5 章 No.8-①】		150	150
10-③⑨	351-7	公立保育所運営事業 (保育課)	5 施設の開所率(%)	
	児童福祉法第 24 条に基づき、保護者の就労や病気により、家庭において保育することができない児童を保護者に代わって保育を行います。		100	100
10-④⑩	351-10	私立幼稚園連盟補助金交付事業 (保育課)	交付決定率(%)	
	【再掲 第 5 章 No.8-②】		100	100
10-④⑪	352-1	保育士就職緊急支援事業 (保育課)	新規保育士の確保数(人)	
	保育士の人材確保対策を推進する一環として、常勤保育士として市内の私立保育所等に新規採用される保育士に対し助成金を交付することにより、市内の私立保育所等の保育士確保を図ります。		17	29

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-㉔	352-2	保育体制強化事業 (保育課)	実施した施設数(園)	
	私立保育所等を対象として、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育以外(①保育設備、遊ぶ場所、遊具の消毒・清掃②給食の配膳・あとかたづけ③寝具の用意・あとかたづけ④その他、保育士の負担軽減に資する業務)の業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育体制を強化し、保育士確保及び離職防止、職場環境の整備を図ります。		5	10
10-㉕	352-3	保育士修学資金貸付事業 (保育課)	本事業利用者の就職者数(人)	
	保育士養成施設に修学する学生で、市内の私立保育所等で常勤保育士として勤務しようとする学生に対して、修学資金の貸し付けを行うことで、卒業後就職し、5年間就労後に全額返済免除とし、保育士の確保を図ります。		2	3
10-㉖	352-4	保育士生活資金貸付事業 (保育課)	本事業利用者(人)	
	保育士養成施設を卒業後、2年以内に市内の私立保育所等に常勤保育士として新規採用され、すでに勤務している者に対し、生活資金の貸付けを行うことで、5年間就労後に全額返済免除とし、保育士の確保を図ります。		3	3
10-㉗	352-7	保育士就職支援事業 (保育課)	就職マッチング件数(件)	
	保育に関する豊富な知識や経験を有する人材を配置し、「保育士の確保」及び「保育士の質の向上」に資することを目的に、①保育士の新規人材確保②保育士の離職防止③保育士の質の向上に関した幼児教育アドバイザーの配置に向けた調査研究を実施します。		3	5

②学校教育の内容充実

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
10-39	総合的な学習時間の推進(学校教育課)
	各小・中学校において体験活動を重視した特色ある「総合的な学習の時間」を推進するため、指導計画を作成して実施しています。「総合的な学習の時間」における体験活動の一環として、小中学生と幼児・高齢者等との交流活動や環境問題等に関する体験活動を行っています。今後も、学習ボランティアの活用等において地域との連携をさらに強化し、環境教育の推進など体験活動を重視した特色ある学習の展開に努めます。また、次代の親の育成の観点から、「総合的な学習の時間」等において、幼児・高齢者等との交流活動の促進に努めます。
10-40	学校での読書活動(朝の読書等)事業(学校教育課)
	読書を通じて豊かな感性の育成を図るため、朝の読書活動や小学校児童への読み聞かせ活動を行っています。
10-41	体験交流会(学校教育課)
	「総合的な学習の時間」等で、高齢者や障がい者等との交流や、車いすや手話等の体験学習を行っています。学習ボランティア(ゲストティーチャー)との連携を密にし、学習のねらいを明確にもった体験的な教育活動の充実に努めます。
10-42	地域と学校の連携・協力による多様な体験活動の推進(学校教育課)
	小・中学校の「総合的な学習の時間」等を活用して、学習ボランティア(ゲストティーチャー)やNPOによる特別授業を実施しています。ボランティアの積極的な活用を促進し、継続性を意識した学習指導の実施に努めます。
10-43	文化・芸術ふれあい事業(学校教育課)
	小中学生に良い芸術等に触れる機会を提供し、心豊かな人間の育成を推進します。劇団「四季」等の無料鑑賞、国や県の巡回公演事業等の情報収集を行い、各学校に案内します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-㉔	511-13	小中学校外国語教育推進事業 (学校教育課)	コミュニケーション能力についての達成率(%)	
	①オンラインによるマンツーマンでの英会話レッスンを取り入れた授業を通して、聞く・話すを中心とした英語の初歩的な運用能力を養います。②英語でのコミュニケーションや発音または文化等を紹介できる外国人講師等を招聘し、児童のコミュニケーション能力の素地を育成します。③中学校における外国語の授業に外国人講師を派遣し、生徒の英会話によるコミュニケーション能力や積極的に英語に慣れ親しむ態度の育成を図ります。		90	100
10-㉕	511-22	いっぴく子ども体験型キャリア教育事業(学校教育課)	スチューデントシティ・ファイナンスパークに係るアンケートにより「満足」と答えた児童生徒の割合(%)	
	飯塚市立小中学校の児童生徒が社会のしくみと経済の動きを正しく理解し、自らの意思で進路選択・将来設計をするための体験ができる学習プログラムを実施します。自我の意識が強まる小中一貫教育の中期段階(小5～中1)において、ものやサービスを「提供する側」と「受け取る側」の両面で体験する学習プログラム(スチューデントシティ)や生活に必要とされるお金について大人の立場で生活設計をする学習プログラム(ファイナンスパーク)を導入し、リアルな実践的・体験的な学習活動を行います。本プログラムは、公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本がライセンスを有するものです。		95.5	95.5
10-㉖	514-1	小中学校スクールバス運営管理事業 (教育総務課)	年間乗車延べ人数(人)	
	通学距離が遠距離となる児童・生徒に、スクールバスの運行により安全・安心な登下校の支援を行います。利用する児童・生徒が支障なく乗車できるよう、学校と運行委託業者との連絡調整を行い、運行時刻の変更や臨時便の手配等を行います。筑穂桑曲線(筑穂中と内野小)、筑穂内住線(筑穂中と大分小)、庄内線(庄内小)、八木山線(八木山小と鎮西中)、瀬田線(瀬田小)、目尾線(幸袋小)、鎮西線(鎮西小)の7路線を運行します。また、八木山地区の中学生が利用する乗合タクシーの運賃負担を行います。		52,322	40,289

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-㉔	521-5	小中学校研究指定校事業 (学校教育課)	研究指定・委嘱校による研究発表等への参加校数(校)	
	飯塚市教育委員会が、学校教育の充実と発展をめざして取り組む学校を、市内小中学校より研究指定校として選定します。研究指定校は具体的なこどもの変容が期待されるとともに、本市教育の振興に寄与する教育の研究を行います。		29	29
10-㉕	521-7	学力向上推進事業 (学校教育課)	全国学力・学習状況調査全国比 100.4 以上の小学校数(校)	
	児童生徒の学力向上のために、基礎・基本の習得を目的とする「徹底反復学習」において、学校全体の組織的な推進体制づくりの支援及び教員の指導力の向上を図ります。また、東京大学等と連携し、思考力等の育成を目的とする「協調学習」について実践的研究を行います。さらに、児童生徒に知能検査、学力検査を実施し、学力向上に役立てます。		9	19
			全国学力・学習状況調査全国比 100 以上の中学校数(校)	
10-㉖	521-12	多層指導モデル推進事業 (学校教育課)	「読み」の力の定着度(ポイント) (2年生 NRT 学力検査 国語、 領域「読むこと」全国比)	
	小学校の第 1 学年国語科を中心に「読み」の力の定着及び学力向上を図るために、こどもの理解に応じた学習のつまずきへの早期支援となる指導「多層指導モデル(MIM:Multi Instruction Model)」の実施と、その指導法の研修会を行います。		102	103

③子育てにやさしい生活環境づくり

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
10-44	陣痛タクシー事業(こども家庭課)
	出産時の産婦人科等への移動を支援する目的として、対象者及び産婦人科等の情報を事前登録をしていることを条件に、電話予約のあった妊婦宅から産婦人科等までのタクシー輸送を行います。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10-㉔	341-10	赤ちゃんの駅推進事業 (こども家庭課)	赤ちゃんの駅として登録済の施設(箇所)	
	乳幼児を連れた保護者が安心して外出できるようにするため、赤ちゃんの駅として登録した施設に目印となるステッカー等を掲示し、利用者が気軽に立ち寄れる場所を確保します。		61	63
10-㉕	633-4	交通安全施設整備事業 (土木管理課)	カーブミラーの設置数(基)	
	市内全域における危険箇所等に道路交通安全施設(カーブミラー、ガードレール、ガードパイプ、路側線等)の設置及び管理並びに整備をすることで道路交通環境の向上を図り、自転車や歩行者等の交通事故を防止します。		32	34
			防護柵の設置距離(m)	
			538	546
			区画線の距離(m)	
			6,700	7,300
10-㉖	661-1	都市公園、児童遊園、その他公園等の維持管理業務(都市計画課)	苦情処理実施率(%)	
	都市公園・児童遊園等当課の所管施設を効率的に管理運営する為の事業です。これら施設は自然環境の保全や都市景観の向上にも貢献し、災害時の避難場所ともなりうるため、長期的な視点での維持管理を行います。		100	100

第 6 章 こどもの貧困対策推進に係る施策

第 6 章 こどもの貧困対策推進に係る施策

1 学びの支援

① 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年 10 月から幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障がい児の発達支援等を利用する、満3歳児から5歳児までのこどもの利用料が無償化となっています。本市においては独自の取り組みとして、令和 6 年 4 月から第 2 子以降の保育料無償化を開始しました。

家庭環境や経済状況に左右されず、こどもたちが適切な生活習慣や学力を身に付けられるよう環境整備に取り組みます。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
1-1	幼児教育の無償化(保育課)
	幼児教育・保育の負担軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳までのすべてのこどもたちの利用料を無償化します。また、0 歳から2歳までのこどもたちについては、第 2 子以降の子と、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化します。
1-2	副食費の免除(保育課)
	一定の収入以下の世帯を対象として、副食費を免除します。
1-3	第 2 子以降保育料の無償化事業(保育課)
	【再掲 第 5 章 No.6-⑦】

② 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

こどもたちの学習や様々な体験活動・文化活動を行うとともに、地域の中でこどもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
1-4	放課後児童健全育成事業(学校教育課・教育総務課)
	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。令和 6 年度現在、市内 19 小学校区中 18 小学校区・19 施設で実施しています(八木山小学校区の児童は飯塚鎮西児童クラブで対応)。 小学校区単位での提供体制の整備は完了しているため、老朽化に伴う維持補修や計画的な改築・改修等の施設整備について実施していきます。
1-5	放課後子ども教室推進事業(生涯学習課)
	学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、各学校・地域との連携により学習や体験活動のプログラムを実施して、学習意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図り、優しさや積極性・協調性といった社会性を身につけ、「生きる力」をもったこどもの育成を支援します。知識や技能を持つ市民を、各教室の指導者やサポーターとして登用し、地域づくりへ参加する市民の活動機会(ステージ)を設け、地域でこどもを育てる環境づくりを推進します。また、児童クラブと一体的に事業を実施し、地域社会の課題となっている「子どもの安全・安心な居場所づくり」を推進していきます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
1-①	524-6	スクールカウンセラー等配置事業 (学校教育課)	カウンセラー等の相談件数(件)	
	【再掲 第 5 章 No.10-⑨】		2,402	3,000

③ 高校・大学等進学に対する教育機会の提供

大学等の進学を希望する学生が、進学を断念することがないように、授業料等における経済的負担の軽減を図ります。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
1-6	母子・父子家庭自立支援(高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金)事業 (こども家庭課) ひとり親家庭の母、父又はその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し受講した対策講座の受講料を助成します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
1-②	523-3	奨学資金貸付 (教育総務課)	応募人数(人)	
	経済的理由で修学することが困難な者に対して、修学上必要な学資金(奨学資金)を貸し付け、等しく教育を受ける機会を与えることによって有用な人材を育成します。また、平成30年度採用者からは返還時の経済的負担を軽減するため返還時に一定の要件を満たした者に対して一定金額を免除する制度に、令和元年度採用者から入学前に貸し付けることができる制度に、令和2年度から(独)日本学生支援機構の奨学金との併用を可能とする制度に改正しています。		63	45

④ 特に配慮を要するこどもへの支援

発達に支援が必要なこどもや、複合的な課題を抱えたこどもに対して、連携を図り、切れ目のない支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
1-7	健康育児の相談(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.2-7】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
1-③	524-7	児童の発達に関する巡回相談・支援事業(学校教育課)	指導・支援の実施率(%)	
	【再掲 第5章 No.4-③】		100	100

⑤ 地域における学習支援等

地域において、こどもが能力や個性に応じた知識や技術を獲得して、生活をする上で必要な能力を高めることができるよう学習支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
1-8	庄内生活体験学校通学・生活体験合宿事業(生涯学習課)
	【再掲 第5章 No.10-2】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
1-④	372-12	学習支援[子どもの健全育成支援]事業(生活支援課)	延参加人数(人)	
	【再掲 第5章 No.10-⑤】		491	1,600

⑥ その他の教育支援

誰一人取り残すことなく、多様なこどもたちの資質・能力を育成できるよう、効果的にICTを活用する等、様々な教育支援を充実します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
1-⑤	372-12	学習支援[子どもの学習と進学等支援] 事業(生活支援課)	支援方針の策定数(件)	
	【再掲 第5章 No.10-⑥】		19	30
			支援対象者に対する支援の実施率(%)	
			38	30
			支援実施者数(人)	
			133	150
1-⑥	521-15	教育用情報機器管理事業 (学校教育課)	児童生徒の ICT 活用環境の整備状況(校) (教育の情報化実態調査のレベル 2 以上の学校の割合:レベル 0~3 の 4 段階評価)	
	教育用の通信インフラや情報機器、教育用ソフトウェアの維持管理等を行うことで、円滑かつ効率的な情報教育及び学校業務のための環境を整備します。		29	29

⑦ 自己肯定感の向上に向けた支援

こどもへの理解を深め、日々の学習や行事等において、活躍の場を設けるなど、こどもが自分自身を大切な存在と思える指導や支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
1-9	ピア・サポート事業(学校教育課)
	こどもたちに社会的基礎技能や人間関係を築く力を身につけさせるため、その方策について実践研修を行い、学校教育の充実及び改善を図る事業として、小学校高学年に対するピア・サポート(異年齢集団の交流などを具体的な手段として、児童生徒の自己有用感(自己肯定感)を育てるプログラム)を実施しています。小学校高学年と、低学年や就学前の幼児との交流を促進します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
1-⑦	521-12	多層指導モデル推進事業 (学校教育課)	「読み」の力の定着度(ポイント) (2年生 NRT 学力検査 国語、 領域「読むこと」全国比)	
	【再掲 第5章 No.10-⑪】		102	103

2 家庭生活の支援

① 親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援

親の妊娠・出産期から子育て期までのライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図るとともに、生活の安定に資するための支援を多面的に実施します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
2-①	341-21	こども家庭センター(児童福祉) (こども家庭課)	こどもや子育てに関する情報提供・相談件数(件)	
			5,017	4,500
	【再掲 第5章 No.1-①】		要支援児童・要保護児童・特定妊婦への支援人数(人)	
			362	300
2-②	342-1	母子保健訪問指導事業 (こども家庭課)	新生児及び乳児訪問者達成率(%)	
	【再掲 第5章 No.2-③】		100	100
2-③	342-8	産前・産後生活支援事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	【再掲 第5章 No.2-⑤】		72	80
2-④	342-9	乳児家庭全戸訪問事業 (こども家庭課)	乳児家庭全戸訪問実施率(%)	
	【再掲 第5章 No.2-⑥】		94	95
2-⑤	342-10	こども家庭センター(母子保健) (こども家庭課)	特定妊婦等支援状況率(%)	
	【再掲 第5章 No.1-②】		100	100
2-⑥	342-11	産後ケア事業 (こども家庭課)	産後ケア利用後の満足度(%)	
	【再掲 第5章 No.2-⑧】		90.8	100

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
2-⑦	342-13	産婦健康診査事業 (こども家庭課)	受診者数(人)	
	【再掲 第5章 No.2-⑨】		1,421	1,500
2-⑧	345-1	街なか子育てひろば事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	【再掲 第5章 No.1-②】		19,287	20,000
2-⑨	345-2	地域子育てひろば事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	【再掲 第5章 No.4-⑦】		17,469	20,000

② 保護者の生活支援

子育て家庭のさまざまなニーズに応じて、一時的に保育が必要な乳幼児を預かり、育児負担の軽減を図ります。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
2-1	休日保育事業(保育課)
	【再掲 第5章 No.10-18】
2-2	育児休業制度などの普及・促進(商工観光課)
	【再掲 第5章 No.5-4】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
2-⑩	341-6	ファミリー・サポート・センター事業 (こども家庭課)	会員登録者数(人)	
	【再掲 第5章 No.10-⑬】		392	350
			支援の実施数(件)	
			352	300
2-⑪	344-5	ひとり親家庭等日常生活支援事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	【再掲 第5章 No.3-④】		8	10
2-⑫	346-1	病児・病後児保育事業 (保育課)	利用者数(人)	
	【再掲 第5章 No.5-①】		111	200
2-⑬	346-3	子育て短期支援事業 (こども家庭課)	利用者延べ数(人)	
	【再掲 第5章 No.2-⑯】		26	36
2-⑭	346-5	公立保育所延長保育事業 (保育課)	利用希望者に対する受入率(%)	
	【再掲 第5章 No.10-⑰】		100	100
2-⑮	351-15	私立幼稚園一時預かり補助事業 (保育課)	一時預かり事業(幼稚園在園児を 対象)における、一時預かり希 望者に対して、利用できた割合 (%)	
	【再掲 第5章 No.10-⑳】		100	100
2-⑯	R6 新規	ファミリー・サポート・センター【緊急・病 児対応】事業(こども家庭課)	会員登録者数(人)	
	【再掲 第5章 No.5-②】		-	350
			支援の実施数(件)	
			-	100

③ こどもの生活支援

学校給食の充実及び子ども食堂運営者等への支援を図り、健康の保持増進に努めます。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
2-3	こどもの居場所づくり推進事業(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No. No.10-21】
2-4	学校給食(学校給食課)
	【再掲 第5章 No.10-5】

④ 住宅に関する支援

生活困窮世帯や子育て世帯等に対し、市営住宅に係る優先入居、負担軽減を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
2-5	市営住宅への優先入居(住宅課)
	【再掲 第5章 No.3-4】

⑤ 支援体制の強化

学校、保育所、子ども食堂やこどもに対する宅食などの支援を行う民間団体も含め、地域でこどもを見守るネットワークの強化に取り組みます。また、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのあるこども及び保護者に対する相談支援を実施します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
2-6	こどもの居場所づくり推進事業(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No No.10-21】
2-7	各種相談窓口の充実と連携(こども家庭課 他)
	家庭児童相談室、女性のためのサックス相談室等の様々な相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。

3 保護者の就労支援

① 職業生活の安定と向上のための支援

就労と子育てが両立できる環境づくりを進めるため、事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成や多様な勤務形態の導入を働きかけます。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
3-1	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成・啓発 (男女共同参画推進課・商工観光課)
	【再掲 第5章 No.5-2】
3-2	多様な勤務形態の導入(商工観光課)
	【再掲 第5章 No.5-6】

② ひとり親及びふたり親世帯を含む困窮世帯等に対する就労支援

就労していない、または非正規雇用等で生活や収入等が不安定な世帯の保護者、あるいは女性の就業機会を確保するため、就労に関する情報提供及び相談の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の保護者を対象に、職業能力開発講座の受講に伴う給付金の支給や、専門部局の連携による就労支援により、生活の安定と自立に向けた取り組みを行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
3-3	職業相談の活用促進(商工観光課)
	【再掲 第5章 No.5-3】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
3-①	344-3	母子家庭等自立支援給付等事業 (こども家庭課)	新規給付金支給件数(件) (自立支援+高等職業)	
	【再掲 第5章 No.3-②】		8	14
			養成修了者数(人)	
			15	9

4 経済的支援

① 児童扶養手当制度の着実な実施

ひとり親家庭などの生活の安定と児童の福祉の向上のために、児童扶養手当を支給します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
4-1	児童扶養手当(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.3-2】

② 養育費の確保の推進

ひとり親家庭の保護者の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に費用を補助します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
4-①	344-8	養育費保証促進事業費 (こども家庭課)	補助金申請件数(件)	
	ひとり親家庭の母または父(現にこどもを扶養している方)の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、次の費用を補助します。 ①養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担する費用 ②養育費の取決めに伴う公正証書等による債務名義作成のために本人が負担する費用		21	24

③ 教育費負担の軽減

経済的な理由によりこどもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対し、利用料の減免や援助を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
4-2	児童クラブの利用料の減免(学校教育課)
	【再掲 第5章 No.3-5】
4-3	就学援助(教育総務課)
	【再掲 第5章 No.6-7】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
4-②	341-23	未来の地域人財応援事業 (こども家庭課)	支給割合(%)	
	【再掲 第5章 No.6-③】		99	99
4-③	524-4	小中学校特別支援学級関連事務 (教育総務課)	補助実施率(%)	
	【再掲 第5章 No.4-⑫】		100	100

④ 医療費負担の軽減

こどもの健康保持及び福祉の増進を図るため、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
4-④	341-2	子ども医療費助成事業 (医療保険課)	こども一人当たりの医療費支給 金額(円)	
	【再掲 第5章 No.6-②】		24,528	26,997
4-⑤	344-1	ひとり親家庭等医療費助成事業 (医療保険課)	ひとり親家庭等医療対象者一人 当たりの医療費支給金額(円)	
	【再掲 第5章 No.3-①】		34,446	40,158
4-⑥	363-1	重度障がい者医療費助成事業 (医療保険課)	重度障がい者一人当たりの医療 費支給金額(円)	
	【再掲 第5章 No.4-⑧】		129,185	136,846

⑤ 生活福祉資金の貸付

低所得者等への資金の貸付について、実施する社会福祉協議会と連携し、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。

⑥ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付

ひとり親家庭の親及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長を目的として、そのこどもの福祉の増進を図るための経済的支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
4-4	[県事業]母子・父子、寡婦福祉資金の活用(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.3-3】

⑦ その他の経済的支援

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
4-5	障がい児福祉手当(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-9】
4-6	補装具給付事業(社会・障がい者福祉課)
	身体上の障がいを補って、生活のしづらさを軽減するために補装具の交付や修理費用の一部を助成します。
4-7	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業(社会・障がい者福祉課)
	身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費の一部を助成します。
4-8	育成医療(社会・障がい者福祉課)
	18歳未満の児童を対象として、障がいの進行の予防や障がいの軽減を目的として、必要な医療費軽減を図ります。

第 7 章 こども・若者支援に係る施策

第7章 こども・若者支援に係る施策

1 社会で自立して活躍できる力の育成

こどもたちが将来、社会で自立し、自分の能力を発揮して活躍できるようにするために必要なスキルや知識、態度を育むことを目指します。こどもや若者が自己肯定感を持ち、社会に参加し、自己実現できるよう、学校や地域と連携し成長をサポートしていきます。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
1-1	総合的な学習時間の推進(学校教育課)
	【再掲 第5章 No.10-39】
1-2	学校での読書活動(朝の読書等)(学校教育課)
	【再掲 第5章 No.10-40】
1-3	体験交流会(学校教育課)
	【再掲 第5章 No.10-41】
1-4	地域と学校の連携・協力による多様な体験活動の推進(学校教育課)
	【再掲 第5章 No.10-42】
1-5	文化・芸術ふれあい事業(学校教育課)
	【再掲 第5章 No.10-43】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
1-①	411-6	新規就農者等支援(がんばる農業)事業 (農林振興課)	認定新規就農者累計数(人)	
	①市内で就農しようとする、概ね 50 歳未満の者に対し、短期・長期の研修を実施し、受入れ農家へ補助金を交付します。 ②要件を満たす就農希望者を、確実に就農に導くため、農業用機械施設等、農業用生産資材等及び農地賃借料等に必要な経費を助成します。 ③関係機関と連携し設立した協議会により新規就農者への支援・指導を行います。		22	34
			単年度認定新規就農者数(人)	
			2	2
			認定新規就農者の定着率(%)	
			20	32
1-②	431-3	大学生起業家育成事業 (経済政策推進室)	審査件数(件)	
	学生の起業及び地元定着並びに地域産業の活性化を図るため、学生の感性や創造力を活かしたアイデアの事業化又は起業・創業を目指す取組みに対し補助金を交付します。		2	10
1-③	511-22	いいづか子ども体験型キャリア教育事業(学校教育課)	スチューデントシティ・ファイナンスパークに係るアンケートにより「満足」と答えた児童生徒の割合(%)	
	【再掲 第 5 章 No.10-④】		95.5	95.5
1-④	521-5	小中学校研究指定校事業(学校教育課)	研究指定・委嘱校による研究発表等への参加校数(校)	
	【再掲 第 5 章 No.10-⑨】		29	29
1-⑤	521-7	学力向上推進事業(学校教育課)	全国学力・学習状況調査全国比 100.4 以上の小学校数(校)	
	【再掲 第 5 章 No.10-⑩】		9	19
			全国学力・学習状況調査全国比 100 以上の中学校数(校)	
			0	10
1-⑥	521-12	多層指導モデル推進事業(学校教育課)	「読み」の力の定着度(ポイント) (2年生 NRT 学力検査 国語、領域「読むこと」全国比)	
	【再掲 第 5 章 No.10-⑪】		102	103

2 自分自身が選ぶ未来へのチャレンジに対する応援

子どもや若者が自らの未来を主体的に選択し、その選択に挑戦できる力を育むことを目指します。社会で活躍できるスキルや視野を広げることを目的として、外国語教育やキャリア教育、グローバル人材育成、国際交流、地域リーダー育成、大学生の起業家育成など、幅広いプログラムを提供します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
2-①	431-3	大学生起業家育成事業 (経済政策推進室)	審査件数(件)	
	【再掲 第7章 No.1-②】		2	10
2-②	511-13	小中学校外国語教育推進事業 (学校教育課)	コミュニケーション能力について の達成率(%)	
	【再掲 第5章 No.10-④】		90	100
2-③	511-22	いっぴく子ども体験型キャリア教育事 業(学校教育課)	スチューデントシティ・ファイナン スパークに係るアンケートにより 「満足」と答えた児童生徒の割合 (%)	
	【再掲 第5章 No.10-⑦】		95.5	95.5
2-④	542-12	嘉飯桂地域未来の地域リーダー育成事 業(生涯学習課)	参加者人数(人)	
	将来、様々な分野でリーダーとして活躍するための意識付けを 目的として、嘉飯桂地域(飯塚市、嘉麻市、桂川町)の中学 2 年 生を対象に、地域に縁のある各界著名人等による実体験を交え た講義・体験・グループワーク等で構成する合宿型リーダー育成 事業「嘉飯桂未来塾」を実施します。本事業は、県と 2 市 1 町で 推進委員会及びその下に実行委員会を設置し、当該実行委員会 事務局が、県負担金、市町負担金で本事業を実施します。		24	30
			成果確認アンケート(%)	
			100	100

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
2-⑤	581-3	グローバル人材育成研修事業 (国際政策課)	研修の参加者数(人)	
	市内在住の中学1年生～高校2年生を姉妹都市である米国サニーバール市に派遣し、ホームステイや現地学生との交流を通して、多文化への理解やコミュニケーション能力を向上させ、飯塚市を担い国際的な視野を持って活躍できる人材育成を目的とした事業です。帰国後においては、帰国報告会や事後活動(人材育成グループ『ユリシス』)を行うことで、地域活動等への積極的な参加を促しています。		20	20
			事後活動の場となる人材育成グループ『ユリシス』への加入者(人)	
			14	20
			研修によって自分自身に変化を感じた研修生数(人)	
			20	20
2-⑥	582-3	飯塚国際交流推進協議会事業 (国際政策課)	各事業に参加した人数及びイベント来客者の合計(人)	
	国際社会に向けた人づくり・地域づくりを目的に、2006年にボランティア団体、大学、関係機構等の構成による協議会を設立し、地域に密着し、市民が主体となった国際化を図ります。協議会の事務局として加盟団体と連携し、目的に沿った事業を行う本協議会に対し補助金を交付しています。		379	1,500
			総会、定例会の出席者数(人)	
			61	84

3 困難を有するこども・若者やその家族への支援

「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、特に障がいを持つこどもやその家族を支えるための包括的な支援に取り組めます。障がい児の保育や通所支援、特別支援学級の設置、医療的ケア児への支援、さらに各種手当や相談窓口の設置など、幅広いサービスを提供し、安心して成長できる環境を整備することで、こども・若者の健やかな発達を支えながら、家族の負担軽減を図ります。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
3-1	児童発達支援センター等との連携(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.4-4】

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
3-2	[県事業]特別児童扶養手当(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.4-5】
3-3	障がい児保育事業(保育課)
	【再掲 第5章 No.4-7】
3-4	障がい児通所支援事業(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-8】
3-5	障がい児福祉手当(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-9】
3-6	相談窓口や各種サービス等に関する情報提供(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-10】
3-7	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-11】
3-8	医療的ケア児等在宅レスパイト事業(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-12】
3-9	居宅介護(ホームヘルプ)(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-13】
3-10	短期入所(ショートステイ)(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-14】
3-11	日中一時支援事業(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-15】
3-12	ふれあいサマースクーリング(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-16】
3-13	あすなろキャンプ(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-17】

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
3-14	さわやかスポーツ大会(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-18】
3-15	サン・アビリティーズいづかの屋内プールの活用(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-19】
3-16	障がい者週間を活用した啓発事業(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 No.4-20】
3-17	特別支援学級の設置(学校教育課)
	【再掲 第5章 No.4-21】
3-18	特別支援教育サポート事業(学校教育課)
	【再掲 第5章 No.4-22】
3-19	各種教育相談(学校教育課)
	【再掲 第5章 No.4-23】
3-20	児童クラブへの障がい児の受け入れ(教育総務課 学校教育課)
	【再掲 第5章 No.4-24】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
3-①	322-4	健康相談事業 (健幸保健課)	総合健康相談数(件)	
	市内に住所を有する40歳から64歳までの者を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行います。また、個別の健康相談及び自殺対策緊急強化基金事業としてゲートキーパー養成事業を実施します。		307	750
			重点健康相談数(件)	
			1,810	2,288
			ゲートキーパー養成者数(人)	
			69	90

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
3-②	342-4	乳幼児育成指導事業 (こども家庭課)	個別相談の実施延べ件数(件)	
	【再掲 第5章 No.4-②】		536	520
			巡回相談延べ実施回数(回)	
			81	83
3-③	345-1	街なか子育てひろば事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	【再掲 第5章 No.1-③】		19,287	20,000
3-④	345-2	地域子育てひろば事業 (こども家庭課)	利用者数(人)	
	【再掲 第5章 No.4-⑦】		17,469	20,000
3-⑤	363-1	重度障がい者医療費助成事業 (医療保険課)	重度障がい者一人当たりの医療費支給金額(円)	
	【再掲 第5章 No.4-⑧】		129,185	136,846
3-⑥	363-14	障がい者相談支援等事業 (社会・障がい者福祉課)	療育講座出席者数(人)	
	【再掲 第5章 No.4-⑨】		21	36
3-⑦	363-10	地域活動支援センター事業 (社会・障がい者福祉課)	年間延利用者数(人)	
	日中活動の場を必要としている障がい者に対して、通所による創作活動や社会との交流活動の機会を提供するためのセンターを運営します。		2,593	3,477
3-⑧	363-25	障がい者基幹相談支援センター運営事業 (社会・障がい者福祉課)	相談者数(人)	
	【再掲 第5章 No.4-⑩】		948	1,064
			支援件数(件)	
			16,805	17,855

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
3-⑨	372-5	生活困窮者自立相談支援事業 (生活支援課)	プラン作成件数(件)	
	生活保護受給者以外の生活困窮者(失業者、多重債務者等)からの相談に対応する窓口を常設します。生活困窮者を早期に見し、状況把握、自立支援のためのプラン策定、関係機関(社会福祉協議会、ハローワーク、法テラス等)へのつなぎ等により、生活困窮者の自立促進を図ります。		141	204
			就労率(%)	
			40	75
			自立に向けて改善が見られた者の割合(%)	
			92	90
3-⑩	372-16	生活困窮者就労準備支援事業 (生活支援課)	ひきこもり等の相談者のうち支援を実施した人の割合(%)	
	自立相談支援事業の就労支援までの段階に至っておらず直ちに就職活動が出来ない者を対象として、社会人に最低限求められる「日常生活の自立」「社会生活の自立」「就労活動の自立」のための訓練を実施し、就職活動ができる状態まで引き上げるもの。本事業の利用後は、就労支援事業に繋ぎ、将来的に就労し、経済的にも社会的にも自立することを目標とするが、対象者の現状に応じ福祉的就労や福祉サービスの利用に繋ぐなど、現状の問題を把握し、改善することを目標としています。ひきこもり状態にある方には積極的にアウトリーチを行うなど、個別支援に特化し時間をかけた支援を行います。		87	100
			現状から何らかの改善がみられた者の割合(%)	
			69	100
			面接、就労体験等参加者数(人)	
			3	5
3-⑪	514-3	適応指導教室事務 (学校教育課)	不登校児童生徒の学校への復帰率(%)	
	【再掲 第5章 No.10-⑥】		36	50
3-⑫	514-13	学校相談等対応専門職員配置事業 (学校教育課)	相談に対する対応率(%)	
	【再掲 第5章 No.10-⑦】		100	100
3-⑬	524-3	就学指導関連事務 (学校教育課)	就学指導委員会の答申結果と保護者の就学先の選択結果の一致率(%)	
	【再掲 第5章 No.4-⑪】		99.3	90

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
3-⑭	524-6	スクールカウンセラー等配置事業 (学校教育課)	カウンセラー等の相談件数(件)	
	【再掲 第5章 No.10-⑨】		2,402	3,000
3-⑮	524-7	児童の発達に関する巡回相談・支援事業 (学校教育課)	指導・支援の実施率(%)	
	【再掲 第5章 No.4-③】		100	100
3-⑯	531-2	地域補導事業 (こども家庭課)	巡回補導延べ月数(月)	
	【再掲第5章 No.10-⑩】		654	700
3-⑰	531-4	少年相談センター事業 (こども家庭課)	巡回補導回数(回)	
	【再掲 第5章 No.10-⑪】		610	540

4 健やかな成長と安定した生活基盤を支える環境の整備

子どもたちが安心して暮らし、健全に成長できる環境を整備することを目指します。その取り組みとして、有害情報から子どもを守るための白ポスト設置、こども 110 番の家などの安全確保策を実行します。

また、遊びや学びの場を提供するプレーパークや児童センターの運営、公園の整備などを通じて、日常の中で子どもが健全に過ごせる空間を整備します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
4-1	ニス・シンナー等取扱店の管理協力要請(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.10-6】
4-2	青少年健全育成(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.10-7】

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
4-3	青少年健全育成支援機関機能の集約(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.10-10】
4-4	白ポストの設置による有害図書回収(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.10-14】
4-5	有害図書等の調査(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.10-15】
4-6	こどもの居場所づくり推進事業(こども家庭課)
	【再掲 第5章 No.10-21】
4-7	薬物乱用防止の啓発(こども家庭課・学校教育課)
	【再掲 第5章 No.10-8】
4-8	「こども110番の家」設置(教育総務課)
	【再掲 第5章 No.10-16】
4-9	[県事業]ふくおか体力アップ推進事業(学校教育課)
	【再掲 第5章 No.10-9】
4-10	こどもへの暴力防止等のプログラムの活用(学校教育課)
	【再掲 第5章 No.10-17】
4-11	自然体験活動[小・中学校]事業(学校教育課)
	【再掲 第5章 No.10-22】
4-12	プレーパーク事業(生涯学習課)
	【再掲 第5章 No.10-27】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
4-①	353-7	児童センター運営事業 (学校教育課)	児童センター(館)で安全に過ご せた割合(%)	
	【再掲 第5章 No.10-㉓】		100	100
4-②	372-12	学習支援[子どもの健全育成支援]事業 (生活支援課)	延参加人数(人)	
	【再掲第5章 No.10-⑤】		491	1,600
4-③	532-2	放課後子ども教室推進事業 (生涯学習課)	放課後子ども教室延参加者数 (人)	
	【再掲 第5章 No.10-㉔】		10,302	10,000
4-④	541-3	少年の船事業 (生涯学習課)	参加満足度率(%)	
	【再掲 第5章 No.10-㉕】		96	100
4-⑤	633-4	交通安全施設整備事業 (土木管理課)	カーブミラーの設置数(基)	
	【再掲 第5章 No.10-㉖】		32	34
			防護柵の設置距離(m)	
			538	546
			区画線の距離(m)	
			6,700	7,300
4-⑥	656-6	移住支援事業 (総合政策課)	移住者数(人)	
	国の「デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ (移住・起業・就業型))」を活用した県の移住支援事業と連携し、 本市としての移住支援金制度を設けて、県外(主に三大都市圏) からの移住(UIJターン)促進を図ります。(2人以上の世帯 1,000千円・単身世帯 600千円・18歳未満の子1人当たり 1,000千円加算)		15	30
4-⑦	661-1	都市公園、児童遊園、その他公園等の 維持管理業務(都市計画課)	苦情処理実施率(%)	
	【再掲 第5章 No.10-㉗】		100	100

資料編

資料編

計画策定の経緯

令和5年度	令和5年8月18日	飯塚市子ども・子育て会議(令和5年度第1回) ○次期こども計画について
	令和5年12月20日	飯塚市子ども・子育て会議(令和5年度第2回) ○次期こども計画策定に係る調査について
	令和6年1月19日 ～2月2日	アンケート調査の実施
	令和6年3月25日	飯塚市子ども・子育て会議(令和5年度第3回) ○次期こども計画策定に係る調査結果(単純集計)
令和6年度	令和6年8月5日	飯塚市子ども・子育て会議(令和6年度第1回) ○前回アンケート結果に係る補足説明 ○次期こども計画骨子案について
	令和6年10月31日	飯塚市子ども・子育て会議(令和6年度第2回) ○こども計画素案について
	令和6年11月27日	飯塚市子ども・子育て会議(令和6年度第3回) ○こども計画素案について
	令和6年12月	パブリックコメントの実施
	令和7年 月	飯塚市子ども・子育て会議(令和6年度第4回)

飯塚市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、飯塚市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項に掲げる事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 子育て関係団体の推薦を受けた者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 子育て会議は、第2条各号に掲げる事項で専門的に検討する必要があるときは、専門部会を設置することができる。

2 前項の専門部会の委員は、15人以内とし、委員の互選により定める。

3 専門部会に部会長及び副部会長各 1 人を置き、部会長は子育て会議の会長をもって充て、副部会長は専門部会の委員の互選により定める。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の飯塚市附属機関の設置に関する条例に基づく飯塚市次世代育成施策推進委員会の委員として委嘱され、又は任命され、現にその職にある者については、この条例第 3 条第 2 項の規定により子育て会議の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、子育て会議の委員とみなされる者(この者が欠けた場合における補欠の委員を含む。)の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 29 年 3 月 28 日 条例第 8 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 20 日 条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 26 日 条例第 5 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

飯塚市子ども・子育て会議委員名簿

	区分	所属機関等	職名	氏名	備考
1	学識経験者	近畿大学 九州短期大学	保育科教授	竹永 亜矢	副会長
2	関係行政 機関の職員	福岡県教育庁 筑豊教育事務所	社会教育室 主任社会教育主事	増山 雄一	
3		福岡県嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所	社会福祉課長	亀崎 満	
4		飯塚公共職業安定所	職業相談第一部門 統括職業指導官	田中 恵美	
5	子育て 関係団体	特定非営利活動法人 こどもと文化のひろば わいわいキッズいっづか	常任理事	名武 工枝	
6		特定非営利活動法人 いっづか障害児者団体 協議会	会員	大淵 加代子	
7		NPO 法人 飯塚市青少年 健全育成会連絡協議会	事務局次長	伊藤 夏代	
8		飯塚市私立幼稚園連盟	了専寺白菊幼稚園 会長・園長	細川 義朋	
9		飯塚市保育協会	副会長	白山 勝也	
10		特定非営利活動法人 全 国認定こども園協会	認定こども園 愛宕 幼稚園 園長	武田 祐子	
11	一般公募 子育て中の 保護者	在宅児童の保護者	—	上久保 政利	
12		保育園児の保護者	—	浦川 飛鳥	
13		幼稚園児の保護者	—	欠員	
14		小学校児童の保護者	—	欠員	
15		中学校児童の保護者	—	村上 巧治	
16	市長が 認める者	部落解放同盟飯塚市 協議会	書記長	安永 勝利	
17		飯塚市民生委員児童委員 協議会	理事	小池 千津子	会長
18		飯塚病院	診療部長	田中 祥一郎	
19		いっづか男女共同参画 推進ネットワーク	常任理事	榎本 薫	

こども基本法

(令和 4 年法律第 77 号)

最終改正 令和 6 年 9 月 25 日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐり、及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)

第八条 第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定

する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども

施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 こども大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
- 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

児童の権利に関する条約(抜粋)

1989 年国連総会採択。日本は 1994 年(平成 6 年)批准

前文

この条約の締結国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924 年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び 1959 年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約(特に第 23 条及び第 24 条)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(特に第 10 条)並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」

ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

（差別の禁止）

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

（子どもの最善の利益）

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

(生命への権利)

第 6 条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

(意見表明権)

第 12 条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

(プライバシー・通信・名誉の保護)

第 16 条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

(親の第一次養育責任)

第 18 条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

(虐待・放任からの保護)

第 19 条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

(障害児の権利の国際協力)

第 23 条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込に応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達(文化的及び精神的な発達を含む。)を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換(リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。)であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

(教育への権利)

第 28 条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

子ども・子育て支援法(抜粋)

(平成 24 年法律第 65 号)

最終改正 令和 6 年 10 月 1 日

第一章 総則

(市町村の責務等)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子

育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、イン

ターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(平成 21 年法律第 71 号)

最終改正 令和 6 年 10 月 1 日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

らない。

- 6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、こどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 基本的施策

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱(以下この条及び次条において単に「大綱」という。)を定めなければならない。

- 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針
- 二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関

する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体の活動の支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用 の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 こどもの貧困の実態
- 二 こどもの貧困に関する指標
- 三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方
- 四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方
- 五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

子ども・若者育成支援推進法(抜粋)

(平成 26 年法律第 64 号)

最終改正 令和 6 年 9 月 25 日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
 - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
 - 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。